

# 京都議定書の運用ルール

- ボン合意・マラケシュ合意の分析 -  
(最終報告)

**Analysis of the Bonn Agreements and  
the Marrakech Accords**

**CASA ペーパー (2002 年 3 月)**



Citizens Alliance for Saving

the Atmosphere and the Earth

特定非営利活動法人  
**地球環境と大気汚染を考える全国市民会議**  
(CASA)

〒541-0041 大阪府中央区北浜 1-2-2 北浜プロボノビル 1F

TEL:06-6203-2050 FAX:06-6203-2051

E-mail: [casa@netplus.ne.jp](mailto:casa@netplus.ne.jp)

Web: <http://www.netplus.ne.jp/casa/index2.html>

## 本報告書の目次

マラケシュ合意の目次	2
途上国問題（資金供与・技術移転、補償問題など）	4
京都メカニズム	9
- A 共同実施（JI）	12
- B クリーン開発メカニズム（CDM）	19
- C 排出量取引（ET）	30
割当量の勘定（アカウンティング）方式	31
土地利用、土地利用の変化および林業（LULUCF）	39
京都議定書のもとでの遵守手続・メカニズム	47
京都議定書のもとでの報告・審査手続	62
資料 マラケシュ合意で残された課題とその取り扱い	75

### 【お願い】

本報告書を引用される方は、必ず出典を明記していただくようお願いいたします。

本研究は、2001年度「(財)イオングループ環境財団」の助成による成果の一部である。(テーマ:「地球温暖化防止の国内対策と国際制度設計のあり方に関する政策提言」)

## マラケシュ合意の目次

決定	内容
2/CP.7.	発展途上国（非附属書 国）におけるキャパシティ・ビルディング
3/CP.7.	経済移行国におけるキャパシティ・ビルディング
4/CP.7.	技術の開発と移転（決定 4/CP.4 および 9/CP.5）
5/CP.7.	条約 4 条 8 項および 9 項の実施（決定 3/CP.3 および京都議定書 2 条 3 項および 3 条 14 項）
6/CP.7.	資金メカニズムの運営機関に対する追加の手引き
7/CP.7.	条約のもとでの資金供与
8/CP.7.	試験段階の共同実施活動（決定 6/CP.4 および 13/CP.5）
9/CP.7.	京都議定書 3 条 14 項と関連する問題
10/CP.7.	京都議定書のもとでの資金供与
11/CP.7.	土地利用，土地利用変化および林業
12/CP.7.	京都議定書 3 条 4 項に基づく森林管理活動：ロシア連邦
13/CP.7.	条約附属書 に含まれる締約国間の政策と措置の“グッド・プラクティス”
14/CP.7.	約束期間における一事業の排出への影響
15/CP.7.	京都議定書 6 条，12 条，17 条にしたがったメカニズムの原則，性質および適用範囲
16/CP.7.	京都議定書 6 条の実施に関する指針
17/CP.7.	京都議定書 12 条に定義されたクリーン開発メカニズムに関する方法と手続
18/CP.7.	京都議定書 17 条に基づく排出量取引に関する方法，規則および指針
19/CP.7.	京都議定書 7 条 4 項に基づく割当量の勘定に関する方法
20/CP.7.	京都議定書 5 条 1 項に基づく国内制度に関する指針
21/CP.7.	京都議定書 5 条 2 項に基づくグッド・プラクティスの手引きおよび調整
22/CP.7.	京都議定書 7 条に基づき要求される情報の準備に関する指針
23/CP.7.	京都議定書 8 条に基づく審査に関する指針
24/CP.7.	京都議定書に基づく遵守に関する手続およびメカニズム
25/CP.7.	気候変動に関する政府間パネルの第 3 次報告書
26/CP.7.	条約附属書 におけるリストの改正
27/CP.7.	後発発展途上国基金の運用に関して条約の資金メカニズムの運営を委託された機関に対する手引き
28/CP.7.	国家適応計画活動に関する指針
29/CP.7.	後発発展途上国専門家グループの設立
30/CP.7.	条約の非附属書 締約国からの最初の国別報告書の第 3 次編集・統合
31/CP.7.	非附属書 締約国からの国別報告書に関する専門家諮問グループ
32/CP.7.	条約附属書 締約国からの通報に関連するその他の問題
33/CP.7.	条約附属書 締約国からの国別報告書

34/CP.7.	条約附属書 締約国による国別報告書の準備に関する指針の改訂，パート : 年次目録に関する UNFCCC 報告指針 ,および条約附属書 締約国からの温室効果ガスの技術的審査のための指針
35/CP.7.	中央アジア諸国グループ，コーカサス，アルバニアおよびモルドバ諸国からの条約のもとでのこれらの国の地位に関する要請
36/CP.7.	国連気候変動枠組条約および京都議定書に基づき設立された機関での締約国の代表における女性参加の改善
37/CP.7.	第 8 回締約国会合の日程および開催地
38/CP.7.	2002-2003 年 2 年間の計画予算
39/CP.7.	2000-2001 年 2 年間における収入・予算の実績および条約に対する運営支援のための制度

### マラケシュ合意とボン合意の位置づけ

COP3（京都）以降、京都議定書の制度や方法論の細則を決めるために国際交渉が進められてきた。交渉分野は、途上国問題、京都メカニズム、森林等吸収源、遵守の4つに分けられる。

2000年11月のCOP6（ハーグ）で「ブロンク議長ノート」が提示されたが、結局、各国の利害が対立して交渉が中断された。2001年3月の米国の議定書離脱宣言で京都議定書の交渉の存続が危惧されたが、2001年7月のCOP6再開会合（ボン）では、森林等吸収源や途上国問題等の運用ルールの枠組みについて合意された（ボン合意）。2001年11月のCOP7（マラケシュ）では、ボン合意に基づいて詳細な運用ルールが合意された（マラケシュ合意）。これを受けて、2002年9月のヨハネスブルクサミットでは、京都議定書の発効が予定されている。

#### (1) ブロンク議長ノート（Note by the President of COP6）

<http://www.unfccc.int/resource/docs/cop6/dec1-cp6.pdf>

#### (2) ボン合意（The Bonn Agreement）, FCCC/CP/2001/L.7

<http://www.unfccc.int/resource/docs/cop6secpart/107.pdf>

#### (3) マラケシュ合意（The Marrakesh Accords）, FCCC/CP/2001/13/Add.1-4

Add.1: <http://unfccc.int/resource/docs/cop7/13a01.pdf>

Add.2: <http://unfccc.int/resource/docs/cop7/13a02.pdf>

Add.3: <http://unfccc.int/resource/docs/cop7/13a03.pdf>

Add.4: <http://unfccc.int/resource/docs/cop7/13a04.pdf>

### 国際交渉に関する CASA のペーパー

これまで CASA は、「ブロンク議長ノートの分析」（2001年1月）、「ボン合意の分析」（2001年10月）など国際交渉に関して様々な報告書や声明を出しています。これらのペーパーは、CASA のホームページに掲載されているので、ぜひご参照下さい。

CASA Web: <http://www.netplus.ne.jp/casa/index2.html>

# 途上国問題（資金供与・技術移転、補償問題など）

## 1. 全体評価

- ・ 京都議定書 3 条 14 項は、基本的に条約の 4 条 8 項および 9 項を受け継ぐとともに、条約の附属書 国の温室効果ガス排出量の削減が途上国に社会的、環境的及び経済的な影響を与えないようにすることを求め、議定書の第 1 回締約国会合(COP/MOP1)で、基金の設立、保険、技術移転など、対策による影響を最小化する方策を検討しなければならないとしている。COP4 で採択された「ブエノスアイレス行動計画」では、資金メカニズム、技術開発および移転、条約 4 条 8 項および 9 項の 3 項目が COP6 までに合意すべき課題として位置づけられた。
- ・ COP6 再開会合で採択された「ボン合意」では、途上国に対する資金供与問題については、条約のもとで 2 つの基金、議定書のもとに 1 つの基金が設立されることになり、予測可能で適切な額の資金が提供されなければならないとされた。また、各種委員会の構成などでは、途上国の主張が相当程度反映された。しかし、他方で、基金の規模が明示されず、拠出の分担方法の議論も今後の課題として先送りされたこと、各国の資金の拠出は法的義務ではないとされたこと、基金すべての運営主体を地球環境ファシリティ (GEF) としたこと<sup>(注)</sup>、などの点で途上国が大きく譲歩したものとなった。
- ・ COP6 再開会合で、「ボン合意」に基づいて途上国関連で 8 つの COP/MOP 決定草案が合意され、これらは他の問題に関する COP/MOP 決定草案とともに、COP7 で「マラケッシュ合意」の一部として採択された。
- ・ 議定書 3 条 14 項に関する情報の報告に関しては、附属書 国は、議定書 7 条 1 項のもとで毎年提出する排出目録とともに提出する法的義務を負うが、一方、情報提出の義務の遵守を京都メカニズムへの参加要件とはしないという抱き合わせの形で決着した。また、資金供与に関して、拠出金に関する情報は、7 条 2 項のもとで国別報告書とともに提出することとなり、報告提出義務の不遵守は遵守委員会の促進部で扱われ、不遵守の場合にもメカニズムの参加資格は停止しないこととなった。
- ・ 基金の具体的な運用や予測可能で適切な拠出額をどのように担保できるのかなど、さらなる議論が必要とされる点は多々あるが、「途上国関連の問題」に関しては、条約および議定書の具体的な履行を進めるうえでの基本的な合意がすでに COP6 再開会合で成立していたといつてよい。

(注)「条約の資金供与メカニズムを運営する主体によって運営かつ管理される」とあるが、現時点ではこうした主体にあたるのは GEF のみである。

## 2. 資金供与メカニズム

### (1) 内容

- ・ 条約のもとに設置される 気候変動特別基金、 後発発展途上国基金と、京都議定書のもとに設置される 適応基金の 3 つの基金が設けられ、いずれも GEF により運営される。
- ・ 条約のもとでの各国の資金供与は、法的義務とはされていない（なお、EU、カナダ、アイスランド、ノルウェー、ニュージーランド、スイスは、政治宣言によって、資金

供与の額を表明した。議定書のもとでの各国の資金拠出も、クリーン開発メカニズムで得られる利益の一部の支払い以外は、法的義務とはされていない。

- ・ 条約の附属書 国は、条約のもとでの資金供与の内容について毎年報告を提出する義務があり、この報告書は COP で審査される。この報告義務は適応基金でも同じであるが、議定書発効後は、議定書の締約国会合 (COP/MOP) が審査を行うことになっている。
- ・ 条約のもとに設置される 2 つの基金の資金拠出方法は、GEF の増資の割増分、気候変動特別基金、二国間あるいは多国間で行なわれる資金供与の 3 つのルートとされる。
- ・ 議定書のもとに設置される適応基金はクリーン開発メカニズムで得られる利益の一部 (2%) および他の資金源によってまかなわれる。
- ・ 気候変動特別基金は、気候変動による影響への適応、技術移転、エネルギー・交通・工業・農業・林業および廃棄物管理、産油国の経済の多様化などの目的で使用される。
- ・ 後発途上国基金は、国家適応活動計画 (National Adaptation Programmes of Action / NAPA) を含む作業計画を特に支援するための基金とされる。
- ・ 適応基金は、途上国における気候変動に適応するための具体的な活動を支援する基金である。

## (2) 解説

米国の議定書からの離脱宣言によって、途上国の主張どおり、条約のもとでの資金供与の問題と議定書のもとでの資金供与の問題が切り離されて議論される結果となった。条約の締約国である米国は条約のもとでの資金供与の約束は果たすことを明言したが、具体的な拠出額については触れていない。EU、カナダ、アイスランド、ノルウェー、ニュージーランド、スイスによる政治宣言によって提示された拠出金の総額 (2005 年までに毎年 4 億 1000 万 US ドル) だけでは、2000 年 11 月の COP6 において、合意案として提示された COP6 の議長覚書 (「ブロンクノート」) で提案されて以来議論されてきた年間 10 億米ドルにはるかに及ばず、途上国が大きく譲歩した形となった。

拠出が義務とはならなかったけれども、附属書 国は、条約のもとでの資金供与について、自国の拠出に関して毎年報告し、その報告書を COP が審査することになった。また、議定書を批准する附属書 締約国は、議定書のもとでの資金供与として行われる適応基金への自国の拠出について、毎年報告し、COP (議定書発効後は COP/MOP) が毎年報告書を審査することとなった。他方で、附属書 国は、議定書 7 条 2 項のもとで、どのような新規かつ追加的な資金源が供与され、どのような点でそれが新規かつ追加的なのか、これらの資金源のフローの妥当性と予測可能性の必要性をどのように考慮したのか、などの議定書 11 条の履行に関する情報、条約の資金メカニズムの運営主体への拠出に関する情報、を国別報告書とともに提出しなければならないこと、また、適応基金に資金供与をした附属書 締約国は、その拠出に関しての報告を国別報告書とともに行わなければならないこと、が合意された。7 条 2 項のもとでの報告提出義務の不遵守の場合は遵守委員会の促進部で扱われる。また、7 条 1 項のもとでの報告ではなく、国別報告書とともに提出される情報となったことで、これらの報告義務が遵守されない場合でも、メカニズムの参加資格は停止しないこととなった。

また、拠出の分担方法の作成の必要性も明記されている。2001 年 4 月 9 日付議長提案にある、1990 年の二酸化炭素排出割合に応じた分担率など、今後は、不払いに対する対応や拠出分担の方法に関する交渉を迅速に進め、具体的な結論を出す必要がある。ODA、既存

の二国間・多国間資金供与、CDM 事業への投資に対して新規かつ追加的な資金源を要請していることは評価できるが、ベースラインの問題は依然残り、また、「予測可能で適切なレベルの資金拠出」を確保する具体的な方法も合意されていない。ボンで明確な資金供与額を提示しなかった日本や米国を含め、より多くの先進国が速やかに適切な拠出額を宣言するとともに、「予測可能で適切なレベル」の資金を確保する仕組みを合意する必要がある。今後は、基金の資金額の妥当性を定期的に見直し、増資の決定をするシステムを確立することが課題となる。

適応基金も資金源の確保の点で問題がある。適応基金の資金源は、CDM 事業から生じる認証排出削減量 (certified emission reductions / CERs) の 2%分と附属書 締約国からの資金拠出であるが、CDM 事業の展開の状況により、CERs からの分はかなり小さな額になる可能性や、CERs の価格の暴落による資金不足の可能性も指摘されている。いずれにせよ、他の基金同様確保すべき基金の総額が明示されていない点が問題である。

また、これらの資金が無償なのか有償なのか全く触れられていないが、有償の場合、条約あるいは議定書で規定されている途上国に対する資金移転の目的と意味が大きく失われることになる。

なお、気候変動に最も脆弱な国々でありながら、行動の具体化という点ではそれほど重視されてこなかった後発発展途上国 (Least developed countries / LDCs) のための基金の設置が合意されことは議定書の履行強化の観点から評価できる。

### 3 . 技術移転

#### (1) 内容

- ・ 締約国が指名する技術移転に関する専門家グループを設置する。
- ・ この専門家グループは、非附属書 締約国の各地域 (アフリカ、アジア・太平洋、ラテンアメリカ・カリブ) からそれぞれ 3 人づつ、島嶼国連合から 1 人、附属書 締約国から 7 人、関連国際機構から 3 人の計 20 人の専門家から構成される。
- ・ 専門家グループは毎年議長と副議長を選出する。1 人は附属書 締約国から、もう 1 人は非附属書 締約国から選出し、毎年交替する。

#### (2) 解説

条約に規定された技術移転に関する附属書 国の約束については、長年具体的な進展がなかった。こうした状況に懸念をつのらせていた途上国は、ブエノスアイレス行動計画に含まれた技術移転の枠組の合意を達成することによって、条約の約束を実施するための附属書 国の具体的で早急な行動を確実なものにしようとした。とりわけ、発効までまだ時間がかかる議定書の交渉と、条約のもとに早急に実施されなくてはならない約束とを切り離すことを強く主張し、CDM や JI といった議定書のメカニズムを通じた条約の約束の実施を示唆する米国などの一部の先進国の提案に強く反発していた。

ボン合意は、条約のもとでの約束と議定書のもとでの約束を切り離し、条約の約束の履行を前進させることを可能とした点で評価できる。離脱表明によって米国にとっても議定書と条約の交渉を切り離す必要性が生まれたことが、皮肉にもこうした合意を可能にした。

条約 4 条 5 項、4 条 3 項にある資金供与に関して、はじめて技術移転のための具体的な資金源が担保されたことも評価できる。しかし、実際にはどのくらいの資金が技術移転に対して供与されるかは不明であり、今後十分な資金額が安定して確保される仕組みを合意する必要がある。

問題点としては、「環境上適正な技術 ( Environmentally Sound Technology / EST )」の定義が明確ではなく、技術移転の枠組から非持続的な技術を排除できる仕組みになっていないことが指摘できる。また、何がそれぞれのホスト国と地域共同体が必要とする適切な EST であるかを定義するには、地域共同体や環境 NGO のニーズアセスメントへの参加が不可欠である。持続可能な発展の達成との整合性を確保するためにも、条約と議定書のもとに行われる技術移転における EST の定義を明確化する仕組みが必要である。

さらに今後は、国際金融機関や国際協力銀行の投資ガイドラインを気候変動枠組条約の目的と整合性のあるものへと改定できるよう、締約国会議が働きかけを行っていく必要がある。

## 4 . 悪影響

### (1) 内容

- ・ 気候変動枠組条約 4 条 8 項、4 条 9 項の実施  
気候変動の悪影響について
  - \* 認められた活動の実施は、GEF、気候変動特別基金、その他の 2 国間・多国間の資金源によって支援されなくてはならない。
  - \* 保険に関するワークショップの結果にもとづいて、COP8 で、気候変動の悪影響から生じる発展途上国の特定の必要と関心を満たすための保険関連措置の実施を検討する。対応措置について
  - \* 認められた活動の実施は、GEF、気候変動特別基金、その他の 2 国間・多国間の資金源によって支援されなくてはならない。
  - \* 保険に関するワークショップの結果にもとづいて、COP8 で、対応措置の実施から生じる発展途上国の特定の必要と関心を満たすための保険関連措置の実施を検討する。
- ・ 京都議定書 3 条 14 項に関する問題  
附属書 締約国は、その措置の結果を十分に考慮し、その悪影響を防止または最小にする義務がある。  
COP / MOP は、議定書 7 条 1 項のもとでの指針にしたがって、毎年目録の報告に必要な補足的情報の一部として、議定書 3 条 1 項の約束の実施に関して発展途上国への悪影響を最小化する努力についての情報を提供することを法的義務として指針に盛り込むことを、附属書 締約国に求める。  
附属書 締約国およびそうする立場にある附属書 締約国は、3 条 14 項の実施に関して列記された活動を優先するとともに、その活動に関する情報を上記の補足的情報に含める。  
これらの情報は、遵守委員会の促進部が審査する。

### (2) 解説

これまでの交渉過程では、気候変動の悪影響と対応措置の影響、すなわち LDCs や島嶼発展途上国 ( small island developing states ) への支援の問題と産油国への補償の問題が一括して扱われる傾向にあったため、先進国にとって対処が難しい問題であった。

ボン合意では、米国の議定書離脱の影響もあり、条約 4 条 8 項と 4 条 9 項を一括し、議定書 3 条 14 項と別に扱っている。前者においては、気候変動の悪影響に関しても政策措

置の実施の影響に関しても、「保険関連活動の実施」について検討するとしている。後者は、主に政策措置の影響について扱っている。

議定書3条14項については、7条1項のもとで目録とともに毎年報告する事項としつつ、通常、7条1項であれば遵守委員会の履行強制部で審査されるのを、例外的に7条2項で審査されることにした点に、先進国と産油国との妥協がみられる。

また、7条のもとで要求される情報に関する指針案の交渉において、3条14項に関する情報の提出について法的義務を示す文言（shall）を使用するかどうか、情報提出を毎年行うかどうか、情報提出の義務を京都メカニズムへの参加資格とリンクさせるかどうか、などがCOP7で議論され、閣僚級会合まで決着が持ち越された。途上国グループは、法的義務を示す文言の使用とメカニズムへの参加資格の問題とのリンクを主張し、一方、先進国はこれに反対の立場をとった。結局、議定書3条14項に関する情報の報告に関しては、議定書7条1項のもとで毎年提出する排出目録とともに提出し、提出義務は法的義務として指針に盛り込むが、一方、情報提出の義務の遵守を京都メカニズムへの参加要件とはしないという、ここでも両者が妥協した形で決着した。

なお、これまで締約国会議ごとにかろうじて先進国が先送りしてきた産油国への「補償」の問題は、ワークショップの開催を約束することで再び将来のCOP/MOPに委ねられた。

# 京都メカニズム

## 1. 京都メカニズム利用の基本原則

### (1) 内容

- ・ 附属書 締約国は、国家の状況にしたがい、条約の究極の目標達成に向けて努力しながら先進締約国と発展途上締約国との間の一人当たり排出量の格差を狭めるのに資するようなやり方で排出量を削減するために、国内対策を実施する。( Decision 15/CP.7 )

### (2) 解説

ここでは、先進国と発展途上国との一人当たり排出量の差を縮めるような方向で国内対策を実施すべきことが明確に示され、京都メカニズムの利用の目的とその限界を示す理念規定として重要な役割を果たしている。すなわち、京都メカニズムは単に経済的効率性を追求するためだけに導入されたのではなく、先進国と発展途上国の排出量の格差を縮めるために利用されるべきと確認されたことが留意されるべきである。

## 2. 補完性 (Supplementarity)

### (1) 内容

- ・ 排出削減における京都メカニズムの利用については、国内対策に対して補完的であり ( supplemental to domestic action ) 国内対策が各国による努力の重要な ( significant ) 要素でなければならない。( Decision 15/CP.7 )
- ・ 附属書 国は、補完性に関する情報を 7 条にしたがって提出、8 条のもとで専門家レビューチームがこの情報を審査。これらの実施上の問題は、遵守委員会の促進部が取り扱う。(CMP.1, Mechanism, para.2)

### (2) 解説

京都メカニズム利用の国内対策への補完性については、COP3 以降の条約交渉で、EU や途上国諸国から定量的な基準を設定するように求められてきた。しかし、マラケッシュ合意では、定量的な基準が設定されなかった。とはいえ、マラケッシュ合意によれば、「補完性」について一定の基準が設けられ、審査が実施される。

まず、国内での対策に対して補完的であることを議定書の文言を引用して再度強調している。

「補完性」については定性的な基準であるものの、国内での対策が各国の削減義務達成のための努力の重要な ( significant ) 要素でなければならないとされ、先進国と途上国との間の一人あたり排出量の差異を狭めるように先進国内での排出削減の措置をとっている。

「補完性」については、7 条にしたがって国別報告書とともに提出される補完性に関する情報にもとづき、専門家レビューチームが審査を行い、遵守状況の認定が遵守委員会の促進部で行われる。今後、このような補完性に関する情報の提出と審査が厳格に行われるならば、国内対策に対する京都メカニズム利用の補完性の確保へのインセンティブを与えることができると考えられる。

### 3 . 環境十全性 ( Environmental integrity )

#### (1) 内容

- ・ 環境十全性は、メカニズムに関する適正な方法・規則・指針、土地利用・土地利用変化及び林業活動を規律する適正かつ強力な原則及び規則、そして強力な遵守制度によって達成される。( Decision 15/CP.7 )

#### (2) 解説

京都メカニズムは、国内で対策をとるよりも費用が相対的に低いところで削減することで、排出削減の約束を達成することを可能にし、促進する方法である。環境十全性という考え方は、メカニズムの利用が気候変動問題の解決のために、実質的な温室効果ガスの削減をもたらすのはもちろん、メカニズムの利用が他の環境上の問題を生じさせてはならないことを示している。また、京都メカニズムが健全に機能するために、厳格な遵守制度が求められていることにも留意すべきである。

### 4 . メカニズムの参加条件

#### (1) 内容

- ・ 附属書 国によるメカニズムの参加条件は、議定書の5条1項・2項と7条1項・4項における方法論上及び報告上の条件を遵守しているかどうかで決まる。(CMP.1, Mechanism, para.5)
- ・ 本規定の監督は、遵守手続・メカニズムが、法的拘束力を持つ帰結に関わる改正に加えて、決定の形で COP/MOP により承認されると、決定 24/CP.7 の定める遵守手続・メカニズムにしたがって、遵守委員会の履行強制部が行う。遵守に関する手続及びメカニズムの法的形態については、専ら COP/MOP が決定する権利を有する。(CMP.1, Mechanism, para.5)

#### (2) 解説

- 「 京都議定書のもとでの報告・審査手続」を参照。

図 - 1 共同実施のしくみ（附属書 国間）

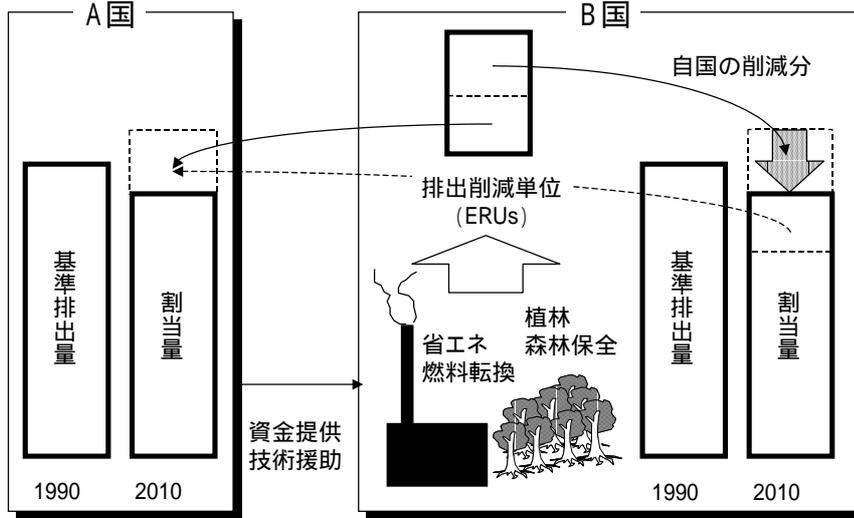


図 - 2 クリーン開発メカニズムのしくみ

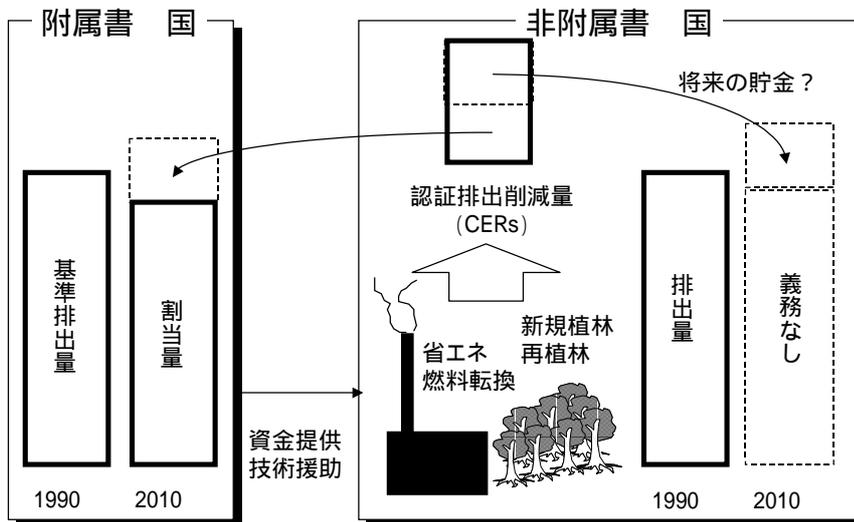
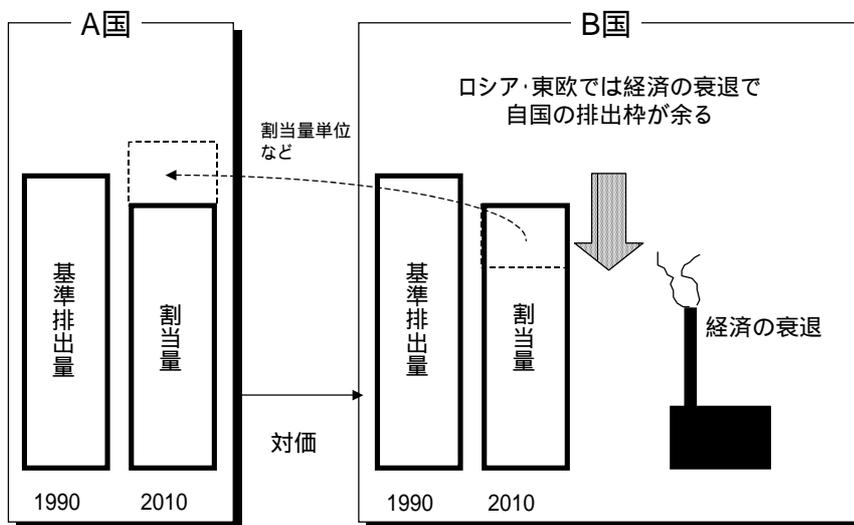


図 - 3 排出量取引のしくみ（附属書 国間）



## - A 共同実施 (JI)

### 1. 全体評価

- ・ 共同実施の実施方法には、事業受入国（ホスト国）がメカニズムへの参加条件を満たしているかどうかにより、事業による削減量と吸収量をホスト国が自ら検証する方法（第1トラック）と、第6条監督委員会による検証を受ける方法（第2トラック）の2種類がある。前者の方法の手続については、指針ではほとんど何もふれていない。ただし、共同実施事業に参加する国は、共同実施事業の承認、モニタリング、検証に関する指針を作成し、事務局に通報しなければならない。
- ・ 共同実施は、ホスト国がメカニズムへの参加条件を満たしていれば、事業活動を行うに当たっての手続は定められておらず、ホスト国が自ら事業による削減量と吸収量を検証でき、排出削減単位（ERUs）を発行できる点で、CDM 事業の実施よりも事業実施に当たってのホスト国の裁量が大きい。
- ・ 共同実施として実施できる吸収源事業活動には、新規植林・再植林にとどまらず森林管理などの追加的活動も含まれ、森林管理事業活動以外の吸収源活動には定量的制限が設けられないことなどから、CDM 事業に比べて、吸収源活動に対する制約は少ない。
- ・ CDM 事業同様、原子力関連施設から生じる排出削減単位を3条1項の排出削減の約束の達成のために使用することを差し控えることが決定された。したがって、事実上、原発関連事業を共同実施事業として行うことはできないといつてよい。
- ・ 監督委員会による検証を受ける場合、共同実施事業の実施に際して、プロジェクト設計書（Project Design Document）を信任独立機関に提出する必要がある。
- ・ 共同実施では、6条監督委員会は附属書 国が多数を占める構成となっている（10人中6人）点も、CDM 理事会とは異なる。

### 2. 共同実施の概要

共同実施とは、他の附属書 国やそれらの国が認可した法的主体が参加して、附属書国で行なわれる温室効果ガス削減事業および吸収源強化事業のことである。事業の実施から生じる削減量や吸収量の一部が、事業参加者間の合意に基づいて、ホスト国から事業参加者に移転される。

プロジェクトのホスト国になれるのは、附属書 国のみである。ホスト国が国家登録簿を有する等の参加条件を満たしているか否かによって、共同実施の手続が異なる。ホスト国が参加条件を満たさない場合には、設置される6条監督委員会の監視の下で CDM の手続に近い方法で事業が実施されることとなる。共同実施については、6条監督委員会を通さないプロジェクトは排出量取引に非常に近いシステムであり、6条委員会を通すプロジェクトは CDM に近いシステムであると評価できる。その意味において、共同実施のシステムを評価する場合、他の2つのメカニズムの条項を適宜参考にするのが有益だろう。

また、事業に参加できる主体は、附属書 国に承認された法的主体である。共同実施事業の結果、発行される ERUs を移転、取得するには、マラケシュ合意で決定された参加条件を満たす必要があり、ホスト国とその他の参加主体では条件が異なる。

### 3. 原子力の利用

#### (1) 内容

- ・ 附属書 国が 3 条 1 項における約束の達成に原子力施設から生じる排出削減単位を使用することを差し控える。( Decision 16/CP.7 )

#### (2) 解説

事業が「持続可能な発展に寄与する」かどうかを決定するのは専らホスト国の権利であることが明記されているが、CDM と同様に、共同実施としての原子力関連事業から生じる ERUs を 3 条 1 項の約束達成のために利用することを差し控えるとされている。このような規定が入ったことは、気候変動防止のために原子力を使用することは出来るだけ避けるといふ国際社会の価値判断が現れていると考えて良い。各国は国内対策においてもこの趣旨を尊重すべきであろう。

### 4. プロジェクトのベースラインの設定

#### (1) 内容

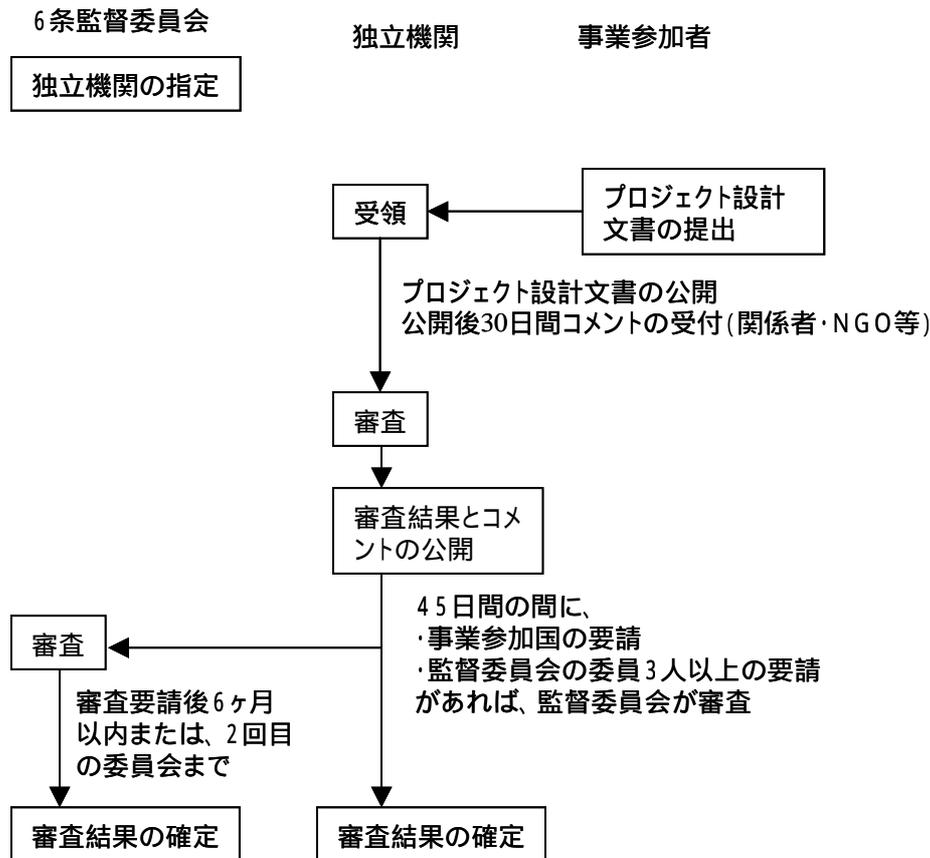
- ・ ベースラインの設定に当たっては以下の基準に従う。( Appendix B, para.2 )
- (a) 事業別に設定および/またはマルチプロジェクトの排出係数を利用する
- (b) アプローチ、仮定、方法、パラメーター、情報源、主要係数の選択については透明性の高い方法で行う
- (c) 当該事業部門・関連国の政策および事情等を考慮する
- (d) 事業活動外の活動水準の低下または不可抗力によって、ERUs が取得されないように設定する
- (e) 不確実性を考慮して、控えめな仮定を利用する
- ・ 事業参加者は自らの設定したベースラインが正当なものであることを示さなければならない ( Appendix B, para.3 )

#### (2) 解説

ベースラインは、設定のしかたによっては対象事業によって発生するクレジットが過大になりうることから慎重に設定される必要がある。

本規定では、透明性が高い方法でアプローチ、仮定、方法などを選択し、控えめな仮定を利用するという設定過程での配慮に加えて、事業参加者にベースライン設定の正当性を示す義務を与えている点で、ベースラインが過大に設定されることを防ごうとしている。ただし、正当性さえ示すことが出来れば、参加者がベースラインを設定する際の裁量は大きいと言えるだろう。

図 - 4 監督委員会による事業の認証手続き



## 5 . 2008 年以前に開始したプロジェクト

### (1)内容

- ・ 2000 年以降に開始したプロジェクトは、指針の要件を満たせば、共同実施事業として適格とされうる。ただし、ERUs の発行は 2008 年以降に開始するクレジット期間についてのみ行われる (CMP.1/Article 6, para.5 )

### (2)解説

2000 年以降に開始したプロジェクトは、一定の要件を満たせば、共同実施事業となる。ただし、ERUs の発行は、2008 年以降に開始するクレジット期間についてのみ行われる。

## 6 . 市民参加の方法

### (1)内容

- ・ 第 6 条監督委員会が決定した場合を除いて、第 6 条監督委員会の会合は、全締約国と UNFCCC が認める全てのオブザーバー及び利害関係者による傍聴者としての出席が可能でなくてはならない。( Annex C, para 18 )
- ・ 承認された独立機関は後述第 40 パラグラフに示された守秘規定にしたがって、事務局を通し、プロジェクト設計文書を公表し、そのプロジェクト設計文書が公表された日

から 30 日間にプロジェクト設計文書について締約国・利害関係者・UNFCCC の承認するオブザーバーからコメントや裏づけ情報を受けなくてはならない。(Annex E, para 32)

## (2) 解説

事業の決定と実施の過程への市民参加は、情報公開、コメントの提出の機会の保障という二つの手法で確保される。特許情報または機密情報とされた情報以外、プロジェクト設計文書は原則としてすべて公開され、国連条約事務局が認めるオブザーバー（市民団体など）はコメントを述べるができる。

6 条監督委員会のもとで検証が実施されない事業の場合には、事業のホスト国が、事業に関する情報を直接または事務局を通して公開しなければならないことを除けば、市民参加の保障は各国の国内制度に委ねられることとなる。ただし、事業参加国は、共同実施事業の承認に関する国内の指針と手続を作成し事務局に通報しなければならない。この指針・手続には、事業関係者のコメントの考慮が含まれなければならない。この点、ホスト国が実施される事業について、市民の参加を十分に保障しない場合、実施される事業へ参加する締約国または法的主体の母国が市民参加を保障する補完的なしくみを整えることが必要であろう。

## 7. 共同実施におけるクレジットの移転・取得

### (1) 内容

- ・ 事業の参加国が排出削減単位（ERU）の移転と取得を行うためには以下の要件を満たす必要がある。(Annex D, para 21)
- (a) 京都議定書締約国であること
- (b) 割当量の勘定方法について定められた方法にもとづいて割当量を設定していること
- (c) 排出量と吸収量の推計のための国内制度を有していること
- (d) 7 条 4 項とその指針にしたがって国家登録簿を有していること
- (e) 提出が必要な最新の目録を毎年提出していること。ただし、第一約束期間については、吸収源に関する年次目録については毎年提出されていれば、メカニズム利用の条件を満たしたことになる。排出に関する目録については、その内容が適切なものでなければメカニズムへの参加条件を満たしたことになる。
- (f) 割当量に関する補足情報を提出していること。
- ・ ホスト国が(a)～(f)の要件を満たしていれば、移転・取得に加えて、事業から生じる削減量や吸収量の検証をホスト国が自ら行い、ERUs を発行することができる。(Annex D, para 22)
- ・ 上記の要件を満たさない場合、手続は第 6 条監督委員会を通して行なわれる。(Annex D, para 24)

### (2) 解説

共同実施の手続きは、事業のホスト国となる国が参加要件を満たしているかによって異なる。まず、ホスト国がすべての参加資格を満たしている場合、共同実施による削減量や吸収量の検証は、ホスト国が行うことができる。一方、ホスト国が要件を満たさない場合、第 6 条監督委員会の監視のもとで削減量や吸収量の検証が実施されることになる。

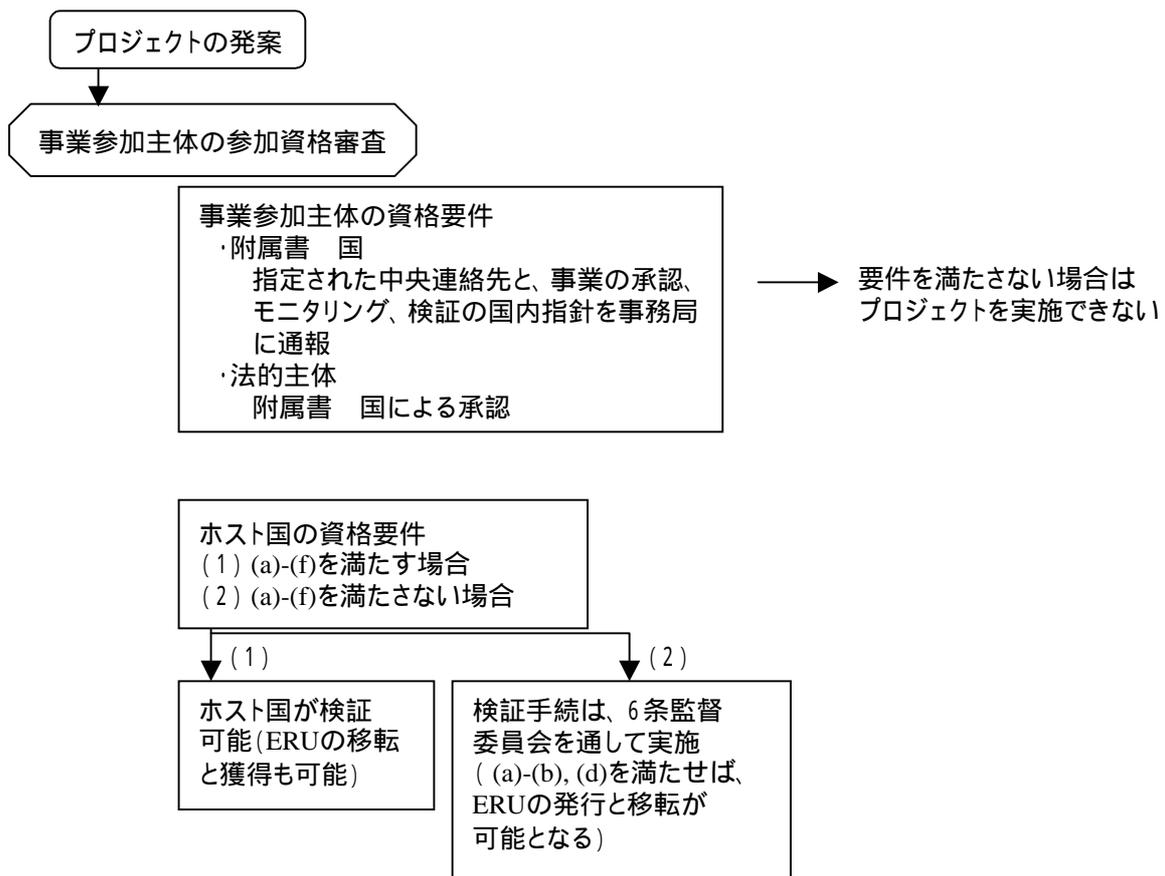
共同実施に関する手続は、ホスト国によって検証が行われる場合と監督委員会のもとで

検証が行われる場合の2種類が存在することになることから、「2トラックアプローチ」といわれる。監督委員会のもとで検証が行われる場合には、独立機関が事業の認証と検証を行い、その手続も事業に関する情報も原則として公開される。ホスト国により検証が行われる場合にも、事業に関する情報が、公開されることがホスト国に義務づけられているが、このような義務を具体的に担保するための何らかの具体的な手続が策定される予定の共同実施活動に関する国内的指針において、また、場合によっては国際的に確保される必要があるだろう。

法的主体（法人）が共同実施事業に参加する場合は、所属する国の承認を得ていることが必要である。法的主体を承認する締約国は、事業に参加する主体が、6条の指針に従うことを確保しなければならない。

なお、事業参加国が ERUs を取得する場合には、上記（a）～（f）の条件を満たしている必要がある。また、共同実施に参加する法的主体は、その主体を認可する締約国が ERUs を移転や取得できる場合のみ、ERUs の移転や取得ができる。

図 - 5 共同実施の参加資格による手続きの分岐



## 8 . 第 6 条監督委員会

### (1) 内容

- ・ 第 1 回会合において、COP/MOP は第 6 条事業活動により発生する ERU の検証などを監督するための第 6 条監督委員会（supervisory committee）を設置する。（CMP.1/Article

6, para.3)

- ・ 第6条監督委員会は10人で構成される。(市場経済移行国中の附属書 国から3人、それ以外の附属書 国から3人、非附属書 国から3人、島嶼発展途上国から1人)(Annex C, para 4)
- ・ 委員の任期は、2年が5人、3年が5人とする。(Annex C, para 5)
- ・ 委員会の決定は、可能な限りコンセンサスによって採択されるべきだが、最後の手段として、会合に出席して投票したメンバーの4分の3以上の賛成で決定が採択できる。(Annex C, para 15)

## (2) 解説

委員の構成は、附属書 国から6人で非附属書 国からは4人となっている。これは共同実施が附属書 国間で実施されることを考慮したものである。ただし、委員会の決定が参加者の4分の3以上の賛成によってなされることという要件があるために、一般には、附属書 国だけでは意思決定ができない。

## 9 . 独立機関

### (1) 内容

- ・ 6条監督委員会はプロジェクトを審査するために独立機関を指定する。
- ・ 独立機関の資格 (Appendix A, para.1)
- (a) 法人であること
- (b) 責任者のもとで、検証に関する必要な機能を果たすのに必要な能力を有する十分な人数のスタッフを有すること
- (c) 活動に必要な安定した資本、保険、資金を有すること
- (d) 活動から生じる法的・資金的責任を負うのに十分な体制を有すること
- (e) とりわけ、処理手続きに関するマニュアルを整備すること
- (f) 任務を果たすのに必要な専門性と、とりわけ、6条の実施に関する指針、COP/MOP や6条監督委員会の決定、検証にかかわる環境上の問題、排出量や吸収量の勘定方法などについて十分な知識を持つこと
- (g) 機関の任務を遂行し、検証に関する決定を行うのに全面的な責任を有する運営のしくみを有すること
- (h) 独立機関としての任務と合致しない背任行為、詐欺などの行為で係属中の裁判を抱えていないこと
- ・ 独立機関は、独立して、無差別で、透明性と信頼性が高いように作業を行い、適用される国内法を遵守する必要がある。また、指針にしたがって、事業参加者から得た情報の秘匿性を確保する適切な制度を有する必要がある。(Appendix A, para.2)
- ・ 独立機関の信任が停止または取消されても、事業に関する決定に重大な瑕疵がないかぎり、検証された事業に影響はない。信任が停止または取消される場合、6条監督委員会は、異なる独立機関を任命して評価を行わせるかどうかを決定する。事業に関する決定の瑕疵の結果、ERUs が過剰に移転されたことが明らかになった場合には、独立機関は、AAUs および ERUs を取得し、30日以内にホスト国の保有口座 (Holding Account) に戻さなければならない。これらの費用は独立機関の負担となる。(Annex E, para 43)

## (2) 解説

独立機関は、それぞれの事業について審査し、具体的な評価を行う。

独立機関となるためには、その審査能力に関する資格要件を満たすことが要求される。また、信任が停止または取消された場合、一般には、その機関が検証した事業に影響を与えないが、事業に対する決定に重大な瑕疵があり、異なる独立機関の評価の結果、決定の瑕疵により ERUs が過剰に移転されたことが明らかになった場合、独立機関は、自らの費用負担で、相当量の AAUs と ERUs を取得し、ホスト国の保有口座に戻す義務を負う。このため、独立機関となる機関は、責任を負うに十分な資力を持つ必要がある。

独立機関の運営における透明性の確保は、審査過程での情報や決定の公表や、締約国、関係者、条約のオブザーバーなどからのコメントの受付などにより、審査の各段階で追求されている。

## 10. モニタリング計画

### (1) 内容

- ・ 事業参加者はモニタリング計画にしたがって、削減量または吸収量の実績を独立機関に報告する。報告書は公表される。( Annex E, para 36 )
  - ・ 独立機関は報告された削減量または吸収量について決定し、決定を公表する。事業の関係国または監督委員会の委員 3 人以上が、監督委員会による審査を要請しなければ、報告された削減量に関する決定は公表から 15 日で確定する。( Annex E, para 39 )
  - ・ 監督委員会による審査が要請される場合、( Annex E, para 39 )
- (a) 監督委員会の次の会合または審査の正式の要請後 30 日以内に監督委員会が審査するかどうかを決定。要請に理由があると決定すれば、審査を行う。
- (b) 審査実施の決定後 30 日以内に審査を終える。
- (c) 事業参加者に審査結果を伝えるとともに、決定を公表する。
- ・ 参加者から特許情報・機密情報とされた情報は、情報提供者の書面による許可なくして公開しない。ただし、ホスト国の国内法が要求する場合は別である。なお、削減量または吸収量が追加的かどうかを決定するために利用する情報、ベースラインの方法とその利用を明らかにするための情報、環境影響評価を裏付けるための情報については、特許情報、機密情報とはみなされない。( Annex E, para 40 )

### (2) 解説

モニタリングは、認証された事業が適切に実施されているかを審査し、事業により生じる削減量、吸収量を確定する重要な手続である。参加者は事業の認証段階でモニタリング計画を提出しているため、事業がこの計画に基づいて実施されているかを審査する。

審査は、独立機関が行うが、これに対して疑義がある場合は監督委員会による審査が行なわれることによって、審査手続全体に対する信頼性を確保しようとしている。

## - B クリーン開発メカニズム (CDM)

### 1 . 全体評価

- ・ CDM 事業を実施するに際して、プロジェクト設計文書を指定運営機関に提出する必要がある。設計文書には、事業の概要、ベースライン方法の選定、環境影響評価の結果、ODA の流用でないことの宣誓書、モニタリング計画、利害関係者及び一般からのコメントの聴取とそれへの配慮、追加的な排出削減であることを示す計算などを盛り込まなければならない。さらに報告書などの情報は基本的にすべて公開されることとなり、制度の枠組みとしては厳格である。(制度の手続きの流れについては、図 - 6、図 - 7 を参照)
- ・ 事業の内容については、EU 諸国や発展途上国が要求していたポジティブリスト(CDM 事業として適格な事業を明示的に列挙したもの)又はネガティブリスト(CDM 事業として適格でない事業を明示的に列挙したもの)は設定されなかったが、原子力施設から生じる認証排出削減量を使用することを差し控えること、吸収源活動については、新規植林・再植林のみで、基準年排出量の 1% の 5 倍を上限とすること、再生可能エネルギー等の小規模事業の手続を簡素化することなどにより、一定の環境十全性と「抜け穴」防止効果を得ている<sup>(注)</sup>。
- ・ プロジェクトの実施地域について衡平な地理的配分を促進する必要性が留意されており、アフリカの後発発展途上諸国など、市場原理に基づいては事業が実施されにくい地域に対して配慮するしくみが設けられている。
- ・ なお CER の計算では、リーケージを考慮して調整することとなった。

(注) CDM の対象プロジェクトに LULUCF 活動を入れることには CASA を含む多くの環境 NGO は反対していた。その理由は、科学的不確実性やリーケージなどの LULUCF 活動に伴う問題が解決されないでこれが認められると、大きな「抜け穴」になりかねないからである。また、CDM での LULUCF 活動のポテンシャルは大きく、これが無制限に認められると京都議定書の削減目標をはるかにこえる「抜け穴」となることが懸念された。吸収源の対象プロジェクトを新規植林、再植林に限定し、利用できるクレジットを基準年排出量の 1% の 5 倍に限定したことは妥協の産物ではあるが、一定の環境十全性を担保し、「抜け穴」防止にはなると評価してよい。

### 2 . CDM の原則

#### (1) 内容

Decision 17/CP.7 前文

- ・ クリーン開発メカニズムの目的は、条約非附属書 締約国が持続可能な発展を達成して条約の究極的目標に貢献することを支援し、附属書 締約国が京都議定書 3 条におけるその数量排出制限および削減約束遵守を達成するのを支援すること。
- ・ 環境に安全で適正な技術とノウハウの移転につながること。
- ・ 事業は信頼でき、透明性のある、控えめな (conservative) ベースラインをもとに、追加的なものであること。

## (2) 解説

CDM の基本原則として、CDM 事業を通じて環境配慮的な技術・ノウハウの移転を促進することで途上国の持続可能な発展を支援するとともに、先進国の削減約束の遵守を支援するものであるということが確認されている。CDM 事業は、単に温室効果ガスの排出を削減するだけでなく、環境に対して安全でなければならず、またノウハウ・技術の移転を促進する機能を持つ。

## 3 . CDM の開始時期

### (1) 内容

- ・ 認証排出削減量は、CDM 事業活動の登録日以降に始まるクレジット期間に対してのみ発行される。( Decision 17/CP.7 12. )
- ・ 2000 年以降この決定の採択 ( 2001 年 11 月 10 日 ) よりも前に開始される事業活動は、2005 年 12 月 31 日より前に登録の提出が行われていれば、CDM 事業活動としての有効化及び登録を行うのに適格とされる。登録されれば、クレジット期間は、登録日より前に開始しうが、2000 年 1 月 1 日より前であってはならない。( Decision 17/CP.7 13. )

### (2) 解説

CDM 事業による排出削減量のクレジット、つまり CER ( 認証排出削減量 ) は第 1 約束期間が始まる 2008 年以降に発行される。ただし、CDM 事業の早期開始を促すために、2005 年までに登録の手続が行われていれば、既に行われている事業に対して 2000 年 1 月 1 日までに限り、さかのぼって CER が発行される。

## 4 . 附属書 B 国が発行された CERs を約束達成のために利用できる条件

### (1) 内容

- Decision 17/CP.7 Annex 31.
- (a) 京都議定書締約国であること
  - (b) 割当量を設定していること
  - (c) 国内制度を有していること
  - (d) 国家登録簿を設置していること
  - (e) 温室効果ガス年間排出目録を毎年提出していること。ただし、第一約束期間については、吸収源に関する年次目録については毎年提出されていれば、メカニズム利用の条件を満たしたことになる。排出に関する目録については、その内容が適切なものでなければメカニズムへの参加条件を満たしたことになる。
  - (f) 割当量に関する補足的情報を提出し、7 条 4 項のもとでの指針の条件にしたがって、割当量への追加や、割当量からの差引を行っていること

### (2) 解説

附属書 B 国が CDM 事業により発行される CERs を、3 条 1 項の排出削減の約束のために利用するためには上記の要件すべてを満たしていなければならない。

なお、CDM 事業に参加する法人は、その法人が CDM 事業に参加するのを承認する国が、CERs の移転、取得をする資格を有する場合のみ、CERs を移転、取得できる。法人が CDM

事業に参加するのを承認する国が上記の要件を満たさない場合は、法人も CERs の移転、取得をすることができないが、国が再び上記の要件を満たせば CERs の移転、取得は再び可能となる。( Decision 17/CP.7 Annex 33. )

## 5 . COP/MOP の役割

### (1)内容

Decision 17/CP.7 Annex 4.

- ・ 理事会の年次報告を審査する。
- ・ 指定運営機関の地域配分を見直し、途上国からの指定運営機関の信任促進のために適切な決定を行う。
- ・ CDM 事業活動の衡平な配分に対する構造的または全体的な障害を見極めることを目的に、CDM 事業活動の配分を見直す。

### (2)解説

COP/MOP は理事会の上に位置し、理事会年次報告の審査、指定運営機関の地域配分の見直し、CDM 事業の衡平な配分に関する見直し等を行う。

## 6 . CDM 理事会 ( Executive Board ) の役割

### (1)内容

Decision 17/CP.7 Annex 5.

- ・ CDM 事業を監督し、COP/MOP に対し十分な説明責任を有する。
- ・ ベースライン、モニタリング計画、プロジェクト・バウンダリー（実施される事業によって温室効果ガスの排出または吸収に直接的に影響が及ぶ空間的・時間的範囲）などに関する新たな方法論を承認する。
- ・ 運営機関を信任する。
- ・ CDM 事業活動に関する情報公開を行う。
- ・ CDM 事業の登録を行う。
- ・ CER の発行を行う。

### (2)解説

理事会は COP/MOP のもとに置かれ、事業に関する新たな方法論の承認、情報公開、事業登録、CER の発行などを行うことがその役割である。

理事会の意思決定方法についてはコンセンサスによるが、あらゆる努力が払われてもなおコンセンサスが取れない場合は、全体の 4 分の 3 以上の多数決によって決定される。

( Decision 17/CP.7 Annex 15. )

なお、理事会の委員は現在 10 名で、国連の 5 つの地域グループから各 1 人、附属書 国から 2 人、非附属書 国から 2 人、島嶼発展途上国から 1 人で構成される。( 附属書 国から 4 人、非附属書 国から 6 人という構成になるだろう。 )( Decision 17/CP.7 Annex 7. )

## 7 . 指定運営機関 ( Designated Operational Entity ) の役割

### (1)内容

Decision 17/CP.7 Annex 27.

- ・ CDM 事業活動の有効化
- ・ 削減量の検証、および認証
- ・ モニタリング報告の検証
- ・ ホスト国の法令の遵守

(2) 解説

指定運営機関は COP/MOP、理事会からは独立した機関で、事業参加者によって選ばれ、理事会によって信任される。事業の有効化、削減量の検証・認証、モニタリング報告の検証のほか、必要があれば立ち入り検査等も行う。

## 8 . 原子力の利用

(1) 内容

- ・ 附属書 国が 3 条 1 項における約束の達成に原子力施設から生じる認証排出削減量を使用することを差し控える。( Decision 17/CP.7 前文 )

(2) 解説

事業が「持続可能な発展に寄与する」かどうかはホスト国が専ら決める権利を有することが明記されているが、共同実施と同様に、CDM としての原子力関連事業から生じる CERs を 3 条 1 項の約束達成のために利用することを差し控えるとされている。したがって、原子力関連事業を CDM 事業として実施することは事実上できないとよい。このような規定が入ったことは、気候変動防止のために原子力を使用することは出来るだけ避けるという国際社会の価値判断が現れていると考えて良い。各国は国内対策においてもこの趣旨を尊重すべきであろう。

## 9 . ODA の使用

(1) 内容

- ・ 附属書 締約国によるクリーン開発メカニズム事業に対する公的資金供与が政府開発援助の流用となつてはならず、附属書 締約国の資金供与義務とは別のものであり、資金供与義務として計上されてはならない。( Decision 17/CP.7 前文 )

(2) 解説

CDM に対する公的資金供与が ODA の流用ではいけないことが明記されている。また、プロジェクト設計文書には、そのことを確認する附属書 国からの事業活動への公的資金源に関する情報を伴わなければならない。この問題は、CDM にとどまらず ODA 政策ともかわり、ODA 政策の中にこのことが位置づけられる必要がある。

## 10 . 小規模プロジェクトの優遇

(1) 内容

Decision 17/CP.7 6. (c)

以下のような小規模 CDM 事業には簡素化した方法及び手続を作成する。

- (i) 最大発電容量 15 メガワット (1 万 5 千 kW) 相当までの再生可能エネルギー事業
- (ii) 年間 15 ギガワット時 (1500 万 kWh)相当までのエネルギー消費節減となるエネルギー効率向上事業
- (iii)排出源からの人為的排出量を減らし、直接排出量が二酸化炭素換算で年間 15 キロトン未満のその他の事業

(2) 解説

再生可能エネルギーや省エネ事業の方法・手続を簡素化することで取引費用を小さくし、これらを優遇、促進している点で評価できる。しかし、JI、ET と比較して CDM は全体として手続が詳細かつ複雑であり、これら 3 つのメカニズムへの参入コストのバランスをとる必要がある。そうでなければ、CDM の中では小規模プロジェクトが優遇されていても、実際にはその促進が進まないことになる。

## 11. CDM における LULUCF の適格性

(1) 内容

Decision 17/CP.7.7.

- (a) 12 条に基づく土地利用、土地利用変化及び林業 (LULUCF) 事業活動の適格性は、新規植林および再植林に限定される。
- (b) 第一約束期間については、12 条に基づき適格とされる土地利用、土地利用変化及び林業事業活動による締約国割当量への追加合計は、当該締約国の基準年排出量の 1 % の 5 倍を超えてはならない。
- (c) 将来の約束期間における 12 条に基づく土地利用、土地利用変化及び林業事業活動の扱いは、第二約束期間に関する交渉の一部として決定される。

(2) 解説

CDM における吸収源活動の利用は、新規植林および再植林に限られ、5 年間の約束期間中における LULUCF 事業活動起源の CERs の割当量への総追加量は、基準年排出量の 1 % の 5 倍を上限とすることとなった。これによって、LULUCF 事業活動が CDM として行われることの問題点はありつつも (詳細については、「 . LULUCF」参照)、定量的な制限が設けられることにより、それに伴う問題はある程度限定されることになるだろう。

## 12. 収益の一部の適応費用支援への利用

(1) 内容

- ・ 気候変動の悪影響に対し特に脆弱な発展途上締約国が適応費用を賄うことを支援する収益の一部 (share of proceeds) は、CDM 事業に対し発行される認証排出削減量の 2 %。( Decision 17/CP.7 15.(a) )
- ・ 後発発展途上締約国における CDM 事業活動は、適応費用支援のための収益の一部の支払を免除される。( Decision 17/CP.7 15.(b) )
- ・ CDM 管理費用を賄うために支払う収益の一部の水準は、理事会の勧告を受けて締約国会議で決定される。( Decision 17/CP.7 16. )

## (2) 解説

CDM 事業活動から生じる CER から徴収される収益の一部の水準は、発行される CER 全体の 2% となった。ただし、後発発展途上締約国における CDM 事業は収益の一部の支払を免除される。CDM 管理費用を賄うために支払う収益の一部の水準については、CDM 理事会の勧告を受けて、締約国会議で決定されることとなった。

## 13. 環境影響評価

### (1) 内容

・ 指定運営機関が、事業活動を有効化する際に、プロジェクト設計文書を審査し、以下のことを確認する

- 事業参加者が、国境を超えた影響などその事業活動の環境影響分析に関する書類を任命された運営機関に提出しており、事業参加者やホスト締約国がその影響を甚大であると考えた場合は、ホスト締約国が要求する手続にしたがって環境影響評価が行われていること。( Decision 17/CP.7 Annex 37. (c) )

### (2) 解説

環境影響評価の実施が義務付けられたことは評価ができるが、その実施は「プロジェクト参加者やホスト締約国がその影響を甚大であると考えた場合」に限られ、必ず実施されるわけではない。したがって、環境に対して悪影響を及ぼしうる事業であっても、ホスト国や事業参加者が環境に対して影響がないと考える場合にはその事業が環境影響評価なく実施されることとなりうる。また、ある国では有害とされた同じ種類の事業が別の国では実施されるといった状況も発生しうる。このような問題を解決するために、一定の規模以上の事業は投資国または投資する法的主体が事業に参加することを承認した国に、事業参加者が環境影響評価を行うよう確保することを義務づけるなど、環境影響評価の手続に関して、国際的に統一した一定の基準と手続を定める必要がある。

## 14. ベースライン

### (1) 内容

ベースラインは以下のように設定されるべきである。( Decision 17/CP.7 Annex 45. )

- ・ Decision 17/CP.7、附属書、COP/MOP 決定の定める承認された新しい方法論の使用に関する規定にしたがって、事業参加者が設定
- ・ 手法・仮定・方法論・パラメーター・データソース・重要要因・追加性の選定に関して透明性のある方法で控えめに行い、かつ不確実性を考慮に入れる
- ・ 事業ごとに
- ・ 基準を満たす小規模 CDM 事業活動については、簡素化された手続で
- ・ 部門改革の取り組み、現地における燃料入手可能性、電力部門拡大計画、プロジェクト部門の経済状況など、関連する国家および/ないし部門ごとの政策や状況を考慮

事業参加者は、以下のアプローチの中から当該事業にとって最適と思われるものを選び、その選択の適切さの正当性を示すこと。( Decision 17/CP.7 Annex 48. ) 利用可能であれば、既存の実質的排出量あるいは過去の排出量、または

(a) 投資に対する障害を考慮して、経済的に魅力的なやり方となる技術による排出量、ま

たは  
(b) 過去 5 年間に、似たような社会的・経済的・環境的・技術的状况において行われ、その実績がそのカテゴリーのうち上位 20%に入る、同様の事業活動による平均的排出量

## (2) 解説

選択できるアプローチのうち、(a)は既存の事業を同種の事業で行う場合（例えば、既存の石炭火力の効率を改善する場合）(b)は既存のあるいは想定される事業を異なる事業で行う場合（例えば、投資の障害によって石炭火力しか導入されないであろう国に、天然ガス火力を導入する場合）を想定したアプローチである。ただし、3つのアプローチの厳しさは異なり、選択したアプローチの正当性の証明の妥当性を判断するには注意を要する。

ベースラインの方法論については、COP8 での検討を目指して、CDM 理事会が、詳細なガイドラインを COP への勧告を作成する作業を進めている。ベースラインの方法論の策定においては、ゲーミング（ベースラインを過大に見積もることによって多くの削減があったようにカウントすること）を防ぐよう慎重に作業を進めることが必要である。

## 15. リークージ調整

### (1) 内容

- ・ 人為的排出量の削減は、モニタリング規定と検証規定にしたがって、リークージ調整されるべきこと。( Decision 17/CP.7 Annex 50. )
- ・ リークージとは、事業の域外で発生する人為的温室効果ガス排出量の純変化であり、計測可能かつ CDM 事業活動に起因するものであると定義される。( Decision 17/CP.7 Annex 51. )

### (2) 解説

実施された CDM 事業が、その事業域外の排出量に影響を与える場合がある。つまり、事業としては削減していても、ホスト国全体では排出量が増える可能性がある。これをリークージ（Leakage：脱漏）という。具体的には以下のようなものを指す。

例1) 石炭火力発電を天然ガスに転換する事業の場合、石炭価格が低下しその事業外の他地域の石炭需要が増える。

例2) 農地に植林するプロジェクトの場合、他の森林を伐採して農地が開拓される

マラケシュ合意では、CDM 事業によるリークージ分を調整して CER を計算すべきことが明記された。しかし、考慮されるリークージは計測可能なものに範囲が限定されており、SBSTA との協力によりその計測手法をどのように精緻化し確立していくかが今後の重要な課題である。

## 16. 情報公開

### (1) 内容

- ・ 登録済み事業のプロジェクト設計文書、受け取ったコメント、検証報告書、決定、発行される全 CER についての情報などはすべて公開され、CDM 理事会は、これらの情報を盛り込んだ、CDM プロジェクト活動に関する一般公開用のデータベースを開発し維持する。( Decision 17/CP.7 Annex 5.(m) )

- ・ CDM 登録簿は、公開情報を公表し、興味のある人が検索し閲覧できるようインターネットによる一般人のアクセスが可能なユーザー・インターフェースを提供すべきこと。( Decision 17/CP.7 Appendix D 9. )

## (2) 解説

CDM 事業に関する情報は、機密情報や特許情報を除いてはすべて公開される。一般公開用のデータベースが作成され、インターネットで公開されるので、基本的に誰でもアクセスすることが可能である。

## 17. 一般・利害関係者のコメント

### (1) 内容

#### 理事会

- ・ 委任されたすべての技術報告書を公表し、文書を完成し検討のため COP/MOP に勧告を出す前に、方法論とガイダンスの草案に対し一般のコメントを受け取るべく、最低 8 週間与える。( Decision 17/CP.7 Annex 5.(j) )

指定運営機関は、事業を有効化する際、プロジェクト設計文書を審査し、以下の条件が満たされているか確認する。

- ・ 現地の利害関係者によるコメントが呼びかけられ、受け取ったコメントの要約が提出され、コメントに対して正当な考慮がいかになされたかについて任命された運営機関への報告が受領されていること。( Decision 17/CP.7 Annex 37.(b) )
- ・ 締約国・利害関係者・UNFCCC から信任された非政府組織 ( NGO ) から有効化の要件について 30 日以内にコメントを受け取り、それを公表すること。( Decision 17/CP.7 Annex 40.(c) )

## (2) 解説

上記のように、利害関係者のコメントおよび一般からのコメントとの聴取期間が設定され手続化されたという点で評価できる。ただし、著しい環境影響が想定される場合に事業変更が本当に可能なのか、地域住民や NGO のコメントが活かされるのか、などについては、マラケシュ合意では言及されていない。今後、具体的な事業実施にあたって重要な争点になると考えられる。

図 - 6 有効化 ( validation ) と登録( registration )

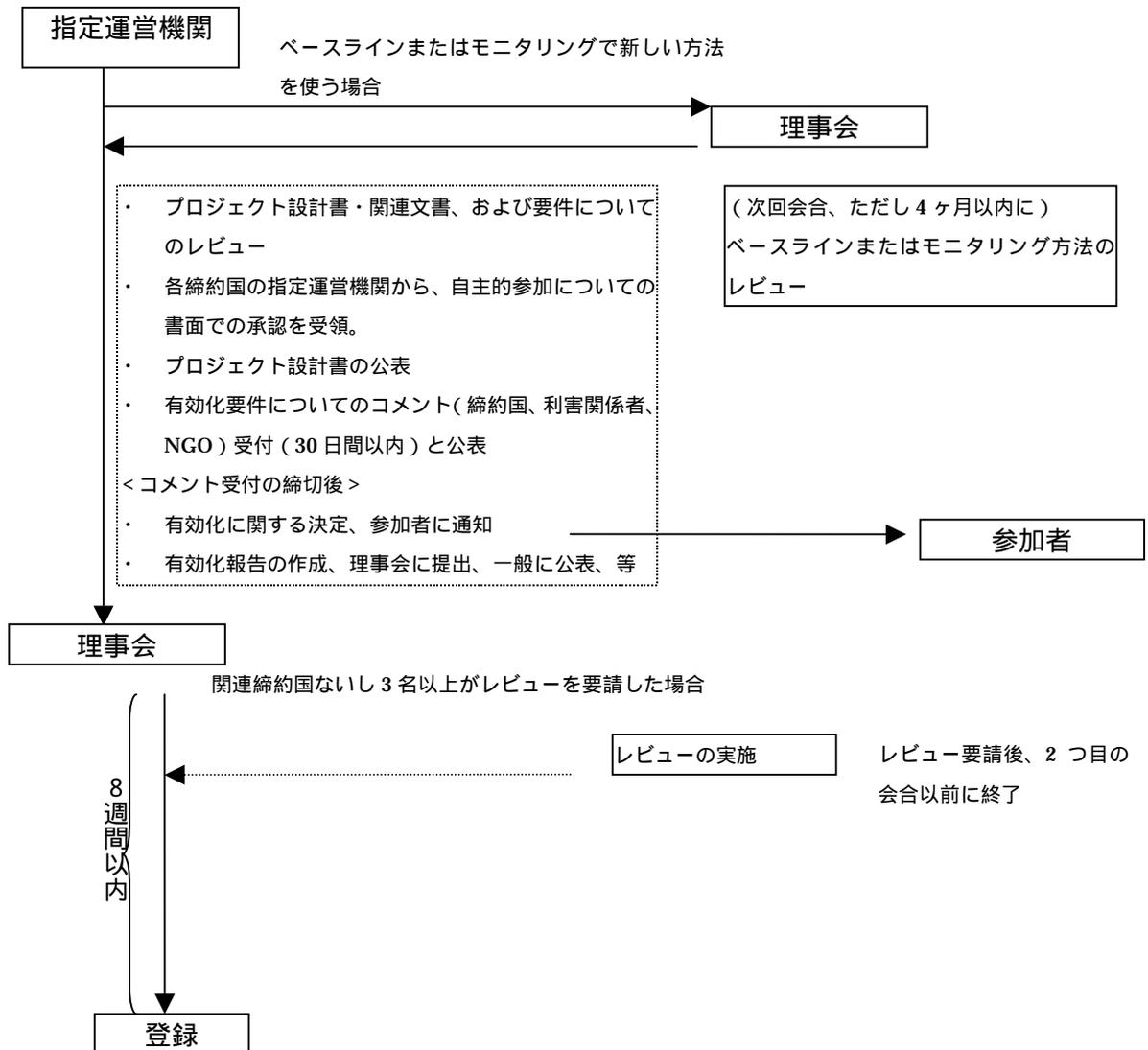
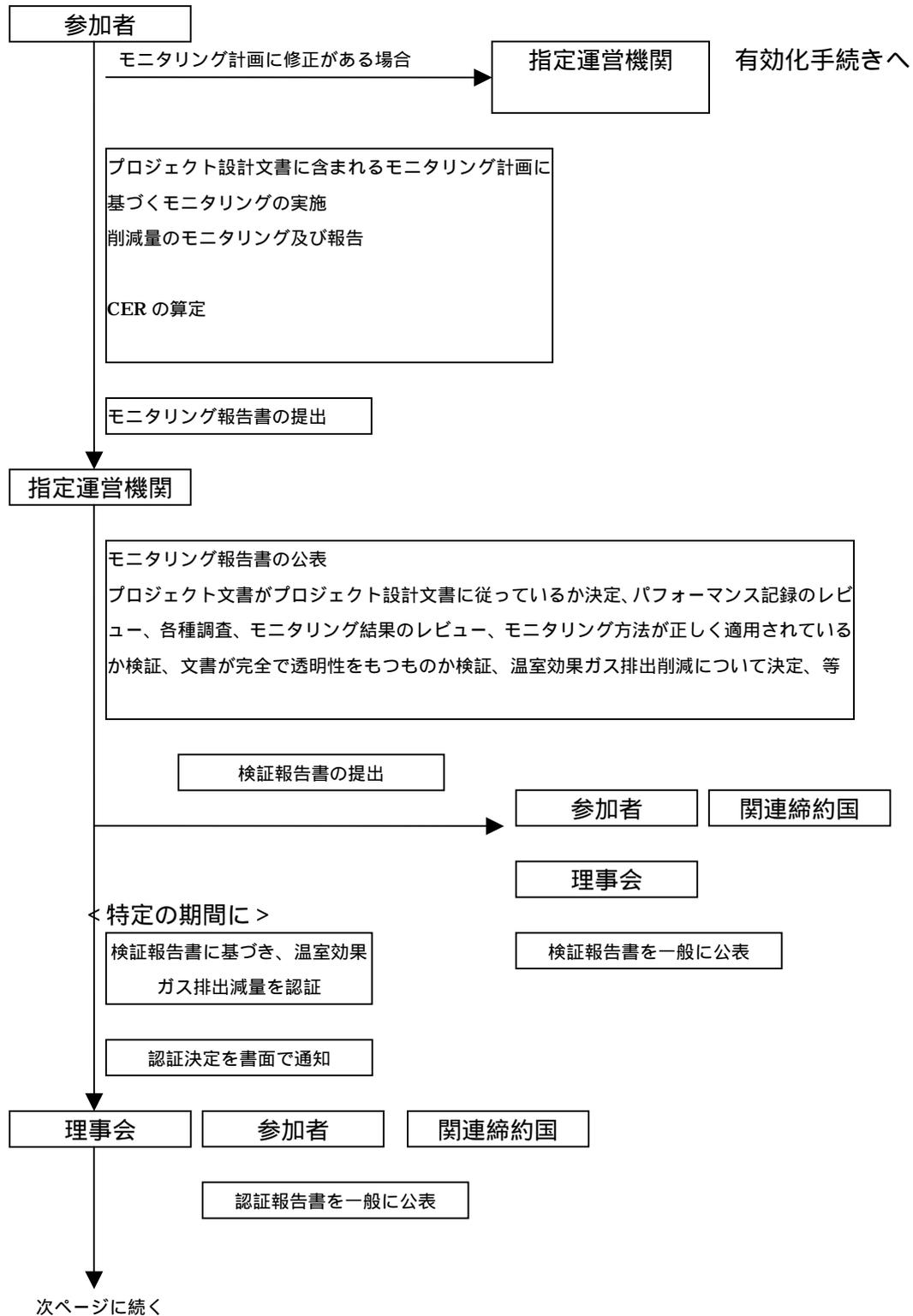
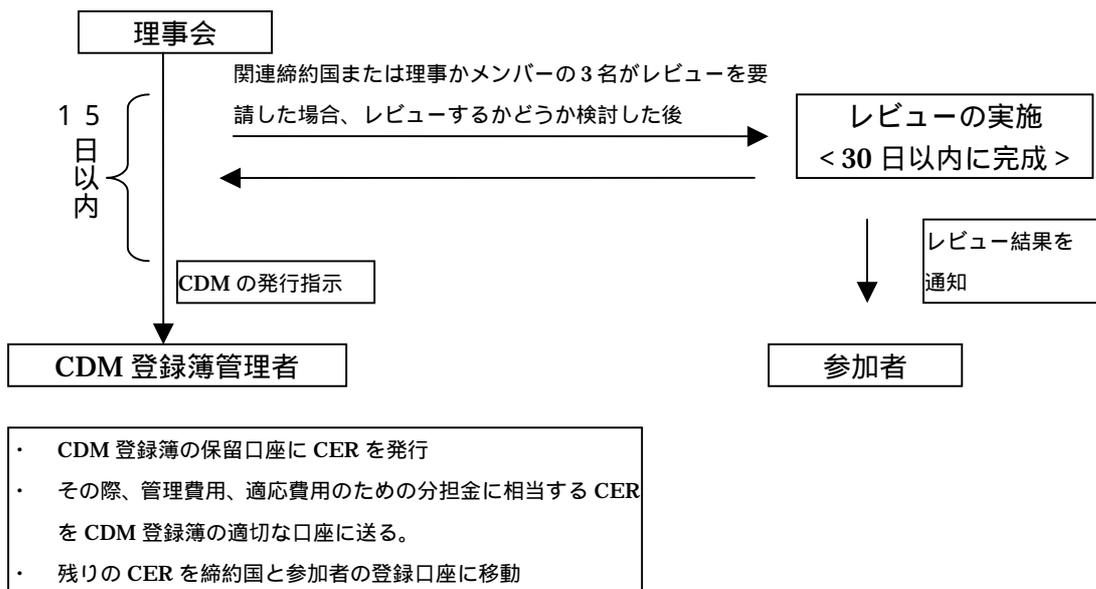


図 - 7 モニタリング





## - C 排出量取引 (ET)

### 1. 約束期間リザーブ

#### (1) 内容

- 各附属書 締約国は、国家登録簿の中に、3条7項、8項に基づいて計算された割当量の90%、あるいは直近に審査を受けた目録値の5倍のいずれか低い方を下まわらない約束期間のリザーブを保有する。
- 約束期間のリザーブは、決定-/CMP.1(割当量算定の方式)に基づき取り消されていない関連約束期間のERUs、CERs、AAUs、RMUsの保有量により構成される。
- 締約国は保有量が約束期間のリザーブの必要量を下回るような移転を行わない。
- 約束期間リザーブの必要水準が当該約束期間に対し有効とされている締約国のERU、CER、AAU、RMUの保有量より高くなってしまう場合は、当該締約国は事務局より通知を受け、通知の30日以内に保有量を必要レベルに合わせる。

#### (2) 解説

- 附属書 締約国は、約束期間リザーブを保有しなければ、クレジット(AAU、ERU、CER、RMU)<sup>( )</sup>の移転を行えない、すなわち売ることができないこととなった。約束期間リザーブを保有する国には、次の2つのパターンがある。

( )以下では、AAU(割当量単位)、ERU(排出削減単位)、CER(認証排出削減量)、RMU(除去単位)を総称して、「クレジット」と称する。

約束期間リザーブ = 割当量の90%

目録値の5倍が割当量の90%よりも多い国は、約束期間リザーブが割当量の90%となる。割当量よりも実際の排出量が多いと予想される日本はこの場合に該当する可能性が高い。こうした国々の場合、割当量よりも実際の排出量の方が多いので、クレジットを売却するよりは購入する方が多いと考えられる。そのため、割当量の90%を下回るほどクレジットを売却し、約束期間リザーブが満たされなくなるということは想定しにくい。

約束期間リザーブ = 目録値の5倍

割当量の90%が目録値の5倍よりも多い国は、約束期間リザーブが目録値の5倍となる。これらは多くの場合、現在の排出量が基準年の排出量よりも大きく下回っているロシアやウクライナなどの国々が該当するものと考えられる。約束期間リザーブが設定されたことにより、これらの国々では、各クレジットの保有量合計が目録値を下回ると、それ以上、クレジットを売却することができない、つまり、各クレジットの保有総量が現在(に近い)の排出量を下回るような状態までは売り続けることができなくなる。そのため、クレジットを売りすぎることによって、結果的に不遵守になってしまうといった事態を避けることができる程度期待できる。

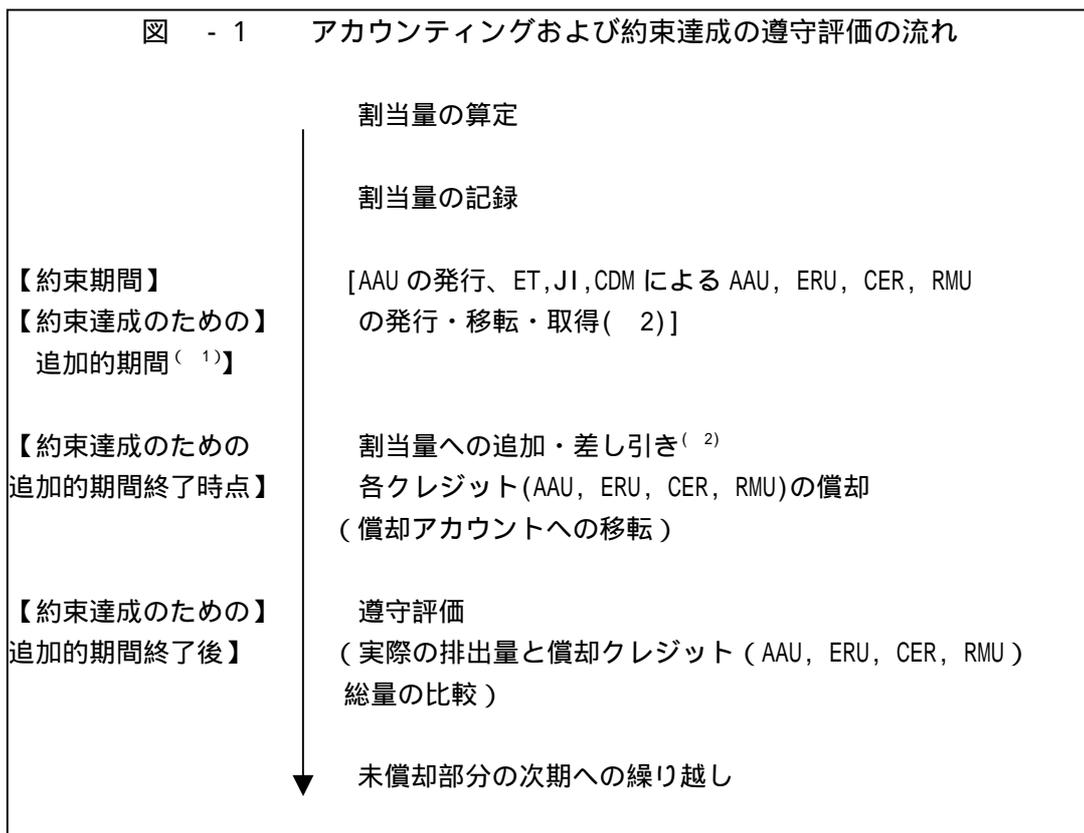
# 割当量の勘定（アカウンティング）方式

## 1. 割当量の勘定（アカウンティング）方式の概要

- Decision 19/CP.7 は、議定書 3 条 1 項に規定された数量目標を満たすための一連の流れについて定めている。具体的には割当量の算定、約束期間後の割当量への追加・割当量からの差し引き、遵守評価、余剰分のクレジット<sup>( 1 )</sup>の次期約束期間への繰り越しという一連の約束達成の評価の流れである。

( 1 ) 以下では、AAU（割当量単位）、ERU（排出削減単位）、CER（認証排出削減量）、RMU（除去単位）を総称して、単にクレジットと称する。

- 国家登録簿への各種クレジットの発行、登録簿間の各クレジットの移転・取得、各クレジットの取り消し、償却、繰り越しの方法や制限についても規定している。
- 排出量取引は、この一連の手続の中で、議定書 17 条に基づく AAU、ERU、CER、RMU の国家登録簿間の取引（移転・取得）に相当する。



( 1 ) 3条1項の排出抑制削減の約束を遵守できなくなりそうな国が、京都メカニズムを利用し第一約束期間に発生したクレジットを獲得することで約束を達成できるように設けられた調整のための期間を指す。第一約束期間終了後から、専門家レビューチームによる最終年の目録の審査終了期限後100日までがその期間となる。詳細は、「京都議定書のもとでの遵守手続・メカニズム」図 - 5 (61ページ)参照。

( 2 ) ET、JI、CDMによって、締約国から締約国へクレジットが移動する際、移動元からみたクレジットの移動を「移転」(transfer)、移動先からみたクレジットの移動を「取得」(acquisition)という。また、約束達成のための追加的期間終了の際に各クレジットを割当量に加えることを「追加」(addition)、割当量から差し引くことを「差し引き」(subtraction)という。「移転」「取得」と「割当量からの差引」「割当量への追加」は異なる概念である。

## 2 . 勘定 ( アカウンティング ) の手順

### (1) 内容

#### 割当量の算定式

割当量 = 基準年における排出源 ( 附属書 A ) から的人為的総排出量 ( 二酸化炭素換算 ) × 附属書 B に定められた割合 × 5

- 1 ) 基準年 : 1990 年 ( ただし市場経済移行国については基準年・期間を選択する場合もある )
- 2 ) 基準年において土地利用変化及び林業からの排出が純排出となる国は、基準年におけるネットの排出量が基準年の人為的総排出量に含まれる。

#### データベースへの登録

- ・ 8 条の初期レビューの後、算定された割当量は集計勘定データベースに記録される。
- ・ 集計勘定データベース ( compilation and accounting database ) に記録されると、当該約束期間の割当量は固定される。

#### AAU の発行

- ・ 附属書 国は、取引以前に、割当量に等しい量の AAU を国家登録簿に発行する。
- ・ AAU は次の構成要素からなるシリアル番号を持つ。
  - ( a ) 約束期間 ( AAU が発行された約束期間 )
  - ( b ) AAU 発行元となった締約国
  - ( c ) タイプ ( AAU であることを示す要素 )
  - ( d ) 当該 AAU に固有の番号 ( 約束期間と発行元の締約国 )

#### RMU の発行

- ・ 附属書 締約国は、議定書 3 条 3 項及び 3 条 4 項の選択された活動から生じる純除去量に等しい RMU を国家登録簿に発行する。
- ・ 各締約国は、約束期間開始前に各活動を選択し、RMU を毎年もしくは当該約束期間に発行する。締約国の決定は第 1 約束期間に関して固定される。
- ・ RMU は次の構成要素からなるシリアル番号を持つ。
  - ( a ) 約束期間 ( RMU が発行された約束期間 )
  - ( b ) RMU 発行元となった締約国
  - ( c ) タイプ ( RMU であることを示す要素 )
  - ( d ) 活動のタイプ ( RMU が発行された活動のタイプ )
  - ( e ) 当該 RMU に固有の番号 ( 約束期間と発行元の締約国 )

#### ERU の発行

- ・ 各締約国は、ERU 移転の前に、締約国によって事前に発行され国家登録簿に保有された AAU もしくは RMU を変換することによって ERU を国家登録簿に発行する。
- ・ AAU もしくは RMU は、ERU に変換される際、シリアル番号にプロジェクト識別子が付加され、ERU であることを示すためにシリアル番号のタイプ指標が変更される。その他のシリアル番号は変更されない。プロジェクト識別子で、プロジェクトに固有の番号を用いることによって特定プロジェクトを識別する。

#### CER の発行

CDM の項を参照。

#### クレジットの移転

- ・ 各クレジットは、JI、CDM、ET により国家登録簿間で、および国家登録簿内で、移転

することができる。

- ・ 各附属書 締約国は、第 1 約束期間における新規植林・再植林活動からの CER の純取得量が決定-/CMP.1 (LULUCF) の締約国の制限を超えないようにする。

#### クレジットの取消

- ・ 各締約国は、クレジットを国家登録簿における取消口座に移転することによって、3 条 1 項の約束を満たすために使用せずに、クレジットを取り消してもよい。
- ・ 法的主体もクレジットを取消口座に移転できる。
- ・ 取り消されたクレジットは移転・繰り越してできない。

#### クレジットの割当量への追加、および割当量からの差し引き

- ・ 約束達成のための追加的期間終了時点で、約束期間の遵守評価のために、割当量に対するクレジットの追加・差し引きを行う。

1 ) 割当量への追加：下記が割当量に追加される。

- (a) JI、ET による ERUs の取得量
- (b) CERs の純取得量 ( CDM、ET による取得量から ET による移転量を差し引いたもの )
- (c) ET による RMUs の取得量
- (d) 3 条 3 項、3 条 4 項活動に基づく締約国による RMUs の発行量
- (e) ERUs、CERs、AAUs の繰り越し量

2 ) 割当量からの差し引き：下記の量が割当量から差し引かれる。

- (a) JI、ET による ERUs の移転量
- (b) ET による AAUs の移転量
- (c) ET による RMUs の移転量
- (d) ERU、CER、AAU、3 条 3 項活動、3 条 4 項の選択された活動に基づく RMU の取消量
- (e) 遵守委員会の決定後の ERU、CER、AAU、RMU の取消量
- (f) ERU、CER、AAU、RMU のその他の取消量

#### 各クレジットの償却

- ・ 締約国は、3 条 1 項の約束を遵守していることを示すために、クレジットを追加的期間終了前に償却口座へ移転し、償却する。
- ・ 償却されたクレジットは移転・繰り越してできない。

#### 遵守評価

- ・ 追加的期間の終了後、償却口座における当該約束期間に有効なクレジットの総量と約束期間における人為的排出総量を比較する。
- ・ 締約国がある約束期間について 3 条 1 項の約束をみたしていないことを遵守委員会が決定した場合、当該締約国は決定 24/CP.7 に基づいて計算したクレジットを関連する取消口座に移転する。

#### 繰り越し(Carry-over)

- ・ 約束達成のための追加的な期間の後、集計勘定報告書 ( compilation and accounting report ) によってクレジット総量が約束期間の総排出量以上のとき、締約国は次期約束期間に次のものを繰り越すことができる。
  - 1 ) 国家登録簿に保有されていて、償却されたり取り消されたりしていない ERU ( RMU ) から変換されたものでないものについて、割当量の 2.5% まで。
  - 2 ) 国家登録簿に保有されていて、償却されたり取り消されたりしていない CER について、割当量の 2.5% まで。
  - 3 ) 国家登録簿に保有されていて、償却されたり取り消されたりしていない AAU。
- ・ 繰り越されたクレジットのシリアル番号は次期約束期間についても有効である。
- ・ 繰り越されずに国家登録簿に保有されている前期のクレジットは約束達成のための追加的期間が終了すると取り消される。

## (2) 解説

- ・ COP6 再開会合及び COP7 において、メカニズムの交渉グループにおいて交渉が続け

られてきたが、この決定により、勘定（アカウンティング）の方式が確定した。これまでメカニズムに関して争点となってきたクレジット間の交換可能性（fungibility）時期への繰り越し（バンキング）の可否などの議論が決着したと評価することができる。

- ・ 「3. 各単位の制限」に示す制限を受けながらも、約束達成にあたっての利用については、各クレジット間で交換可能性が全面的に認められた。なお、メカニズムの利用が国内措置に補完的でなければならないという補完性の原則は、尊重されなければならない。
- ・ COP7での交渉において途上国の主張が受け入れられる形でRMUが創設され、吸収源起源のクレジットを別に管理し、繰り越しを不可能にする措置がとられたことは、吸収源からの削減量を明確にし、吸収源中心の対策を一定程度抑制する効果があると考えられ、評価することができる。ただし、「3. 各単位の制限」で見ると、CERについては吸収源起源のものであっても基準年の1%の5倍まで繰り越すことができるようになったことは留意すべきである。
- ・ クレジット償却の際、どのような原則と方法で償却するかは国によって異なるものと考えられる。締約国が、約束期間終了後、各企業が保有しているクレジットを削減義務の達成のために利用したい場合、これらのクレジットを締約国が国際的な削減義務の達成のために、どのようにして利用するのかという問題が生じる。約束期間開始前に一定のクレジットを法的主体にそれぞれ配分し、約束期間終了時点で現実の排出量と等しいクレジットを各主体の口座に保有することを義務づけるか、あらかじめクレジットを配分しないとすれば、約束期間終了時に主体が取得したクレジットを何らかの形で国が買い上げるか、いずれかの方法がとられるかが考えられるオプションであろう。いずれの方式をとるにせよ、クレジットの償却の仕方や取扱いについての国内制度の整備が今後必要となる。

### 3. 各単位の制限

#### (1) 内容

- |                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ AAU, ERU, CER, RMUの各単位は、(1)発行、(2)取引（移転/取得）、(3)約束達成にあたっての利用、(4)繰り越しの各段階で制限がある。（表 - 1）</li></ul> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### (2) 解説

- ・ ERU, CERについて一定の繰り越し制限が課せられているが、割当量の2.5という「制限」は、排出削減目標からすれば極めて多い量であり、事実上制限とはいえない緩いものと評価することができる。
- ・ AAUの繰り越しが制限されていないことから、各クレジットを償却口座に移して約束達成をする際に、次期に繰り越しできないRMU, ERU（RMU起源）を償却、ついでERU（RMU起源以外）、CERを優先的に償却すれば、AAUだけを繰り越すようにすることも可能である。この場合、議定書の定めるメカニズム利用の補完性との関係が問題となる。
- ・ 当該約束期間に他国からホットエア起因のAAUを買いだめしておくことが可能となれば、制限なく次期に繰り越すことができ、大きな抜け穴となりかねない。

表 - 1 各クレジットが伴う制限

	発行	移転/取得	利用 <sup>(*)</sup>	バンキング(繰越)
AAU	制限あり(割当量)	制限なし	制限なし	制限なし
RMU (議定書3条4項 における森林管 理)	制限あり(吸収源 ERU[森林管理]と合 わせて、割当量への純追 加量は国別上限まで)	制限なし	制限あり(吸収源 ERU[森林管理]と合 わせて、割当量への純追 加量は国別上限まで)	禁止
RMU (議定書3条3 項、及び3条4項 の森林管理以外)	制限なし	制限なし	制限なし	禁止
ERU (排出削減事業)	制限なし AAU 上限まで)	制限なし	制限なし	制限あり(割当量の 2.5%まで)
吸収源 ERU (森林管理)	制限あり(RMU[森林管 理]と合わせて、割当量 への純追加量は国別上 限まで)	制限なし	制限あり(RMU[森林 管理]と合わせて、割 当量への純追加量は 国別上限まで)	禁止
吸収源 ERU (森林管理以外)	制限なし	制限なし	制限なし	禁止
CER (排出削減事業)	制限なし	制限なし	制限なし	制限あり(割当量の 2.5%まで。ただし、 このうち吸収源 CER については基 準年排出量の1%の 5倍まで)
吸収源 CER	制限なし	制限あり(純 取得量は基準 年排出量の 1%の5倍ま で)	制限あり(割当量への 総追加量は基準年排 出量の1%の5倍ま で)	

(\*) 附属書 国による京都メカニズムを利用して取得するクレジットの利用は、国内での対策と措置  
に対して補完的でなければならないという議定書上の制限がある。

## 4 . 取引手続 ( transaction procedures ) と取引ログ

### (1) 内容

#### 取引ログの作成

- クレジットの発行・移転・取得・取消・償却に際して、取引ログ ( transaction log ) を作成し、それぞれの取引の有効性 ( validation ) を検証 ( verify ) する作業を行う。

#### 取引 (クレジットの発行、移転)

##### <クレジットの発行>

- AAU、RMU については、締約国が国家登録簿に対し、AAU、RMU を国家登録簿内の特定の口座に発行するよう指示する
- CER については、CDM 理事会が CDM 登録簿に対し保留口座に CER を発行するよう指示する。
- ERU については、附属書 国が国家登録簿に対し AAU、ERU を転換し ERU を発行するよう指示する。

##### <クレジットの移転>

- 附属書 国は、国家登録簿に対し、特定のクレジットを特定の口座に移転するよう指示することによって移転を開始する。
- CDM 理事会は、CDM 登録簿に対し、特定の CER を当該登録簿ないしその他の登録簿の特定口座に移転するよう指示することによって移転を開始する。

#### 取引番号の作成と記録の送付

- ・ クレジットの発行と登録簿間の移転、取消、償却に際し、または、それらの取引が終了する前に取引番号をつくる。
- (a) 取引開始登録簿は取引に固有な番号を付ける。  
取引されようとしている約束期間、 取引開始国の識別子、 当該取引に固有の番号 (約束期間及び開始締約国)
- (b) 取引開始登録簿は取引ログに記録を送る。他の登録簿への移転の場合は取得国家登録簿に対しても記録を送る。記録には次のものを含む。  
取引番号、取引タイプ (発行、移転、取消、償却。またその取引の内容に応じてさらに区別する) クレジットのシリアル番号、関連口座番号

#### 取引ログによる自動チェック

##### a) 全取引について

クレジットが以前に償却もしくは取り引きされていないか、クレジットが 2 つ以上の登録簿に存在していないか、取引以前に明らかとなっていた食い違いが未解決のままになっているクレジットでないか、不当に繰り越されたクレジットでないか、不当に発行されたクレジットでないか (決定-/CMP.1 (LULUCF) に含まれる制限を違反して発行されたものも含む)、取引に参加する法的主体が認可されているものか。

##### b) 登録簿間の取引の場合

当該締約国のメカニズムへの参加要件、クレジットを移転する国の約束期間リザーブ

##### c) CER (新規植林・再植林) の取得の場合

決定-/CMP.1 (LULUCF) に含まれる制限を違反していないか

##### d) CER の償却の場合

当該締約国が、約束達成のために CER を使うための要件を満たしているかどうか

- ・ 取引ログによって食い違いが発見された場合、取引開始登録簿はその取引を解除し、取引ログに通知し、他の登録簿への移転の場合は、解除を通知する。取引ログは、議定書 8 条に基づく関連締約国及び諸締約国の審査手続きの一環としての検討のために、食い違いを事務局に送る。
- ・ 解除が失敗した場合、問題が解決されるまで、その取引によるクレジットは約束達成のための使用には有効でない。
- ・ 取引ログによって食い違いが発見されなかった場合、取引開始登録簿と、他の登録簿への移転の場合は取得登録簿とが、取引を完了するか解除するかを行う。その結果を取引ログに通知する。また、他の登録簿への移転の場合、取引開始登録簿と取得登録簿は互いに記録と通知を送る。
- ・ 自動チェック及び議定書 8 条に基づくレビューを促進するため、取引ログは、すべての取引記録、各取引終了の日時を記録し、一般に公表する。

## (2) 解説

- ・ 全クレジット (AAU、ERU、CER、RMU) の全取引 (発行・移転・取得・償却・取消) について情報が一括して管理され公開されることとなったことは評価できる。
- ・ LULUCF に関するクレジットが定められた上限を超えて発行されたり、定められた上限を超える CER (新規植林・再植林起源) が取得されたりすることや、約束期間リザーブ等、クレジットの取引の際に重要な意味をもつ項目について自動チェックがなされることにより、不正な取引がされる可能性は低くなった。
- ・ 自動チェックの結果はすべて公表されるので、不正な取引を行わないようなインセンティブを当事者に与えるとともに、市民が取引を監視することも可能となった。

## 5 . 国家登録簿 ( national registry )

### (1) 内容

- ・ 附属書 締約国は正確な勘定 ( accounting ) のために、各クレジットの発行、保有・移転・取得・取消・償却・繰り越しのために国家登録簿を設置する。
- ・ 国家登録簿は標準化された電子データベースの形式をとり、各クレジットの発行・保有・取得・取消・償却・繰り越しに関する共通のデータを含む。国家登録簿・CDM登録簿・独立した取引ログの間で、正確に、透明性をもって、効率的にデータを交換する目的のために COP/MOP によって採択される技術的基準に従う。
- ・ 各クレジット 1 単位は、ある特定の期間に 1 つの登録簿の 1 つの口座においてのみ存在する。
- ・ 国家登録簿は次の口座を持つ。
  - (a) 締約国のための少なくとも 1 つの保有口座。
  - (b) 締約国によって権限を付与された各法的主体のための少なくとも 1 つの保有口座。
  - (c) 3 条 3 項及び選択された 3 条 4 項の活動が純排出となった場合、各約束期間についてクレジットを取り消すための少なくとも 1 つの取消口座。
  - (d) 前回の約束期間について、締約国が 3 条 1 項の約束を満たしていないことを遵守委員会が決定した場合、各約束期間についてクレジットを取り消すための 1 つの取消口座。
  - (e) その他、締約国によって各約束期間についてクレジットを取り消すための少なくとも 1 つの取消口座。
  - (f) 各約束期間についての 1 つの償却口座
- ・ 国家登録簿内の各口座は次の要素からなる固有の口座番号を持つ。
  - (a) 締約国識別子
  - (b) 国家登録簿における各口座に固有な番号

### (2) 解説

- ・ 各附属書 国は、クレジットの取引にあたって、国家登録簿を整備し、各種の口座を設置することとなった。附属書 国における全ての取引を一元的に管理するとともに、各法的主体のクレジットの取引を捕捉し、附属書 国の保有するクレジット総量を正確に記録することが可能となった。

## 6 . アクセス可能な情報の整備

### (1) 内容

- ・ 附属書 締約国はインターネットを通じて秘密でない情報を公開し、インターネットを通じてアクセス可能なユーザーインターフェースを整備する。
- ・ 国家登録簿における各口座番号について次の最新情報を含むものとする。
  - (a) 口座名義 ( 口座保有者 )
  - (b) 口座タイプ ( 保有、取消、償却 )
  - (c) 約束期間 ( 取消口座、償却口座に対して関連約束期間 )
  - (d) 代表者識別子 ( 口座保有者の代表者 ) と代表者に固有の識別子
  - (e) 代表者名とコンタクト情報 ( フルネーム、住所、電話番号、ファクス番号、e-mail アドレス )
- ・ 公開される情報には、JI プロジェクトに関するものが含まれる。

- (a) プロジェクト名（プロジェクトに固有の名前）
- (b) プロジェクトの場所（プロジェクトのある締約国、町または地域）
- (c) ERU 発行年（JI プロジェクトの結果 ERU が発行された年）
- (d) 報告書（ダウンロード可能な電子版の報告書）

・ 公開される情報には、シリアル番号により、各暦年について関連する保有および取引情報が含まれていることになる。

- (a) 各口座の当該年の期首における ERU、CER、AAU、RMU の総量
  - (b) 割当量にもとづき発行された AAU 総量
  - (c) JI プロジェクトにより発行された ERU 総量
  - (d) その他の登録簿から取得した ERU、CER、AAU、RMU 総量と移転口座および移転登録簿の識別情報
  - (e) 3 条 3 項、3 条 4 項活動によって発行された RMU 総量
  - (f) その他の登録簿に移転した ERU、CER、AAU、RMU 総量と取得口座及び取得登録簿の識別情報
  - (g) 3 条 3 項、3 条 4 項活動にもとづき取り消された ERU、CER、AAU、RMU 総量
  - (h) 3 条 1 項の約束を満たしていないという遵守委員会の決定の後に取り消された ERU、AAU、CER、RMU 総量
  - (i) 取り消された ERU、CER、AAU、RMU 総量
  - (j) 償却された ERU、CER、AAU、RMU 総量
  - (k) 前期約束期間から繰り越された ERU、CER、AAU 総量
  - (l) 各口座の ERU、CER、AAU、RMU の現在保有量
- ・ 公開される情報にはクレジット保有権限を付与された法的主体のリストを含む。

## (2) 解説

- ・ 国家登録簿におけるクレジットの詳細な情報、JI 関連の報告書等の情報がインターネットを通じて広く公開されることとなった。気候変動問題の原因物質に関する世界的なデータベースが構築されることとなる。このことにより、一般市民が取引の監視を各口座に対して世界規模で行うことも可能となった。
- ・ 適切な運用により、情報の取得と利用に関しては、相当程度透明性が確保されることが期待される。

# 土地利用、土地利用の変化および林業（LULUCF）

## 1. 全体評価

- ・ LULUCF 活動を取り扱う際の原則が明示された。特に、LULUCF 活動を計上することによって、議定書の目的が変更されたり、附属書 国の約束が先送りされてはならないとする原則が含まれたことは評価できる。
- ・ 森林、新規植林、再植林、森林減少については土地利用に基づいた定義が採用された。森林の定義については、一定範囲の中で締約国ごとに1つ定義することとなったが、今後、全締約国共通に森林生態系ごとに複数定義する方法について検討をすすめ、決定を行うことが望ましい。
- ・ 3条4項の活動として「森林管理」「耕作地管理」「牧草地管理」「植生回復」が認められた。バランスを取るためにも、今後、「植生の劣化・荒廃」や「植生の消失」などの負の活動について検討を行い、3条4項の活動として含めることが望ましい。また、これらの活動を認定する基準も必要である。なお、上記の原則に照らせば、附属書 国は、できるだけこれら3条4項の活動を約束目標の達成に利用しないことが望ましい。
- ・ 3条4項のアカウンティングでは、森林管理についてはIIにおける森林管理も含め締約国別にクレジットの上限を設け、その他の活動については約束期間と基準年間の除去の変化をクレジットとした。この方法から計算されるクレジットは、各国に課された約束目標と比較しても無視できない量であり、LULUCFを取り扱う際の原則を満たしているかどうかは疑わしい。
- ・ CDMにおけるLULUCF活動として、新規植林、再植林を認めたが、そのアカウンティングの方法や悪影響を回避するための方法については、決定を先送りした。ただし、そのクレジットについては、1年あたり基準年の排出量の1%という上限を設けた。これらの活動は、本来適応基金の中で行う方が望ましいが、CDMとして行うとしても、本来は課題が解決した上で認められるべきものである。上限を設けたことは評価できる。

## 2. LULUCF 活動を取り扱う際の原則

### (1) 内容

- ・ 以下の原則が、土地利用、土地利用の変化及び林業（LULUCF）活動の取り扱いを規律する。
  - (a) 十分な科学に基づくこと。
  - (b) 活動の推計と報告のための方法論が、時間的に一貫していること。
  - (c) 京都議定書3条1項の目的が、LULUCF活動の計上によって変更されないこと。
  - (d) 炭素ストックの単なる存在は計上から除外すること。
  - (e) 生物多様性の保全と天然資源の持続可能な使用に役立つこと。
  - (f) LULUCFの計上が、将来の約束期間への約束の移転を意味しないこと。
  - (g) LULUCF活動による除去が逆に排出となった場合には、適切な時点で計上すること。
  - (h) (i)産業革命以前のレベル以上に上昇した二酸化炭素濃度、(ii)間接的な窒素の堆積、(iii)基準年以前の活動の影響、による除去は計上から除外すること。

## (2) 解説

SBSTA13 (2000年9月)で、G77/Chinaが主張していたLULUCF活動を取り扱う際の6つの原則(FCCC/SBSTA/2000/12のCOP/moP決定草案の前文に記述されていたもの)にいくつかの項目を加え、アレンジしたものである。ただし、以下のように比較的重要な項目が削除されている。

G77/Chinaの主張の中には、「(e)LULUCF活動による炭素の除去は一時的なものと考えられる。京都議定書の約束目標を達成するにあたって、そのような除去を利用する附属書国は、適切な時点における同等の排出削減に責任を持ち続ける」との原則が含まれていたが、これは削除された。この原則は、LULUCF活動による炭素の除去を排出削減とは認めず、一時的に利用できるだけとするものであった。なお、CDMにおけるLULUCF活動についてコロンビアが行っていた提案(FCCC/SBSTA/2000/MISC.8)にも、CDMのLULUCF活動により取得した認証排出削減量(クレジット)を、将来返還する内容が含まれていた。

また、G77/Chinaの主張の中には、「(c)森林や砂漠化に対する気候変動の影響の視点から、森林保全や劣化した植生の回復は、気候変動への重要な適応活動であり、そうした活動は、適応のコストを満たす目的で、議定書のメカニズムによる収益の一部(share of proceeds)から利益を得る活動の中に含まれる」との原則も含まれていた。ブロンクノートや統合交渉テキストでは、こうした活動を適応基金のもとで行うことが明記されていたが、マラケシュ合意では、林業(forestry)を気候変動基金の活動の一つに挙げているのみである。なお、収益の一部の具体的な用途についてはなんら決定がなされていない。

上記の原則の中で特徴的なのは、「(c)京都議定書3条1項の目的が、LULUCF活動の計上によって変更されないこと」及び「(f)LULUCFの計上が、将来の約束期間への約束の移転を意味しないこと」である。議定書3条1項は、「附属書Aに掲げる温室効果ガスの総排出量を1990年レベルから少なくとも5%削減する」ことを目的として、附属書国が附属書Bをもとに計算される約束目標を達成するよう定めている。上記の原則は、LULUCF活動を計上することによって、この目的が変更されたり、附属書国の約束目標が先送りされてはならないとするものである(基本的には双方とも同じ意味である)。したがって、以下の決定はこの原則に則ったものであるということになる。こうした原則を掲げたこと自身は評価できるが、以下の決定、特に3条4項に関する決定が、この原則を満たしているかどうかについては、見解が分かれるものと考えられる。

また、技術的に重要なのは、「(h)(i)産業革命以前のレベル以上に上昇した二酸化炭素濃度、(ii)間接的な窒素の堆積、(iii)基準年以前の活動の影響、による除去は計上から除外すること」である。マラケシュ合意では、これを現実的に(pragmatically)実施することを目的として、第1約束期間のみに適用される暫定的な方法を採用している。しかし、十分な科学に基づかないと考えられる以下の方法が、原則「(a)十分な科学に基づくこと」を満たしているかどうかについては、見解が分かれるものと考えられる。

## 3. 森林、新規植林、再植林、森林減少の定義(3条3項関係)

### (1) 内容

- ・ 「森林」：面積0.05～1.0ヘクタール以上、樹冠率10～30%以上、樹高2～5メートル以上の土地。伐採や災害により一時的にこの条件を満たさなくなった土地でも、森林に戻ることが期待されていれば森林とする。(Annexのpara.1)
- ・ 締約国は上記の数値の範囲の中から、それぞれ1つの数値を選択し報告する。また、締約国は、その数値が歴史的に用いられてきたものと整合的であることを示し、もし違う

場合にはその理由を説明する。(Annexのpara.16)

- ・ 「新規植林」：少なくとも50年間森林でなかった土地を、直接的人為的に森林へ変換すること。(Annexのpara.1)
- ・ 「再植林」：かつては森林であったが森林以外に変換された土地を、直接的人為的に森林へ変換すること。第1約束期間においては、1989年12月31日に森林でなかった土地を森林に変換することに限る。(Annexのpara.1)
- ・ 「森林減少」：森林を、直接的人為的に森林以外の土地へ変換すること。(Annexのpara.1)

## (2) 解説

森林の定義については、締約国ごとに面積、樹冠率、樹高を用いて1つ定義する方法(ほとんどの国が支持)、全締約国共通に多様な森林生態系に応じて複数定義する方法(サモア、ツバルが支持)で意見が分かれていたが、で決着したものである。面積、樹冠率、樹高については、各国にある程度の自由を認めているが、これは国により森林の定義が異なっているためであり、自由に設定できるということではなく、これまでのものをそのまま用いることを基本としている。なお、については、第二約束期間以降に適用できるかどうかについてSBSTAで検討し、可能ならCOP10で決定する予定となっている。地域によって様々な森林の形態があり、早急にのオプションについて検討をすすめ、決定を行うことが望ましい。

新規植林、再植林、森林減少については、通常的林業活動による植林を再植林に含め、伐採を森林減少に含めない(日本、ロシアが支持)、通常的林業活動による植林、伐採を再植林、森林減少に含めない(ほとんどの国が支持)で意見が分かれていたが、で決着したものである。前述した森林の定義は、その土地が伐採や災害により一時的に森林の条件を満たさなくなったとしても、潜在的に満たしていれば森林であるとしており、は新規植林、再植林、森林減少をこうした土地利用の変化をもとに定義したものである。

## 4 . 新規植林、再植林、森林減少活動の運用規則 (3条3項関係)

### (1) 内容

- ・ 1990年以降に新規植林、再植林した森林を、第1約束期間に伐採した際の排出量は、除去量を上回らない。(Annexのpara.4)
- ・ 附属書 国は7条に従って、伐採や災害と森林減少の区別について報告する。この情報は8条に従って審査される。(Annexのpara.5)

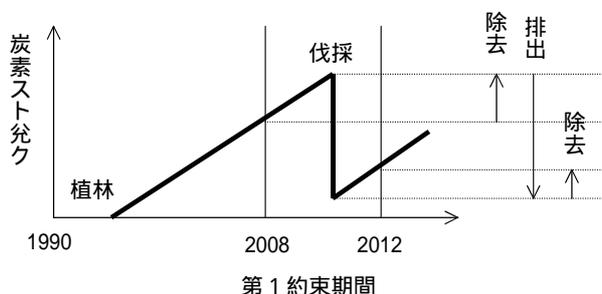
### (2) 解説

1990年以降に新規植林、再植林した森林を、第1約束期間内に一部伐採した場合、約束期間終了時の2012年時点では1990年よりも森林としての炭素ストックが増えているにも関わらず、2008年よりも2012年の方が炭素のストックが少なければ、第1約束期間としては排出と計算される状況が生じる(図 - 1 参照)。1点目は、このように排出量が除去量を上回った場合には、排出量として計上しないとすものである。なお、排出量が除去量を下回った場合には、除去量から排出量を差し引いた純除去量(ストックの純増分)が計上される。

また、森林減少によって森林の定義を満たさなくなった土地を、伐採や災害によって森林の定義を満たさなくなった土地と解釈すれば、森林減少として計上される土地を少なくすることができ、ひいては3条3項のもとでの排出量を少なくすることができる。2点目

は、これを防ぐために、これらの土地をどう区別したかについて報告することを、附属書国に求めるとするものである。

図 - 1 1990 年以降に新規植林、再植林した森林を第 1 約束期間内に一部伐採した場合の炭素ストック変化



## 5 . 追加的活動の種類 (3 条 4 項関係)

### (1) 内容

- ・ 附属書 国は、「森林管理」「耕作地管理」「牧草地管理」「植生回復」のいずれかあるいは全ての人為的活動による温室効果ガスの排出及び除去を、第 1 約束期間において計上することを選択できる。(Annexのpara.6)
- ・ 「森林管理」：森林の持つ生態的、経済的、社会的な機能を、持続可能な方法で発揮させることを目的とした、森林における作業全体と森林の利用。(Annexのpara.1)
- ・ 「耕作地管理」：農作物が育成されている土地、もしくはは一時的に農作物生産をしていない土地においてなされる作業全体。(Annexのpara.1)
- ・ 「牧草地管理」：植生及び家畜の量及び種類を操作することを目的として、家畜生産のための土地においてなされる作業全体。(Annexのpara.1)
- ・ 「植生回復」：森林の定義を満たさない植生を育成することによって、その土地の炭素ストックを増加させる直接的な人為的活動。(Annexのpara.1)

### (2) 解説

3 条 4 項の追加的活動を認めるかどうかについては、規模、不確実性、リスクの問題が解決されるまで認めない(EU、サモア、ツバル等が支持) 認める活動をリスト化し各国が選ぶ(日本、米国等が支持) で意見が分かれていたが、で決着し、森林管理、耕作地管理、牧草地管理、植生回復を追加的活動として認めたものである。これら 4 つの活動は、COP6 において米国、カナダ、日本が 3 条 4 項の取り扱いについて共同提案を行った際に提示された活動である。

これらの活動はすべて二酸化炭素を除去する活動であり、3 条 3 項の森林減少に相当する排出となりうる活動が含まれていない。今後、森林や植生の劣化や荒廃 (degradation) 植生喪失 (devegetation) を第 1 約束期間に含めるかどうかの検討を行い、これについても可能なら COP10 で決定する予定となっている。全体のバランスを取るためにもこうした活動が含まれることが望ましい。

また、これらの活動は大きく定義されているが、具体的にどのような活動が森林管理に相当するのか等を明らかにする必要があると考えられる。例えば、山火事防止のための活

動（見回り、看板立て）は森林管理に相当するのか？ 1990年以降という基準も曖昧であり、これを明らかにする必要がある。例えば、日本の場合、人件費の問題で管理がされない山が増えているが、1989年に管理をやめた森林を、1991年に再び管理し始めた場合は、1990年以降の活動に相当するのか？ このように、これらの活動を認定する基準が必要である。

なお、附属書 国は、これらの活動を約束目標の達成に選んでも選ばなくてもよい。ノルウェーは、ボン合意で自国に認められた森林等吸収源活動からの除去分（1990年比 - 3%）を利用しないで、実質的な排出削減により約束目標（1990年比 + 1%）を達成する意思を表明している。LULUCF活動を取り扱う際の原則(c)(f)に従えば、これらの活動は約束目標の達成にできるだけ用いないことが望ましい。

## 6. 追加的活動の運用規則（3条4項関係）

### (1) 内容

- ・ 追加的活動を計上したい附属書 国は、どの活動を計上するかを明らかにする。計上される活動は、第1約束期間内で変更できない。（Annexのpara.7）
- ・ 第1約束期間中に、追加的活動を計上する附属書 国は、そのような活動が1990年以降行われたものであり、かつ人為的なものであることを証明する。（Annexのpara.8）
- ・ 耕作地管理、放牧地管理、植生回復に関して、第1約束期間に計上可能な除去量は、約束期間中の純除去量から基準年の純除去量の5倍を差し引いたものに等しい。（Annexのpara.9）
- ・ 3条3項の活動が排出となる附属書 国は、3条4項の森林管理を行っている土地の除去量が3条3項の排出量と等しいか大きければ、9.0Mt-Cを上限として、3条3項の排出量分だけ3条4項の森林管理による除去量を計上してもよい。（Annexのpara.10）
- ・ 上記を適用した後に残る3条4項の森林管理による除去量とJIの森林管理による除去量は、付表（表 - 2）に示される値の5倍を上限として計上する。（Annexのpara.11）
- ・ 締約国は、第1約束期間が始まる2年前までに、上記の2つの上限数値の再考をCOPに求めてもよい。（Annexのpara.12）

### (2) 解説

追加的活動を計上したい附属書 国は、まず、どの活動を計上するかを明らかにする。全てを計上しても、全てを計上しなくてもよい。そして、附属書 国は、選んだ活動が1990年以降行われたものであり、かつ人為的なものであることを証明（demonstrate）しなければならない。ただし、マラケシュ合意はどのような証明を行うべきかについては言及しておらず、上述したように具体的な活動とその導入時期で適格な活動であるかどうかを認定する何らかの基準が必要であると考えられる。

さらに、序文に記された原則には、「(h) (a)産業革命以前のレベル以上に上昇した二酸化炭素濃度、(b)間接的な窒素の堆積、(c)基準年以前の活動の影響、による除去は計上から除外すること」とあるが、これを現実的に（pragmatically）実施することを目的として、以下の計算方法を採用したものである。

まず、耕作地管理、放牧地管理、植生回復については、約束期間中の純除去量から基準年の純除去量の5倍を引く方法を採用した。この方法で計上される除去量は、基準年と約束期間の除去量の変化である。基準年と約束期間の間に引き起こされる間接的人為的影響が無視できるとすれば、この除去量の変化を見ることで、ほぼ直接的人為的な活動に起因す

る部分を計上できる、すなわち原則に挙げられているような除去を計上から除外できるものと考えられる。

次に、3条3項の活動が排出となった場合、もし、その締約国において1990年以降に管理が行われた森林の全炭素ストックの変化が、3条3項の排出量に等しいか大きければ、年間9.0Mt-Cを上限として、その排出のレベルまで、森林管理による除去量を計上できるとした。そして、これを適用した後の森林管理による除去量とJIのもとで行われる森林管理による除去量については、付表に定める上限まで約束目標の達成に用いることができるとした。この上限は、基本的には、森林管理について85%の割引を行い、3%の上限を設けた場合に見込まれる除去量として設定された上限であるが、日本やカナダなどのいくつかの国については、それらの国における約束達成に向けた努力の程度や、森林の状況などの事情を考慮して設定された。今後、「人為性」「追加性」を分離する実際的な方法をIPCCが開発し、その結果がCOP10に提出される予定となっており、これを受けてSBSTAが第2約束期間までに上記の方法を改訂する予定となっている。

この方法により見込まれる各国の除去量は以下のとおりであるが、この量は各国に課された約束と比較しても無視できない量である。これが、LULUCF活動を取り扱う際の原則(c)(f)を満たしているかどうかについては、見解が分かれるものと考えられる。なお、この数値は、3条3項の活動は含むが、JI、CDMのもとでの活動は含まない。また、米国は仮の数値であり、附属書 国全体の数値は米国の数値に大きく影響を受ける。

表 - 1 マラケッシュ合意に基づくシンクの利用可能量

	削減目標	マラケッシュ合意
カナダ	-6.0%	-10.2%
フィンランド	0.0%	-0.8%
フランス	0.0%	-2.2%
ドイツ	-21.0%	-0.4%
アイスランド	10.0%	-8.6%
アイルランド	13.0%	-6.6%
日本	-6.0%	-3.9%
ニュージーランド	0.0%	-39.8%
ロシア	0.0%	-4.0%
スウェーデン	4.0%	-3.0%
米国	-7.0%	(-2.3%)
附属書 国全体	-5.2%	(-2.3%)

## 7 . CDM における LULUCF 活動の種類 ( 12 条関係 )

### (1) 内容

- ・ 12条におけるLULUCF活動で適格性があるのは、新規植林と再植林に限定される。  
( Annexのpara.13 )

### (2) 解説

CDM における LULUCF 活動については、認めない(EU、ツバル、サモア等が支持) 新規植林、再植林、土壌管理、土地劣化の防止、森林減少の防止などを認める(米国、カナダ、日本、オーストラリア、南米諸国(ブラジルを除く)等が支持) で意見が分かれていたが、新規植林、再植林に限って認めたものである。CDM における LULUCF 活動に

については、様々な課題があるが、新規植林、再植林は、最もその影響が少ない活動であるとして妥協が成立した。本来は課題が解決した上で認められるべきものであり、G77/ChinaがLULUCF活動を取り扱う際の原則の1つとして主張したように、適応基金の中で行う方が望ましい。

## 8 . CDM における LULUCF 活動の運用規則

### (1) 内容

- ・ 第1約束期間において計上可能なCDMの除去量は、締約国の基準年排出量の1%の5倍を上限とする。(Annexのpara.14)

### (2) 解説

CDMにおけるLULUCF活動で計上可能な除去量については、1年あたり基準年の排出量の1%という上限を設けるとしたものである。ただし、この上限設定が、3条4項の合意と合わせて、LULUCFを取り扱う際の原則(c)(f)を満たしているかどうかについては、見解が分かれるものと考えられる。

CDMにおけるLULUCF活動については、非永続性(新規植林、再植林された土地が火事になった場合等の計上をどうするか?)、追加性(追加的な活動であることをどのように証明するか?)、リーケージ(新規植林、再植林が行われたことによって、別の土地で森林減少が起こった場合にこれをどう計上するか?そのような状況をどう回避するか?)、不確実性(除去が過大・過小評価されていないか?)等の問題があり、LULUCF活動そのものについては、生物多様性や自然の生態系への影響などを含む社会経済的影響や環境影響(社会経済や環境への悪影響をどう回避するか?)の問題がある。新規植林、再植林をCDMにおけるLULUCF活動として認めはしたが、その計上方法や悪影響を回避するための方法については決定を先送りした。今後、この運用規則をSBSTAで開発し、COP9で決定する予定となっている。開発される運用規則の「2 . LULUCFを取り扱う際の原則」の「(a)十分な科学に基づくこと」との関係が注目される。

## 9 . その他

### (1) 内容

- ・ 5条1項のもとでの国家目録システムは、3条3項及び3条4項のLULUCF活動が行われた土地を識別することを確実にする。そうした土地の情報は、7条に従って国家目録の中で提供されるべきである。また、そうした情報は、8条に従って審査される。(Annexのpara.20)
- ・ 附属書 国は、地上バイオマス、地下バイオマス、リター、枯死木、土壌の全ての炭素プールの変化を計上する。ただし、排出源でないという透明で検証可能な情報が与えられれば、その炭素プールは計上しなくてもよい。(Annexのpara.21)

### (2) 解説

- ・ 1点目は、3条3項、3条4項のLULUCF活動を行った土地を、明確に識別することを求めるものであり妥当である。2点目は、排出源でないことを証明できれば、その炭素プールは計上しなくても良いとしたものであるが、排出源でないことをどのように証明するのかについては規定していない。

表 - 2 シンク関連の今後の予定

			2002年		2003年		2004年		2005年	
			SBSTA16	SBSTA17 COP8	SBSTA18	SBSTA19 COP9	SBSTA20	SBSTA21 COP10	SBSTA22	SBSTA23 COP11
3条3項 関係	生態系に応じた森林の 定義を第2約束期間以 降に適用できるかどう か？	SBSTA	定義を検討							
		COP						採択？		
3条4項 関係	Degradation、 devegetationを第一約 束期間に含めるかどう か？	IPCC	定義と計算方法を開発		結果報告					
		SBSTA			定義と計算方法を検討					
		COP					採択？			
CDM 関係	新規植林、再植林の定 義と運用規則をどうす るか？	SBSTA	定義と運用規則を開発							
		COP				採択？				
計算方法 関係	3条3項、3条4項、6 条、12条の計算方法	IPCC	1996年ガイドラインを精緻化							
		COP				採択？				
	グッドプラクティスガイ ダンスと不確実性マ ネージメント	IPCC	報告書を準備		報告書を 提出					
		COP				採択？				
	人為性、追加性を分離 する方法	IPCC	計算方法を開発				結果報告			
		SBSTA					第2約束期間までに計算方法を改訂			
	伐採木材の取り扱い	締約国			意見提出					
SBSTA				意味を検討		計算方法を検討		？	？	
7条1項 関係	LULUCF 活動に関す るインベントリー情報 のガイドライン	IPCC	グッドプラクティスガイダンスに 関する報告書を準備		報告書を 提出					
		SBSTA			ガイドラインを開発			？	？	

# 京都議定書のもとでの遵守手続・メカニズム

## 1. 全体評価

- ・ COP6再開会合で合意されたボン合意をもとに、COP/MOP1で採択する予定の遵守手続・メカニズム案が完成し、COP/MOP1に勧告された。
- ・ 後述するように、いくつかの問題点は指摘できるけれども、全体としては、締約国が自発的に不遵守を是正する機会を設けつつ、他方で、このように設定された是正の機会を経ても遵守しない、または、遵守できない締約国に対しては、司法性の強い手続を利用して不遵守の是正、すなわち義務の履行を強制しようとするしくみとなっている。また、手続の透明性を確保することがめざされており、促進部または履行強制部が検討する情報や履行強制部のもとで行われるヒアリングは、原則として市民に公開される。さらに、政府間組織やNGOには遵守委員会にかかっている事案に関する情報を各部に提出する権利が認められている。
- ・ 遵守手続のもとで不遵守に適用される帰結が法的拘束力を有するかどうかについては、議定書発効後のCOP/MOP1が決定することとなった。

## 2. 遵守手続を担う機関

### (1) 内容

- ・ 遵守手続を担う機関として、促進部10人、履行強制部10人の計20人からなる遵守委員会（以下「委員会」と略）が設置される（の1、の3）。
- ・ 委員は、個人の資格で、COP/MOP1により選出される（の3および6）。促進部と履行強制部の委員は、それぞれ（a）国連の5つの地域グループから各1人、島嶼国連合から1人、（b）附属書 国から2人、（c）非附属書 国から2人選出される（の1およびの1）。
- ・ 各部の議長と副議長は、附属書 国から1人、非附属書 国から1人が選出される。ある部の議長が附属書 国から選出される場合には、もう一つの部の議長が非附属書 国から選出されるというふうに、各部の議長は附属書 国と非附属書 国で交替する。両部の議長と副議長が委員会のビューローを構成する（の4）。
- ・ 委員会は、コンセンサスで決定を行うが、コンセンサスで決定ができない場合は、出席し投票する委員の4分の3の多数決で決定を採択する。さらに、履行強制部による決定の採択には、出席し投票する附属書 国からの委員の過半数と、出席し投票する非附属書 国からの委員の過半数の賛成が必要である（の9）。

### (2) 解説

促進部と履行強制部の委員は、それぞれ（a）国連の5つの地域グループ（1.アジア、2.アフリカ、3.ラテンアメリカ・カリブ、4.東欧、5.西ヨーロッパ・その他（イスラエルを含む））から各1人、島嶼国連合から1人、（b）附属書 国から2人、（c）非附属書 国から2人選出される（の1およびの1）。この選出方法によると、おそらく両部とも附属書 国から4人、非附属書 国から6人という構成になるであろう。

非附属書 国が過半数を占める委員会構成とする一方で、促進部については、4分の3の多数決（8の賛成票が必要）で決定が採択されるとすることで、附属書 国からの委員の3人が反対すると決定は採択できないしくみとしている。委員の構成と決定方法をうまく

組み合わせ、先進国と発展途上国の主張の妥協を図ろうとしたものである。履行強制部については、決定の採択に、さらに、附属書 国の委員および非附属書 国の委員それぞれにおいて過半数の賛成が必要とされ、附属書 国の多数の賛成がなければ（＝附属書 国の委員のうちの2人が反対すれば）決定できないしくみとなっている。このような履行強制部における二重多数決の採用は、附属書 国に決定に対する拒否権を与えるのに準ずる効果があり、履行強制部が、事実上有効な決定をなしえないのではないかとの懸念を生じさせる。

### 3. 遵守委員会の促進部と履行強制部の権限配分

#### (1) 内容

- ・ 促進部は、議定書の実施について締約国に助言と便宜を与え、締約国による約束の遵守を促進する責任を有する（ の4）。履行強制部の権限外となる議定書上のすべての義務の実施を対象とする包括的な権限を有しつつ、3条14項（気候変動対策により生じる悪影響の最小化のための努力）とメカニズム利用の補完性に関する情報の提出の実施上の問題について取り扱う権限を有する（ の5）。
- ・ さらに、促進部は、遵守の促進と潜在的な不遵守の早期警告のために、
  1. 約束期間開始前と約束期間中の3条1項の数量化された排出抑制削減の約束、
  2. 第一約束期間前の方法上の条件および報告の条件（5条1項、5条2項、7条1項、7条4項）の遵守について助言し、促進する責任を有する（ の6）。
- ・ 履行強制部は、
  1. 3条1項のもとでの排出抑制削減の約束、
  2. 方法上の条件および報告の条件（5条1項、5条2項、7条1項、7条2項）
  3. 京都メカニズムへの参加条件の不遵守を決定する権限を有する（ の4）。
- ・ さらに、履行強制部は、5条2項のもとでの目録の調整と、7条4項のもとでの割当量の計算の修正について専門家レビューチーム（ERT）と関係国との間の意見が一致しない場合、これらの調整や修正を行うかどうかを決定する（ の5）。

#### (2) 解説

促進部と履行強制部間の権限配分の問題は、2つの部が適用できる帰結の違いもあり、交渉上大きな争点の一つであった。

促進部の権限対象は議定書上のすべての義務とされていることから、非附属書 国もその対象となりうる。例えば、10条の定める義務は、非附属書 国もその名宛人である。他方で、履行強制部が対象とする義務はすべて附属書 国を名宛人としている義務であり、現在の議定書の枠組のもとでは、履行強制部の対象となりうるのは附属書 国に限られる。

上記のような権限配分に基づくと、約束期間を軸とした時期区分ごとに促進部と履行強制部の権限配分は表のように整理できる。メカニズムを利用する附属書 国は、第一約束期間前にメカニズムへの参加条件の審査が行われる場合、方法上の条件と報告条件について履行強制部により審査されうる。

表 - 1 約束期間を軸とした時間区分ごとの促進部と履行強制部の権限配分

	促進部の権限	履行強制部の権限
第一約束期間前	<ul style="list-style-type: none"> <li>削減義務(3条1項)</li> <li>方法上の条件と報告条件(5条1項、5条2項、7条1項、7条4項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>メカニズムへの参加条件</li> </ul>
第一約束期間中	<ul style="list-style-type: none"> <li>削減義務(3条1項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>方法上の条件と報告条件(5条1項、5条2項、7条1項、7条4項)</li> <li>メカニズムへの参加条件</li> </ul>
第一約束期間後 (第二約束期間中)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二約束期間の削減義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一約束期間の削減義務(3条1項)</li> <li>方法上の条件と報告条件(5条1項、5条2項、7条1項、7条4項)</li> <li>メカニズムへの参加条件</li> </ul>

## 4 . 遵守手続の流れ

### (1) 内容

- 手続にかかる事案の性質により、以下の2つの手続が予定されている。
  - 促進部にかかる事案に関する手続と自己申告の場合の手続(図 - 1)
  - 履行強制部にかかる事案に関する手続(図 - 2)
- さらに、履行強制部にかかる事案のうち、メカニズムへの参加条件に関する事案には、迅速手続が適用される(2の履行強制部にかかる事案に適用される手続と、迅速手続の時間的流れについては、それぞれ図 - 3、図 - 4参照)。
- 締約国がデュー・プロセス(適正過程)を保障されなかったと考える場合、3条1項に関する履行強制部の最終決定に対して、COP/MOPに上訴を行うことができる。その場合、COP/MOPの4分の3の多数による決定が、履行強制部の決定を無効とするのに必要とされる。上訴に関する決定が行われるまでは履行強制部の決定は有効とされ、上訴が認められた場合、履行強制部に事案が差し戻される。

### (2) 解説

上記1の促進部にかかる事案に適用される手続の場合、手続が開始された事案が一見して根拠があるものかどうかの審査を行う事前審査を経て、不継続の決定が行われないうちに、促進部で事案の検討が行われ、帰結が決定される。この場合、事前審査が3週間以内に行われなければならないことを除くと、手続の期限についてはとりたてて定められていない。さらに、自己申告の場合には、事前審査は行われず、そのまま事案が各部で検討され、帰結が決定されることとなる。履行強制部が権限対象とする義務の不遵守について、不遵守国から自己申告がなされた場合、遵守手続を備える他の環境条約の運用実態に照らすと、促進部が取り扱うよう、履行強制部から促進部に当該事案が送付される可能性が高いと予想される。

それに対して、2の履行強制部にかかる事案に適用される手続の場合、A 事前審査と決定を経て、B 事案の検討に基づく事前認定または不継続の決定、そして、C 事前認定に対する関係国からの意見の検討に基づく最終決定が行われる。さらに、3条1項の排出抑制削減義務の不遵守に関する最終決定については、COP/MOPへの上訴の途も開かれている。この場合、それぞれの手続の進行について期限が決められており、手続の開始が関係国(不遵守が疑われる国)に通告されてから最長で約35週間(約9ヶ月)で最終決定が行われる。

迅速手続の場合には、手続の開始が関係国に通告されてから最終決定までの期間はずっと短くなる(最長で約14週間)。また、第一約束期間最終年の2012年の目録が提出されてから、履行強制部による3条1項の不遵守に関する最終決定までに約2年かかる(図 - 5 参照)。

締約国がデュー・プロセス(適正過程)を保障されなかったと考える場合、3条1項に関する履行強制部の最終決定に対して、COP/MOPに上訴を行うことができるが、個別の不遵守の事案について政治的機関であるCOP/MOPが介入しようということは、法に照らして不遵守が認定された履行強制部の決定が、政治的理由から覆されるのではとの懸念が残る。

議定書のもとでの遵守手続の特徴の一つは、とりわけ履行強制部にかかる事案に適用される手続において、意見の提出やヒアリング開催、そして上訴など、関係国の反論の機会が制度的に保障されていることである。また、手続の透明性を確保することもめざされている。その合意または関係国の要請により、促進部または履行強制部が情報を最終決定まで公開しないと決定しない限り、各部が検討する情報は市民に公開される(の6)。同様に、履行強制部のもとで行われるヒアリングも、非公開と履行強制部が決定しない限り、公開で行われる(IXの2)。決定もすべて公表される。さらに、政府間組織やNGOには、事案に関する情報を各部に提出する権利が認められている(の4)。

## 5 . 不遵守に対する帰結

### (1) 内容

- ・ 促進部は、
  1. 助言の提供と支援の促進、
  2. 技術移転およびキャパシティ・ビルディングを含む、財政的支援及び技術支援の促進、
  3. 関係国への勧告、のうちの1つまたは複数の帰結を適用する。
- ・ 履行強制部は、5条1項、5条2項、7条1項、7条4項の不遵守の帰結として、
  1. 不遵守の宣言、
  2. 不遵守是正のための計画の作成を適用する。
- ・ メカニズムへの参加条件の不遵守の帰結として、履行強制部は、メカニズムの参加資格を停止する。
- ・ 3条1項の不遵守の帰結として、履行強制部は、
  1. 超過排出量の1.3倍に相当する量を第二約束期間の割当量から差し引き、
  2. 遵守行動計画の作成、
  3. 排出量取引のもとで移転を行う資格の停止、を適用する。

### (2) 解説

ある国が不遵守と認定された場合、遵守委員会がその不遵守に対してどのような帰結を適用するのかという問題は、遵守手続に関する交渉の最大の争点であった。上記のように、促進部が適用する帰結、履行強制部が適用する帰結が定められた。履行強制部が適用する帰結は、上記のように、不遵守が問題となる議定書の義務により異なっている。

5条1項、5条2項、7条1項、7条4項の不遵守の帰結として、2. 不遵守是正のための計画の作成が適用される場合、2の計画には、不遵守是正のために締約国が行う予定の措置と、12ヶ月をこえない時間枠での措置の実施スケジュールを記載しなければならない。不遵守国

は、原則として3ヶ月以内に、審査と評価のために履行強制部に計画を提出しなければならない。さらに、その後定期的に計画の実施に関する進捗報告書を提出しなければならない。「進捗報告書に基づき、履行強制部が...さらなる帰結を適用することを決定できる」との文言は、COP7での交渉で削除された。

3条1項の不遵守の帰結として履行強制部が適用する2の遵守行動計画は、交渉の過程で、EUから3条1項の帰結として提案されたものである。次期約束期間での削減義務達成のために締約国が行う予定の措置と、3年または次期約束期間終了までのいずれか早い時間枠でのそれらの措置の実施スケジュールを定めるもので、締約国が行う措置は国内の政策と措置を優先するものでなければならない。不遵守国は、原則として3ヶ月以内に、審査と評価のために履行強制部に計画を提出し、さらに、その後毎年計画の実施に関する進捗報告書を提出する。

3条1項の不遵守の帰結のうち最も評価が分かれるのは、1の次期約束期間からの超過分の差し引きであろう。確かに、必ず次期約束期間で超過排出分の削減が行われるのであれば、時間的ずれは生じるものの気候変動を防止する効果が期待できる。しかし、他方で、強力な履行強制を行うことができる集権的権力が存在しない国際社会では、次期約束期間で超過排出分の削減が必ず行われることを担保する方法がなく、削減義務の実施が先送りされ、いつまでたっても削減が行われないという事態を引き起こす危険性もはらんでいる。こうした条件の下で、遵守手続には、次期約束期間の割当量からの超過排出分の差し引きを行ったがそれでもなお遵守しない国に対する対応は明記されておらず、それゆえ、そもそも遵守する意図がない不遵守国に対しては、結果的に義務の実施の先送りに遵守委員会がお墨付きを与えるだけとなるおそれがあり、不遵守の是正を促す有効な帰結となるかどうか懸念される。また、次期約束期間の割当量からの超過排出分の差し引きは、締約国間で合意された次の約束期間の排出削減に関する法的義務を変更する効果を持つ。こうした差し引きが法的拘束力なく行われ、遵守されないということになれば、次期約束期間の削減義務の法的拘束力を曖昧にしまうおそれがある。それゆえ、この帰結が、遵守確保のためによりよく機能し、法的拘束力ある議定書の削減義務との一貫性を保つためには、拘束力ある帰結を生じさせる遵守手続の採択が望ましいであろう。さらに、次期約束期間の削減義務を、それに先立つ約束期間開始前に合意することが必須の条件である。不遵守国が、次の約束期間の交渉時において、不遵守の結果追加的に削減しなければならない分をあらかじめ考慮して削減義務の水準を決めることができるならば、遵守促進の効果はないからである。また、不遵守国が先送りされた義務の実施を確実に行うよう、不遵守国による義務の実施について、その情報が市民に公開されるとともに、遵守行動計画を利用した遵守委員会の厳しい国際的監視のもとにおかれることが必要である。

なお、プロンク議長がCOP6再開会合で提示した最終合意案では、不遵守に対する懲罰ではなく、不遵守により生じる環境損害への補償として、金銭の支払いが、3条1項の不遵守に対する帰結としてあげられていた。しかし、この規定は、ボンでの閣僚レベルでの交渉の最終段階で削除された。

## 6 . 遵守手続の採択方法と帰結の法的拘束性

### (1)内容

- ・ COP7が遵守手続を採択し、その採択された手続をCOP/MOP1で採択するようCOP/MOP1に勧告することに合意。
- ・ 帰結の法的拘束力の有無に関する決定は、議定書発効後のCOP/MOP1に先送り。

## (2) 解説

ブロンク議長の最終合意案では、議定書とは別の法的文書による遵守手続の採択が提案されたが、結局、遵守手続の採択方法については明記しない決定となった。議定書18条2文が、法的拘束力ある帰結を伴う遵守手続の採択は、議定書の改正によると定めていることから、採択方法について明記していないボン合意が、帰結の法的拘束力について何を定めているかがCOP7で問題となった。この点につき、日本やEUは、法的拘束力のある帰結を伴う遵守手続にするかどうか、採択方法をどうするかはCOP/MOP1に先送りとなったのに対し、G77/Chinaの締約国の多くは、ボン合意がCOP/MOP1に先送りしたのは、遵守手続の採択方法だけで、ボンにおいて閣僚はすでにこれらの帰結が法的拘束力あるものであることを合意していると主張した。最終的に、COP7決定は、若干の編集上の変更を行ったうえで、遵守手続の法的形式について決定するのは専らCOP/MOPの権利であることに留意するという文言を前文に挿入しつつ、ボン合意の文言をほぼそのまま採用した規定となっている。この決定の文言からは、帰結の法的拘束力の有無に関する決定は、議定書発効後のCOP/MOP1に先送りされたものと理解される。

したがって、遵守手続をめぐる今後の交渉に残された争点は、COP/MOP1で決定される予定の採択方法、すなわち、法的拘束力ある帰結とするかどうかの問題である。

これまで見てきたように、遵守手続のもとで履行強制部が不遵守に対して適用する帰結を法的拘束力あるものとするかどうか、遵守手続をめぐる交渉の最大の争点となってきた。ここで留意されるべきは、法的拘束力が問題となるのは、遵守委員会が不遵守に対して決定する「帰結」の法的拘束力であって、議定書の法的拘束力の問題ではない。議定書は、法的拘束力ある削減義務を定める法的文書であり、このことは、遵守手続のもとでの帰結に法的拘束力があるとなかろうと変わらない。もし、ある国が3条1項の削減義務を履行することができなければ、帰結の法的拘束性にかかわらず、国際義務違反となり、義務の不履行を是正しなければ国際責任を負うこととなる。

帰結に法的拘束力がある場合、遵守委員会が決定した帰結に不遵守の国がしたがわないならば（例えば、遵守行動計画の作成が決定されたがその作成を行わないような場合）、遵守委員会が決定した帰結にしたがわないことそのものが国際義務違反となり、帰結にしたがわない国がその帰結を履行するように、他国はその履行を強制する権利を認められることとなる。いいかえれば、帰結にしたがわない国は、その帰結にしたがわないことを理由に他国から強制を受けることとなりうる。

締約国が、遵守委員会が適用する帰結にしたがわない場合、それに対して法的な履行強制が予定されるほうが遵守確保の観点から望ましいだろう。義務の不履行が生じても遵守委員会が適用する帰結を実施してできるだけ早急に不遵守を解消しようとするインセンティブが高まり、義務を違反しないようにしようとする抑止の効果は高くなるからである。「法的拘束力ある帰結」であれば、帰結にしたがわないことについて、法の違反という強い社会的非難をうけうるが、「法的拘束力のない帰結」であれば、帰結を履行し、ひいては議定書の義務を実施しようとするインセンティブは相対的に小さくなるだろう。

しかしながら、帰結が法的拘束力を持つようになれば議定書の遵守確保に絶対的な効果があるということではない。仮に、議定書が改正され、帰結が法的拘束力を有することとなっても、議定書の改正の効力は、改正を受諾した締約国にしか及ばない。このことは、法的拘束力ある帰結を伴う遵守手続と法的拘束力のない帰結を伴う遵守手続という二つのレジームが並存することになるのを意味する。また、集権化された履行強制を行うしくみが整備されていない国際社会では、法的拘束力ある帰結を伴う遵守手続のもとでも、どうしても議定書の義務を履行しない、または、遵守委員会が適用する帰結にしたがわない国に対しては、その履行を確実に確保する方法はない。

他方で、帰結が法的拘束力を持たなければ、COP7で採択された遵守手続が遵守の確保に意味を持たないというものでない。COP/MOP決定として採択され、帰結に法的拘束力がない遵守手続であっても、議定書の内部規則として尊重されなければならない。また、遵守委員会、とりわけ履行強制部が問題とする「不遵守」は、大多数の場合、議定書上の義務の違反として国際違法行為たる性格を有すると考えられ、どのような遵守手続になろうとも、それとは別個に、このような「不遵守」に対して他の締約国が個別にまたは集団的に対抗措置をとることを妨げるものではない。

さらに、遵守委員会が適用することとなっている帰結の性格に留意されるべきである。履行強制部が適用する帰結は、5条1項、5条2項、7条1項、7条4項の不遵守の際に適用される「計画の作成」、3条1項の不遵守に適用される「遵守行動計画の作成」に関するものを除けば、仮に帰結に法的拘束力がなくても事実上不遵守国がしたがわざるを得ないという意味で「履行強制可能な帰結」である。例えば、3条1項の不遵守に対する帰結である17条のもとでの排出量を移転する資格の停止は、遵守委員会が資格の停止を決定すれば、それに反して行われた排出量の移転は議定書上有効とみなされないだろう。同様に、次期約束期間の割当量からの超過排出分の差し引きも、遵守委員会が決定すれば、次期約束期間の割当量の確定の際に、決定に反した割当量の設定は議定書上有効なものとは見なされないだろう。

## 7. メカニズムへの参加条件としての遵守に関する合意の受け入れ

### (1) 内容

- ・ 遵守に関する合意の受け入れは、メカニズムへの参加条件から削除された。

### (2) 解説

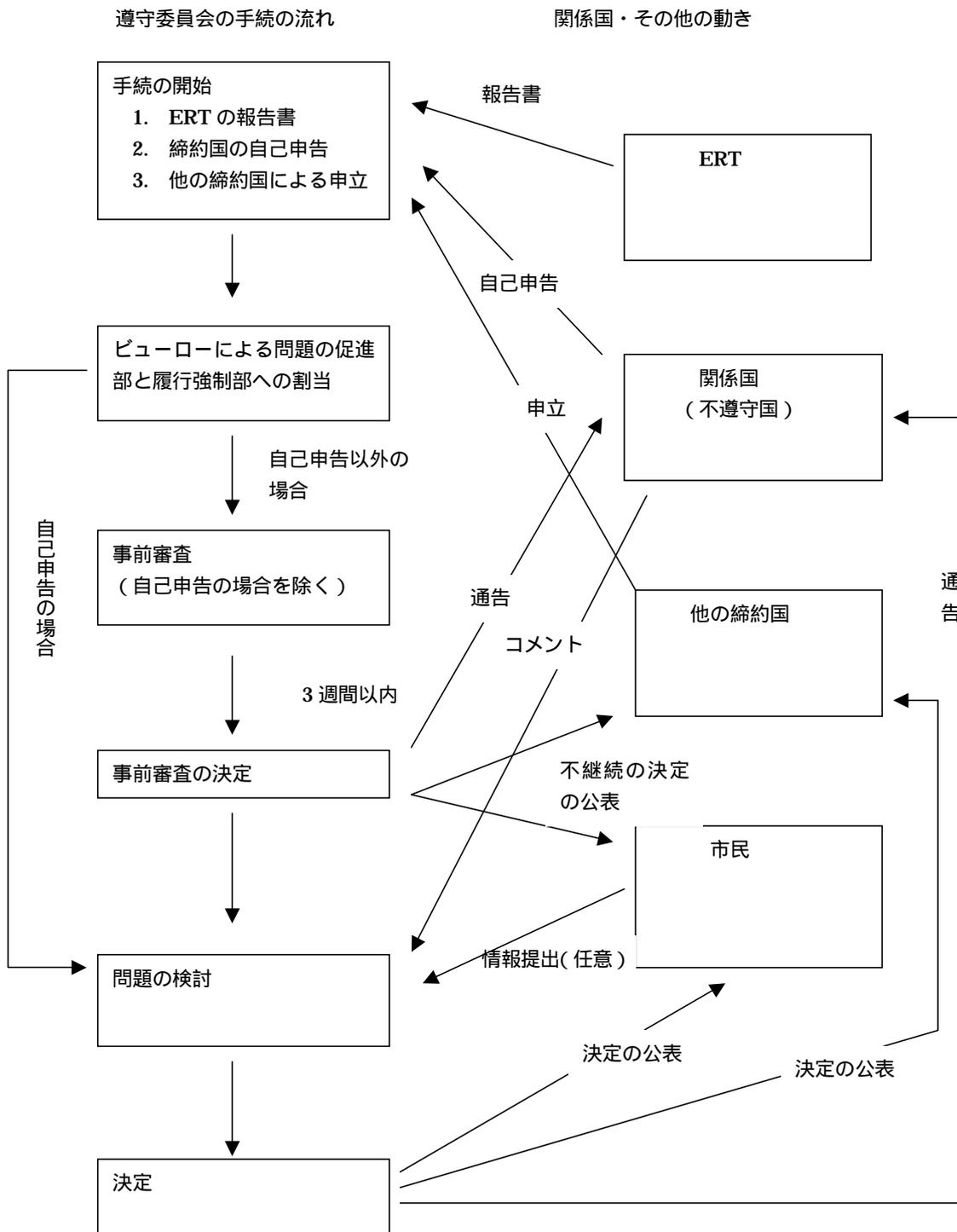
ボン合意では、5条1項、5条2項、7条1項、7条4項の遵守に加えて、「京都議定書を補完する遵守に関する合意 (the agreement on compliance supplementing the Kyoto Protocol) を受け入れる」ことがメカニズムへの参加条件として定められていた。しかし、ブロンク議長の最終合意案の遵守以外の部分については変更を加えないという条件のもとで行われた閣僚会合での交渉の結果、遵守に関するセクションで遵守手続の採択方法について明記しないこととなったため、この「京都議定書を補完する遵守に関する合意」という文言と遵守のセクションの規定との間の齟齬が問題となった。この文言上の齟齬を理由に、また、これをメカニズムへの参加条件として認めると事実上法的拘束力ある帰結を伴う遵守手続を受け入れざるを得なくなるとして、日本をはじめとするアンブレラ・グループのいくつかの国が「遵守に関する合意の受け入れ」をメカニズムへの参加条件から削除するよう求めた。他の国は、文言上の齟齬は認めつつも、遵守に関する合意事項の受け入れをメカニズムへの参加条件から削除することはボン合意に反すると強く反発した。この問題は、COP7の最終日までマラケシュ合意の成立を左右する争点となったが、最終的には、メカニズムに関するCOP/MOP1決定草案のパラグラフ5にあるように、遵守に関する合意の受け入れはメカニズムへの参加条件ではなくなった。

上記のような文言上の齟齬についてどのようにボン合意を解釈するかは、ボン合意後の交渉で解決することとなっていた。ボン合意は、いわゆる「条約」ではないが、各国が合意をしたCOPの決定として、その解釈は国際法の規則に準じて解釈が行われるのが望ましいとすれば、文言上の齟齬を修正する必要があるにしても、メカニズムへの参加条件から遵守に関する条件の一切を削除することはボン合意の内容を変更したものではないかとの疑

念を生じさせる。

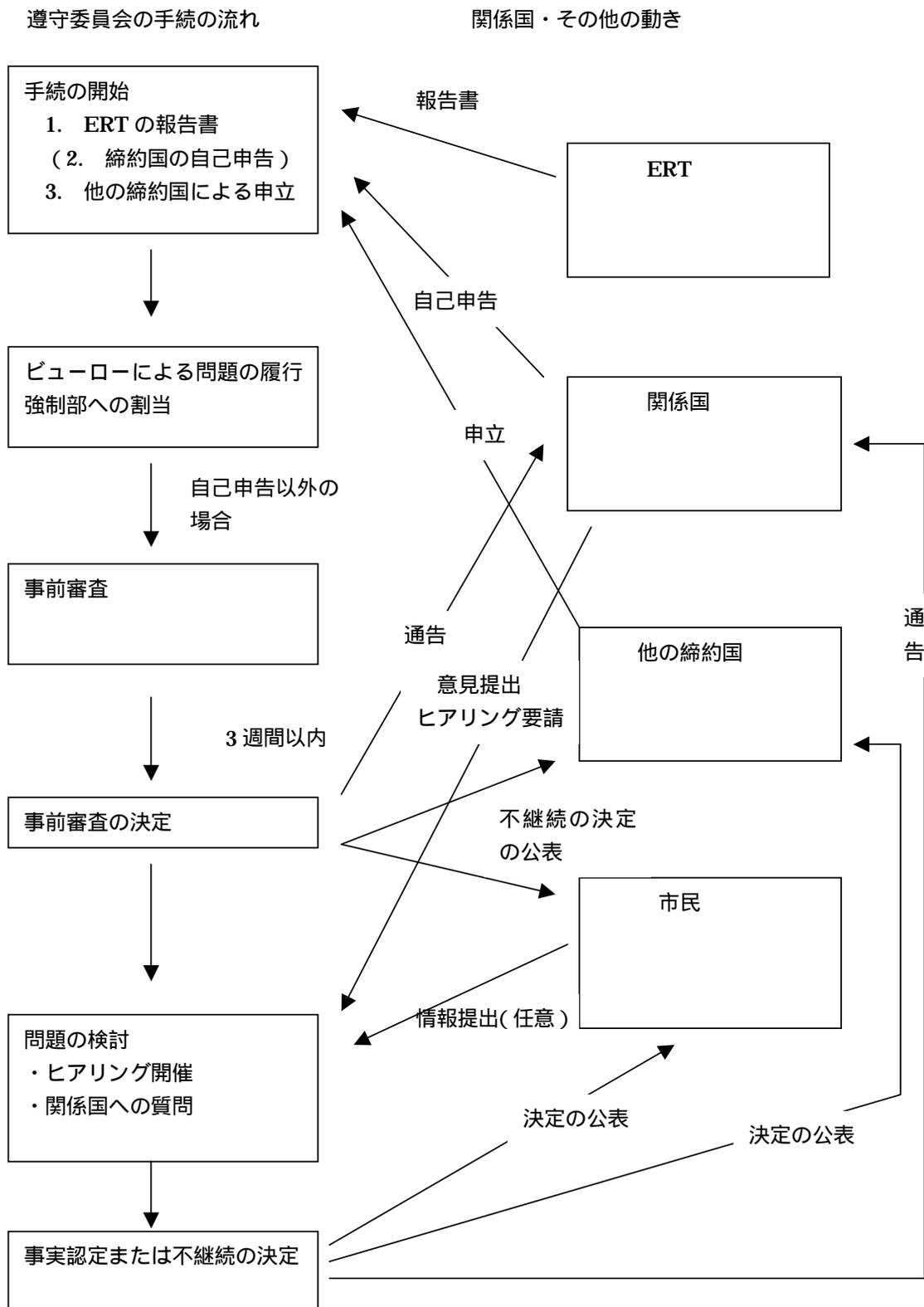
遵守に関する合意を受け入れることがメカニズムへの参加条件とされれば、遵守について合意された事項にしたがわなければ、メカニズムを利用できないということになる。したがって、このことは、メカニズムを利用したいと考える締約国に対して、遵守に関する合意にしたがわなければならないという事実上の強制力を課する効果が期待できる。なお、このことと、遵守手続のもとで適用される帰結が法的拘束力があるかということは本質的に異なる問題である。遵守に対するインセンティブを強化するという点では共通するが、帰結に法的拘束力を与えることは、帰結に違反すれば法的制裁を受けうることにより、遵守に対するインセンティブを増すことができるというものであるのに対して、遵守に関する合意の受け入れをメカニズムへの参加条件とすることは、その条件を守らなければメカニズムを利用できないという結果をもたらすことにより遵守に対するインセンティブを強めるというものである。この後者の場合、メカニズムを利用しない国に対しては遵守へのインセンティブを強める効果はない。

図 - 1 遵守手続の流れ（促進部および自己申告の場合）



(注) ERT：専門家レビューチーム (Expert Review Team)

図 - 2 遵守手続の流れ（履行強制部の場合（自己申告の場合を除く））



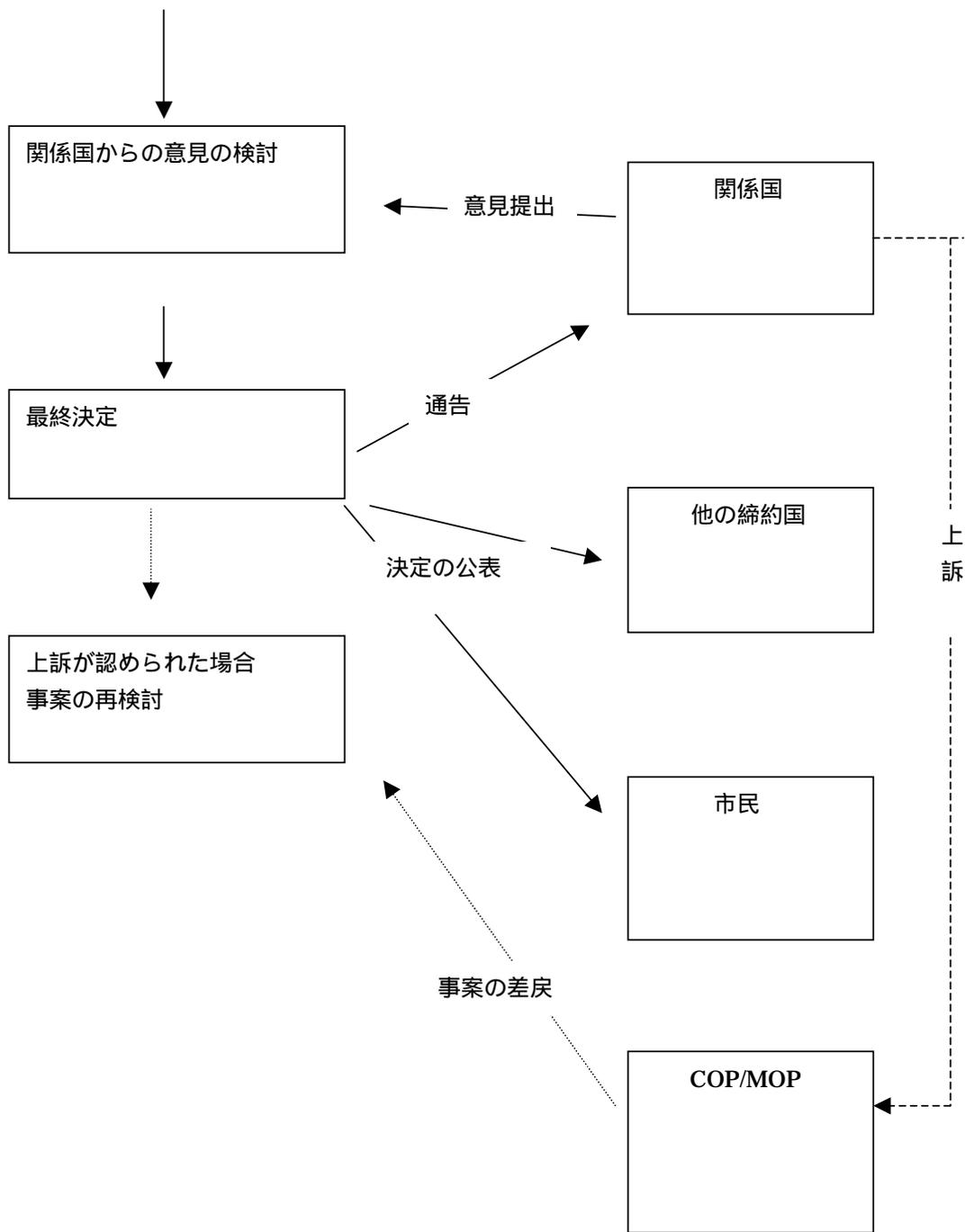
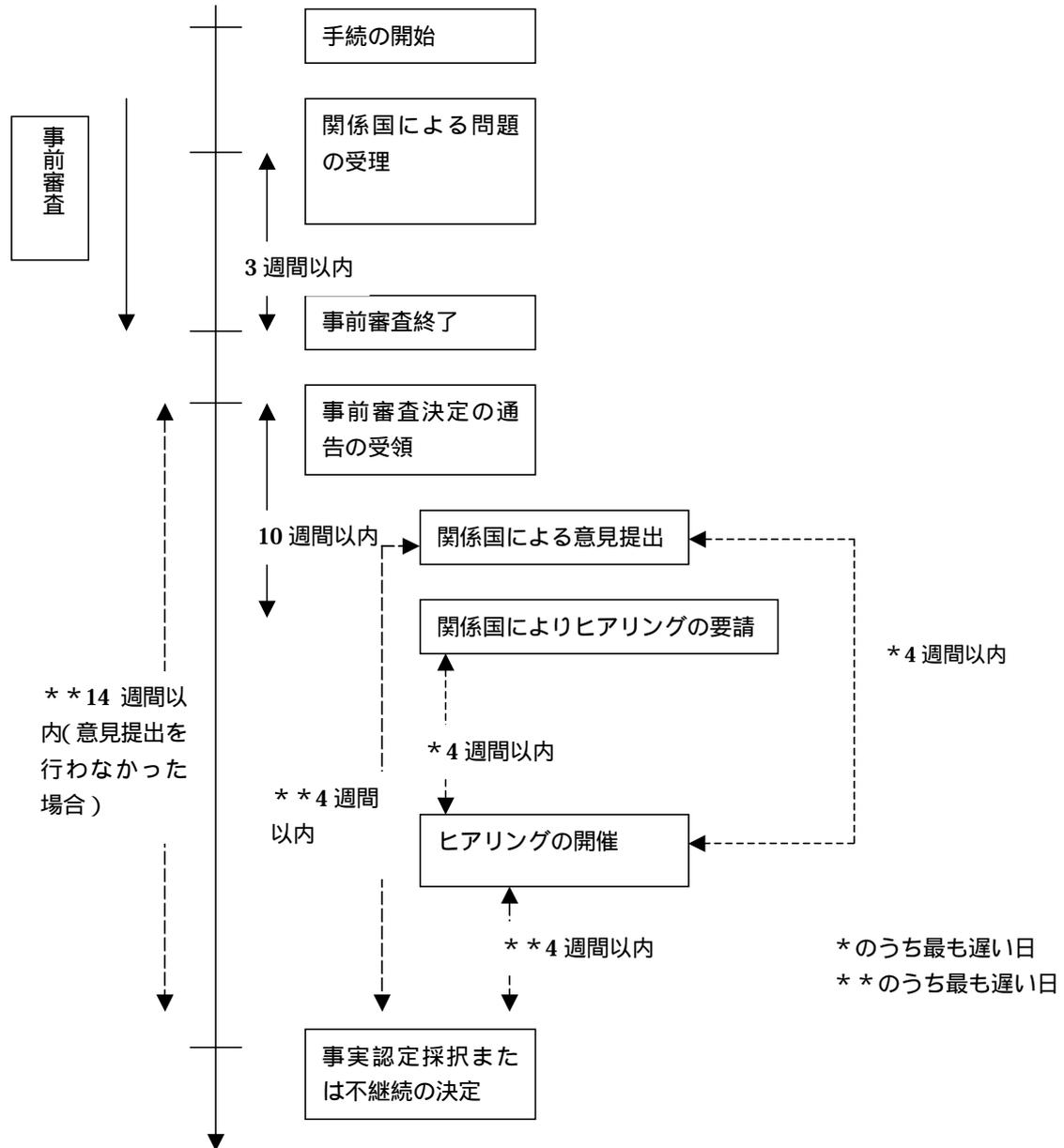


図 - 3 遵守手続の時間的流れ（履行強制部の場合（自己申告の場合を除く））



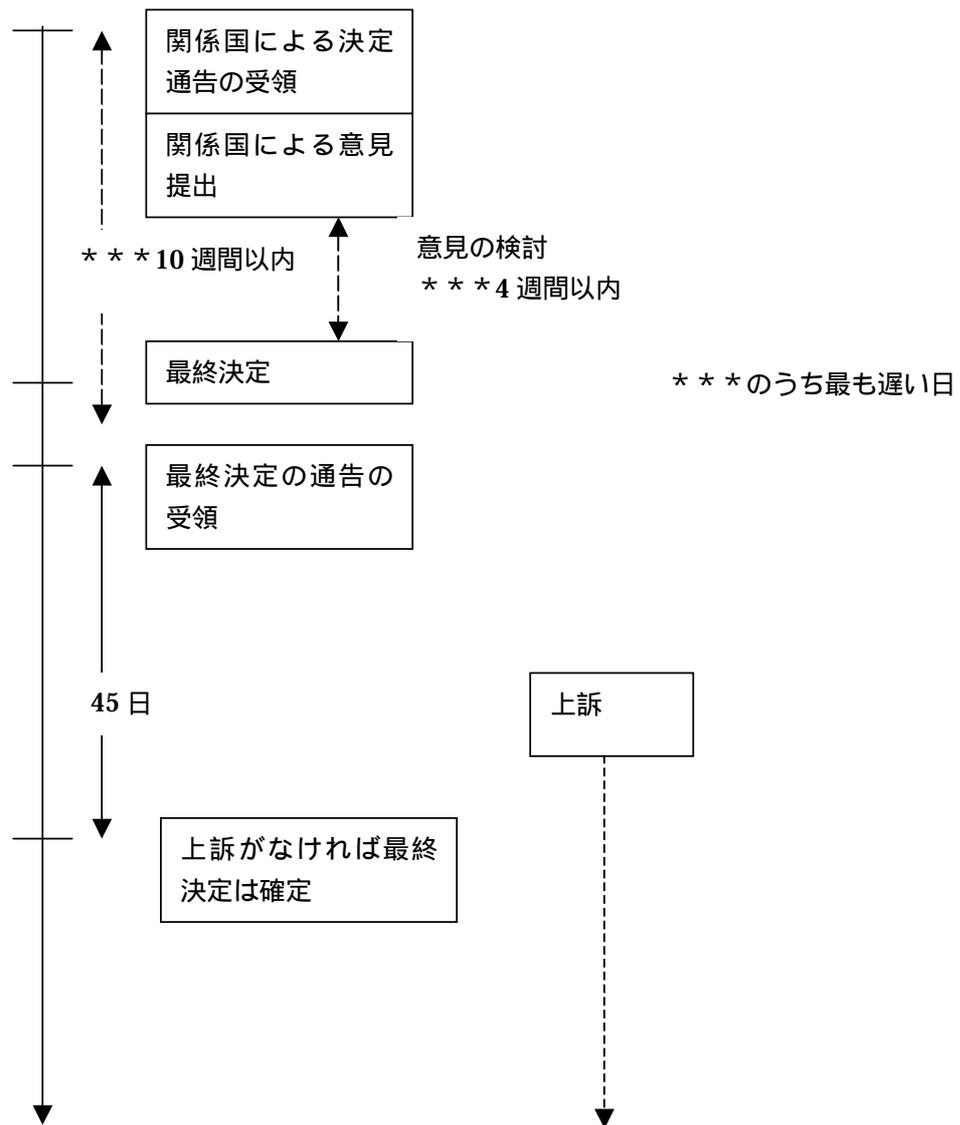


図 - 4 遵守手続の迅速手続の時間的流れ(メカニズムへの参加条件に関する事案に適用)

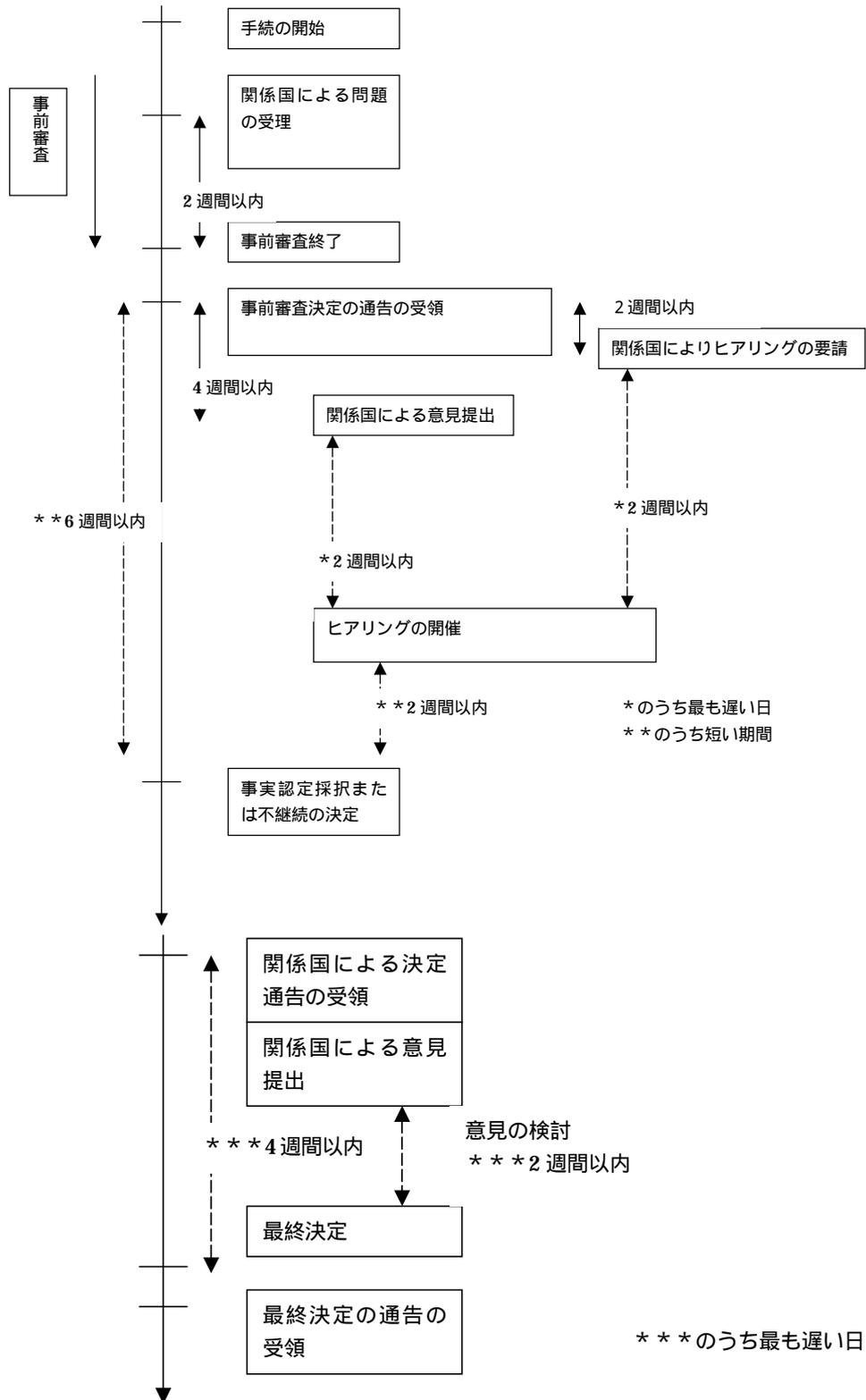
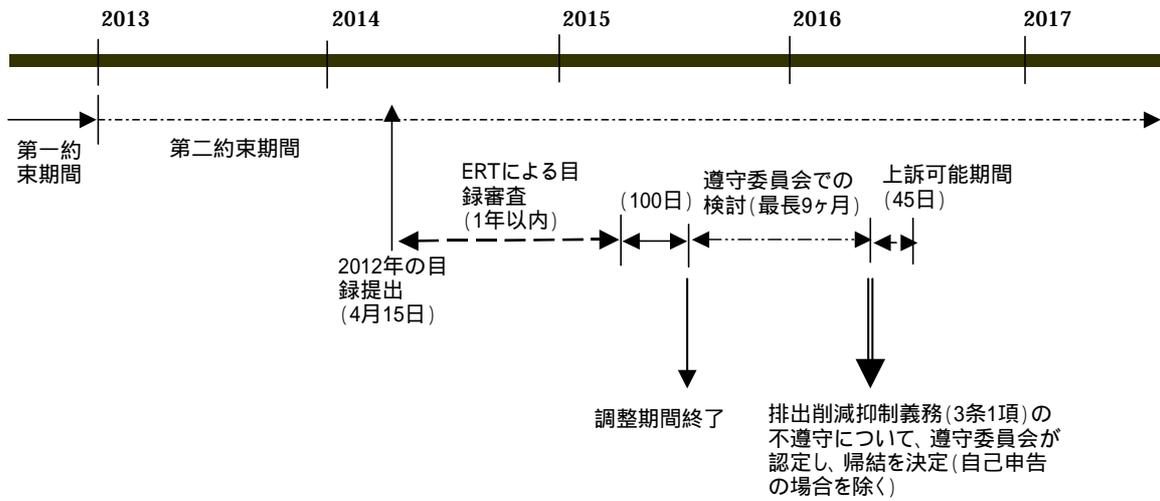


図 - 5 第一約束期間終了後の審査の流れ



# 京都議定書のもとの報告・審査手続

## 1. 全体評価

- ・ 5条、7条、8条に基づく報告・審査手続に関する指針は、その大部分が合意され、COP/MOP1による採択のためにCOP/MOP1に勧告された(5条、7条、8条の規定の概要とCOP7で合意された内容と残された検討課題については、表 - 1 参照)。
- ・ 全体としては、他の多数国間環境条約と比べて、相当に綿密な、洗練された手続が構築されている。手続は、目録や提出情報に問題があると疑われる国に十分な反論と自主的な修正の機会を保証し、締約国との建設的対話による問題の解決を重視しつつ、審査に必要な、締約国に対して情報を請求したり、現地調査を行う権限をERTに認めることで、ERTが約束達成の評価に不可欠な目録と提出情報を十分に審査でき、また、その審査の信頼性が担保されるよう試みられている。今後実際に手続を運用しながら、定期的に見直しや改善を行っていくことが必要であろう。

## 2. 排出量推計のための国内制度の設置と推計の調整(5条)

### (1) 内容

- ・ COP7は、COP/MOP1が5条1項のもとの国内制度に関する指針を採択するよう勧告(この指針はすでに2000年のSBSTA12において合意)。COP7は、議定書発効以前から、附属書 国がこの指針をできるだけ早く実施することを奨励する決定を採択。
- ・ 5条2項のもとの調整は、附属書 国が提出した目録のデータが不完全な場合、または、改訂された1996年のIPCC国家温室効果ガス目録に関する指針(Revised 1996 IPCC Guidelines for National Greenhouse Gas Inventories)と一致しない方法で作成された場合にのみ適用される。調整の基本的考え方などを定めるCOP/MOP1決定草案が、COP7で採択された。決定草案に付される予定の、「調整の方法に関する技術ガイダンス」については、COP9で検討し、COP/MOP1に勧告し、COP/MOP1が採択する予定。また、「土地利用、土地利用変化、林業(LULUCF)からの人為的排出および除去の推計のための調整の方法に関する技術ガイダンス」については、IPCCのLULUCFに関するグッド・ガイダンスに関する作業の完了後直ちに検討しCOP10に勧告、それに続くCOP/MOP1が採択する予定。

### (2) 解説

5条は、附属書 国による温室効果ガスの発生源からの人為的排出と吸収源による除去の推計のための国内制度の設置を附属書 国に義務づけ(5条1項)、推計のための方法と、その方法が用いられない場合の調整(5条2項)について定めている。ここでいう「国内制度」とは、「モントリオール議定書によって規制されていないすべての温室効果ガスの発生源からの人為的排出および吸収源による除去を推計するために、ならびに、目録情報を報告し記録するために、条約の附属書 締約国の国内でなされるあらゆる制度的、法的、および、手続的整備(arrangements)」である。すなわち、「国内制度」とは、附属書 国が目録を作成し、報告するのに必要な国内におけるあらゆる制度を意味している。附属書 国は、第一約束期間が始まる1年前、すなわち、2007年1月1日までに、こうした国内制度を設けなければならない。

5条2項のもとでの調整は、附属書 国が提出した目録のデータが不完全な場合、または、改訂された1996年のIPCC国家温室効果ガス目録に関する指針( Revised 1996 IPCC Guidelines for National Greenhouse Gas Inventories )と一致しない方法で作成された場合にのみ適用される。調整の基本的考え方などを定めるCOP/MOP1決定草案が、COP7で採択されたが、決定草案に付される予定のガイダンスの作成はこれからである。「調整の方法に関する技術ガイダンス」については、COP9で検討し、COP/MOP1に勧告し、COP/MOP1が採択することとなっている。また、「土地利用、土地利用変化、林業(LULUCF)からの人為的排出および除去の推計のための調整の方法に関する技術ガイダンス」については、IPCCのLULUCFに関するグッド・ガイダンスに関する作業の完了後直ちに検討しCOP10に勧告、それに続くCOP/MOPが採択することになっている。

### 3.7条1項のもとでの年次報告情報

#### (1)内容

- ・ 以下の情報を7条1項のもとでの年次報告情報とすることを決定
  1. 目録に関する情報(吸収源に関する情報を含む)
  2. ERUs、CERs、AAUs、RMUsに関する情報
  3. 5条1項の国内制度の変更に関する情報
  4. 国家登録簿の変更に関する情報
  5. 3条14項にしたがった悪影響の最小化に関する情報
- ・ 1から4の情報については、提出に問題があればメカニズムへの参加資格を失う。遵守委員会の履行強制部が問題を取り扱う。
- ・ 目録に含まれる吸収源に関する情報の質に問題があっても、第一約束期間については、メカニズムの参加資格に影響は与えない。
- ・ 3条14項にしたがった悪影響の最小化に関する情報については、提出に問題があってもメカニズムの参加資格は停止しない。遵守委員会の促進部が問題を取り扱う。

#### (2)解説

7条1項は、条約に基づいて毎年提出される目録とともに一定の情報を提出することを定めており、毎年報告されるべき情報については、COP/MOP1で採択される予定の「7条のもとで要求される情報の準備に関する指針」案が定めている。COP7における交渉では、7条1項のもとで目録とともに提出する年次報告情報に何を含めるか、が大きな争点となった。なぜならば、ボン合意は、7条1項の情報提出義務の遵守をメカニズムへの参加条件として定めており、7条1項のもとで提出しなければならない情報を提出しなかったり、これらの情報の提出が完全に行われなければ、京都メカニズムの参加資格が停止するからである。COP7での交渉の結果、上記の5つの分類の情報が毎年報告されるべき情報として合意された。ただし、5の3条14項にしたがった悪影響の最小化に関する情報については、提出に問題があってもメカニズムの参加資格は停止しない。

1の目録に関する情報には、発生源からの排出だけでなく、吸収源に関する情報が含まれるかどうか争点となった。1の目録に関する情報に含まれるということになれば、附属書 国は、毎年吸収源に関する情報を提出しなければならない。指針は、吸収源に関する情報も、目録において毎年報告しなければならないが、第一約束期間については、そのデータの質に問題があっても、メカニズムの参加資格に影響を与えないということになった。

## 4 . メカニズムへの参加条件として目録が満たすべき条件

### (1)内容

- ・ 目録については、以下のような場合に、7条1項の方法上の条件および報告の条件を満たすことができなかつたと見なされ、メカニズムの参加資格が停止される。
  - (a) 提出期限から6週間を超えても年次目録の未提出の場合
  - (b) 最も近年審査された目録で測定された、附属書 国の総年間排出量の7%以上に相当する、(IPCCグッド・プラクティスの7章に定めるような)発生源分類の推計が含まれていない場合
  - (c) 約束期間中のある1年について、附属書 国の調整された温室効果ガスの総排出量が、議定書の附属書Aに記載される発生源から発生するガスの提出された総排出量を7%超える場合
  - (d) 約束期間のいずれかの時点で、審査が行われた約束期間のすべての年について(c)にしたがって計算された割合の数値の合計が20%を超える場合
  - (e) 附属書Aに記載される発生源からのガスの総排出量の2%以上に相当する(IPCCグッド・プラクティスの7章に定めるような)いずれかの主要な発生源分類の調整が、3年間連続して目録審査中に計算された場合。ただし、その締約国が、第一約束期間の開始前に、その問題に対処するのに、遵守委員会の促進部に支援を求め、支援が与えられている場合を除く。

### (2)解説

前述のように、ボン合意は、7条1項の情報提出義務の遵守をメカニズムへの参加条件として定めており、毎年提出される目録がどのような条件を満たさなかつたときに、7条1項が要求する義務が履行されなかつたとみなすのかという基準を定めることが必要とされた。7%や20%といった数字は、交渉グループの議長の要請に基づいて作成された事務局の提案をもとに合意されたものである。上記の基準は、発生源からの排出に関するものであるが、3条3項、3条4項のもとでの吸収源活動からの温室効果ガスの排出と除去に関する情報の提出の不履行の場合の基準を、LULUCFに関するグッド・プラクティス・ガイダンスに関する作業完了後、SBSTAができるだけ速やかに作成し、COP/MOPに勧告、COP/MOPが採択することが予定されている。ただし、その作成の期限は明記されていない。

## 5 . 7 条 2 項のもとでの定期報告情報

### (1)内容

- ・ 以下の情報を、7条2項のもとで国別報告書とともに定期的に報告が求められる補完的情報と決定。
  1. 5条1項にしたがった国内制度に関する情報
  2. 国家登録簿に関する情報
  3. 6条、12条、17条にもとづくメカニズムの補完性に関する情報
  4. 2条に基づく政策と措置
  5. 国内計画および地域計画、ならびに/または、国内法制および地域法制、ならびに履行強制手続と行政手続
  6. 10条のもとでの情報

## 7. 財源

- ・ これらの情報の提出に問題があっても、メカニズムの参加資格は停止しない。遵守委員会の促進部が問題を取り扱う。

### (2) 解説

7条2項は、条約に基づいて定期的に提出される国別報告書とともに一定の情報を提出することを定めており、これらの情報については、COP/MOP1で採択される予定の「7条のもとで要求される情報の準備に関する指針」案が定めている。これらの情報が提出されなかったり、完全に提出されなくても、メカニズムの参加資格には、影響はない。

5の国内計画および地域計画、ならびに/または、国内法制および地域法制、ならびに履行強制手続と行政手続に関する情報の一つとして、京都議定書の約束を満たすために設けられる制度や手続や約束達成の方法についての情報、これらの制度や手続についての情報が一般にアクセスできるようにするための規定についての情報、そして、吸収源活動の実施が生物多様性の保全と天然資源の持続可能な利用にも寄与していることを確保しようとする制度や手続に関する情報を、附属書 国は提出しなければならない。

## 6 . 割当量の勘定の方法

### (1) 内容

- ・ 「 . 割当量の勘定方式」を参照のこと (31ページ)

### (2) 解説

7条4項は、7条のもとでの情報提出の指針と割当量のアカウントティングの方式をCOP/MOP1が採択することを定めている。情報提出の指針については、上記3～5の項目参照。「7条4項のもとでの割当量の勘定に関する方式」案については、3つのメカニズムから得られるクレジットや国内における吸収源活動から得られる吸収量クレジットの相互の交換可能性（ファンジビリティ）や、これらのクレジットの第二約束期間への持ち越し（バンキング）を認めるのかなどが大きな争点となった。この方式案は、メカニズムとの関連性が強いことから、COP6再開会合からメカニズムに関する交渉グループにおいて交渉が進められた。

## 7 . 8 条のもとでの審査手続

### (1) 内容

- ・ COP/MOP1で採択される予定の「京都議定書8条のもとでの審査に関する指針案」がCOP7で決定。
- ・ 8条のもとでの審査手続は、それが行われる時期と頻度により以下の3つに大別される。
  1. 第一約束期間前審査
  2. 年次審査
  3. 定期審査

いずれもERTがその審査手続を担う。

### (2) 解説

8条は、提出された情報についての審査手続を定める。まず、7条のもとで提出された情報は、専門家レビューチーム（Expert Review Team、以下「ERT」）が審査を行う（1項）。ERT

は、締約国会議が定めるガイダンスにしたがって締約国により任命され選ばれた専門家からなる(2項)。ERTは、COP/MOPに、締約国の約束の実施を評価し、約束の達成に影響を与える問題や要因を確認する報告書を作成する。事務局は、この報告書をすべての締約国に送付し、また、COP/MOPの検討のために報告書で示された実施上の問題を一覧にする(3項)。COP/MOPは、ERTが行う審査に関する指針をCOP/MOP1で決定し、定期的に見直しを行う(4項)。COP/MOPは、7条のもとで提出された情報、ERTの報告書、事務局により一覧にされた実施上の問題、締約国が提出する問題について検討し(5項)、実施に必要な事案に関する決定を行う(6項)。

8条のもとでの審査に関する指針案が、COP7においてその大枠が合意され、COP/MOP1が採択するよう勧告された。その指針案によれば、ERTが行う審査には、それが行われる時期と頻度により、第一約束期間前審査、年次審査、定期審査の3つの種類の審査がある(3種類の審査の審査項目については、表 - 2 参照)。

まず、第一約束期間開始前に「第一約束期間前審査」が行われる。この審査では、基準年の目録の審査、5条1項に基づいた国内制度の審査、7条4項に基づいた国家登録簿の審査などが行われる。第一約束期間前審査は、文書による審査と現地訪問によって行われる。この第一約束期間前審査は、COP/MOP1決定草案に付されている7条4項のもとでの割当量の勘定に関する方法に基づいて提出される、割当量に関する報告書が受領された時点で開始される。この報告書は、2007年1月1日、または、その国にとって議定書が発効してから1年後、のいずれか遅い日までに提出されることになっている。また、審査は、5条2項のもとでの調整手続も含めて、開始から12ヶ月以内に終了され、審査の報告書が、COP/MOPと遵守委員会に直ちに送付されなければならない。

次に、毎年提出される国家目録と7条1項のもとでの補完的情報を審査する「年次審査」が行われる。毎年提出される国家目録の審査は、1. 最初のチェックを経て、2. 個別目録審査という二段階からなっている。個別目録審査は、割当量の審査、国内制度変更の審査、国家登録簿変更の審査などといっしょに行われる。割当量の審査、国内制度変更の審査、国家登録簿変更の審査については、それぞれ指針案のPart 、Part 、Part が定めるが、手続の流れは、一緒に行われる個別目録審査と同じである(7条1項のもとでの補完的情報を含む年次目録の審査手続については、図 - 1 参照)。

第三に、3年から5年の間隔で提出されることになっている国別報告書と7条2項のもとでの補完的情報を審査する「定期審査」が行われる。ERTによる国別報告書の個別審査は、まず文書による審査が行われ、ついで現地訪問による審査が行われる。その後、国別報告書審査報告書案を作成し、附属書 国からコメントを得てから、報告書を完成する。報告書は事務局により公表されるとともに、事務局は、COP/MOPおよび遵守委員会および関係締約国へ報告書を送達し、また、全ての附属書 国の国別報告書をまとめて統合した報告書を作成する(7条2項のもとでの補完的情報を含む国別報告書の審査手続については、図 - 2 参照)。

こうした審査手続は、目録や提出情報に問題があると疑われる国に十分な反論と自主的な修正の機会を保証し、締約国との建設的対話による問題の解決を重視しつつ、ERTに審査に必要な、締約国に対して情報を請求したり、現地調査を行う権限を認めることで、ERTが約束達成の評価に不可欠な目録と提出情報を十分に審査でき、また、その審査の信頼性が担保されるようにしようとするものである。ただし、年次目録については、目録提出から約1年、国別報告書については、国別報告書提出から約2年、審査に時間がかかることになる。大量の情報について審査する必要性、締約国の意見表明の機会の保証などの点から見て、この程度の時間がかかるのは避けられないかもしれないが、事実上締約国の不遵守が長い時間解消されないままであることを避けるため、できるかぎり不遵守の発生を未然防

止するための努力が必要である。例えば、正確で、完全な国家目録を作成するための国内制度や国家登録簿を約束期間前に構築することはその重要な方策の一つである。

## 8. 専門家レビューチーム (ERT)

### (1) 内容

- ・ ERTは、締約国と政府間国際機構が専門家を任命するUNFCCCの専門家ロスターからアド・ホックに事務局により選出される、個人の資格で参加する専門家からなる。
- ・ 事務局は、複数設置されるERT全体の構成において、附属書 国からの専門家と非附属書 国からの専門家間で均衡がとれるようにERTのメンバーを選出する。同時に、附属書 国から選出される専門家の中で、および、非附属書 国からの専門家の中で、地理的均衡が確保されるよう努力する。
- ・ 各ERTには、2人のリード・レヴュアー（1人は、附属書 国から、もう一人は、非附属書 国から選出される）が、最短2年、最長3年の任期で選出される。

### (2) 解説

審査を担うERTについては、その選出方法、メンバーの構成などが争点となった。ERTメンバーの衡平な地理的配分を主張する発展途上国と、能力によるメンバーの選出を主張する先進国の意見が対立した。最終的には、事務局が、各ERTが審査の対象となる分野について取り扱える能力を集团的に有するという条件で、ERT全体で、附属書 国からの専門家と非附属書 国からの専門家の均衡をとるようにメンバーを選出する、各ERTに附属書 国から1人、非附属書 国から1人の2人のリードレヴュアーを設けるといった形で合意された。

ERTは、締約国と政府間国際機構が専門家を任命するUNFCCCの専門家ロスターからアド・ホックに事務局により選出され、個人の資格で参加する専門家からなる。その規模や構成は、審査の対象となる締約国の状況を考慮して、変わりうる。ERTのメンバーは、そのチームが審査の対象となる分野について取り扱える能力を集团的に有するように、事務局により選出される。事務局は、複数設置されるERT全体の構成において、附属書 国からの専門家と非附属書 国からの専門家間で均衡がとれるようにERTのメンバーを選出する。事務局は、同時に、附属書 国から選出される専門家の中で、および、非附属書 国からの専門家の中で、地理的均衡が確保されるよう努力する。

さらに、各ERTには、2人のリード・レヴュアーが、最短2年、最長3年の任期で選出される。1人は、附属書 国から、もう一人は、非附属書 国から選出される。このリード・レヴュアーは、それぞれの審査活動について、活動計画の作成、審査活動の進捗の監視、アド・ホック専門家への助言、SBSTAへの年次報告書の作成などの任務を担う。そのもとで審査活動を担うアド・ホック審査専門家は、原則として、（政府間国際機構から選出された専門家ではなく）UNFCCCの専門家ロスターに属している締約国が任命した専門家から事務局により選出される。

ERTに参加する専門家が必要な専門性を身につけるための訓練とその後の能力評価について今後検討されることになっている。

表 - 1 5条、7条、8条の概要と COP7 で決まったこと

	条文の規定	COP7 で決まったこと	
5 条	1 項	<p>附属書 国は、第一約束期間開始の1年前までに附属書 国が温室効果ガスの発生源からの人為的排出と吸収源による除去の推計のための国内制度を設ける</p> <p>*「国内制度」とは 「すべての温室効果ガスの発生源からの人為的排出および吸収源による除去を推計するために、ならびに、目録情報を報告し記録するために、条約の附属書 締約国の国内でなされるあらゆる制度的、法的、および、手続的整備」</p>	<p>・COP7 決定 5 条 1 項のもとでの国内制度に関する指針</p> <p>・COP/MOP1 決定草案 5 条 1 項のもとでの国内制度に関する指針</p> <p>・附属書 5 条 1 項のもとでの人為的温室効果ガスの発生源からの排出と吸収源からの除去の推計のための国内制度に関する指針</p> <p>(残された検討課題)</p> <p>・作成は完了</p>
	2 項	<p>COP3 で合意された推計の方法が用いられない場合の調整</p>	<p>・COP7 決定 5 条 2 項のもとでのグッド・プラクティス・ガイダンスと調整</p> <p>・COP/MOP1 決定草案 5 条 2 項のもとでのグッド・プラクティス・ガイダンスと調整</p> <p>(残された検討課題)</p> <p>・附属書 調整の方法に関する技術ガイダンスは、COP9 で検討し COP/MOP 1 に勧告、COP/MOP1 で採択(COP7 決定 para. 3)</p> <p>LULUCF から的人為的排出および除去の推計のための調整の方法に関する技術ガイダンスは、IPCC の LULUCF に関するグッド・ガイダンスに関する作業の完了後直ちに検討し COP10 に勧告。それに続く COP/MOP で採択 (COP7 決定 para. 4)</p>
7 条	1 項	<p>附属書 国は、7 条 4 項にしたがって決定される補足的情報を条約に基づいて提出される毎年の目録の中にも含める(年次報告情報)</p>	<p>・COP7 決定 7 条のもとで要求される情報の準備に関する指針</p> <p>・COP/MOP1 決定草案 7 条のもとで要求される情報の準備に関する指針</p> <p>・附属書 7 条のもとで要求される情報の準備に関する指針草案</p> <p>7 条 1 項のもとで報告が求められる補完的情報として、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>目録に関する情報 (3 条 3 項、3 条 4 項のもとでの活動からの温室効果ガスの排出と除去に関する情報の提出の不履行の場合の基準を、SBSTA ができるだけ速やかに作成し、COP/MOP に勧告、COP/MOP が採択(期限は明記されず))(COP7 決定 para. 2)</li> <li>ERUs、CERs、AAUs、RMUs に関する情報 (SBSTA16 で作成、COP8 に勧告。COP/MOP1 で採択)(COP7 決定 para. 3)</li> <li>5 条 1 項の国内制度の変更に関する情報</li> <li>国家登録簿の変更に関する情報</li> <li>3 条 14 項にしたがった悪影響の最小化に関する情報</li> </ol> <p>(残された検討課題)</p> <p>・上記 1. 目録に関する情報と 2. ERUs、CERs、AAUs、RMUs に関する情報の記載事項参照</p>

	2 項	<p>附属書 国が、7 条 4 項にしたがって決定される補足的な情報を条約に基づいて提出される国別報告書の中に含める（<u>定期報告情報</u>）</p>	<p>7 条 2 項のもとで報告が求められる補完的情報として、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 5 条 1 項にしたがった国内制度に関する情報</li> <li>2. 国家登録簿に関する情報 (SBSTA16 で作成、COP8 に勧告。COP/MOP1 で採択) (COP7 決定 para. 3)</li> <li>3. 6 条、12 条、17 条にもとづくメカニズムの補完性に関する情報</li> <li>4. 2 条に基づく政策と措置</li> <li>5. 国内計画および地域計画、ならびに/または、国内法制および地域法制、ならびに履行強制手続と行政手続</li> <li>6. 10 条のもとでの情報</li> <li>7. 財源</li> </ol> <p>(残された検討課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記 2. 国家登録簿に関する情報の記載事項参照</li> </ul>
	3 項	7 条 1 項、7 条 2 項のもとで提出される情報の提出開始時点と頻度	
	4 項	<p>COP/MOP1 が、7 条のもとでの情報提出の指針を採択する。さらに、COP/MOP が <u>割当量のアカウントングの方式</u> について第一約束期間開始前に決定する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・COP7 決定 7 条 4 項のもとでの割当量の勘定に関する方式</li> <li>・COP/MOP1 決定草案 7 条 4 項のもとでの割当量の勘定に関する方式</li> <li>・附属書 7 条 4 項のもとでの割当量の勘定に関する方式</li> </ul> <p>(残された検討課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正確で透明性が高く効率的な国家登録簿間のデータ交換、CDM 登録簿および取引記録を確保するための技術基準の作成 (SBSTA16 と 17 で検討し COP8 に勧告、COP/MOP1 で採択)(COP7 決定 para. 1)</li> <li>・上記の技術基準を考慮した、事務局による取引記録の作成・設置(遅くとも COP/MOP2 までに)(COP7 決定 para. 2)</li> </ul>
8 条	1 項	7 条のもとで提出された情報を、専門家レビューチーム (Expert Review Team、以下「ERT」) が、関係する COP 決定と 4 項のもとで COP/MOP が採択する指針に基づいて審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・COP7 決定 京都議定書 8 条のもとでの審査に関する指針案</li> <li>・COP/MOP1 決定草案 京都議定書 8 条のもとでの審査に関する指針案</li> <li>・附属書 京都議定書 8 条のもとでの審査に関する指針</li> </ul>
	2 項	ERT は、事務局により調整され、締約国会議が定めるガイダンスにしたがって、締約国、国際機構により任命され、選ばれた専門家からなる	<p>(指針構成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Part : 審査の全体的アプローチ</li> <li>A 適用可能性</li> <li>B 目的</li> <li>C 全体的アプローチ</li> </ul>
	3 項	ERT は、COP/MOP に、締約国の約束の実施を評価し、約束の達成に影響を与える問題や要因を確認する報告書を作成。事務局は、この報告書をすべての締約国に送付し、また、COP/MOP の検討のために報告書で示された実施上の問題を一覧にする	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 実施上の問題</li> <li>2. 秘密性</li> <li>D タイミングと手続 <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 第一約束期間前の審査</li> <li>2. 年次審査</li> <li>3. 定期審査</li> </ul> </li> <li>E ERT と制度編成 <ul style="list-style-type: none"> <li>1. ERT</li> </ul> </li> </ul>

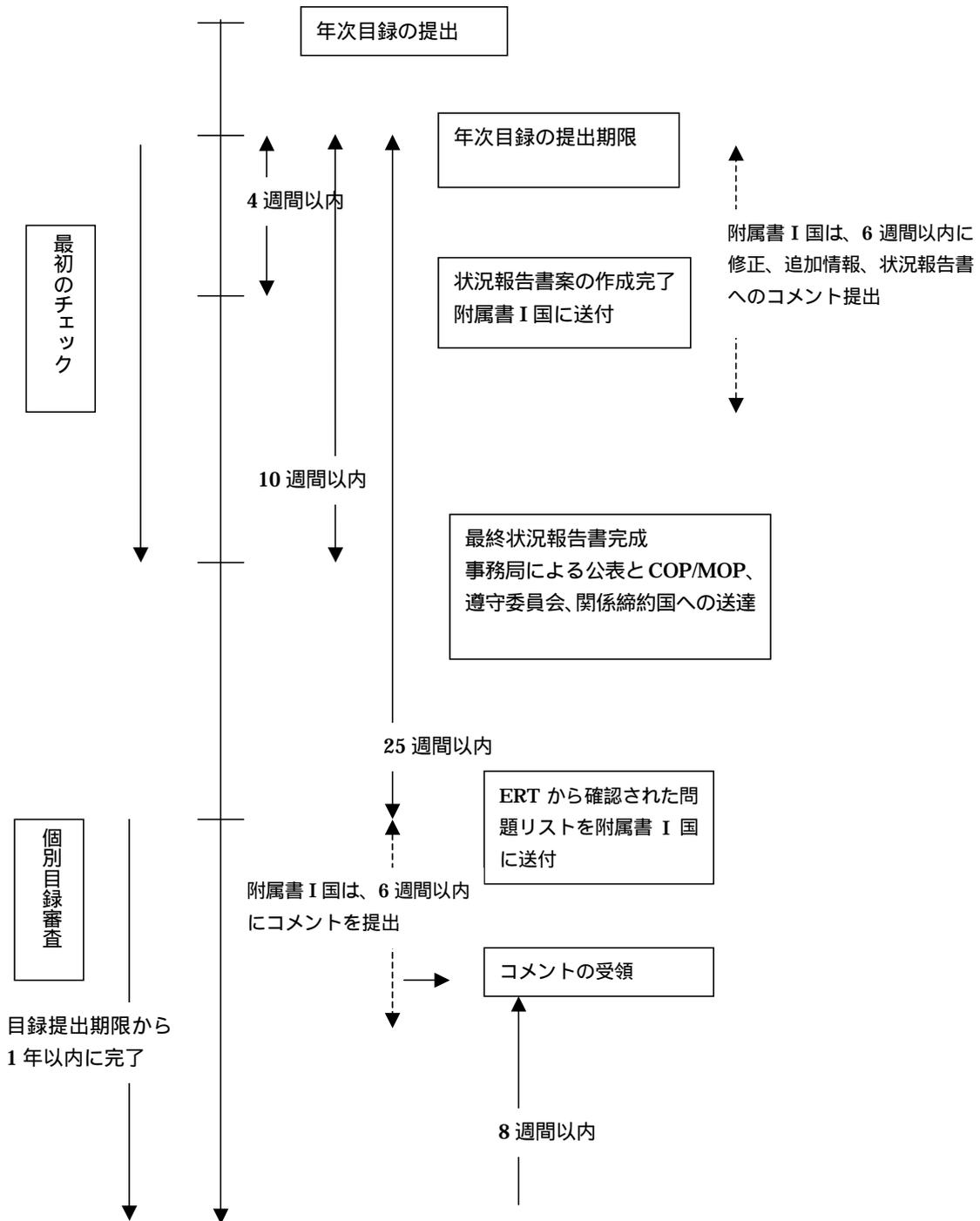
4 項	COP/MOP は、ERT が行う審査に関する指針を COP/MOP1 で決定し、その後定期的に見直しを行う	2. 能力 3. ERT の構成 4. リード・レビューアー 5. アド・ホック審査専門家 6. SBSTA による指導
5 項	COP/MOP は、7 条のもとで提出された情報、ERT の報告書、3 項のもとで事務局により一覧にされた実施上の問題、締約国が提出する問題について検討	F 報告と公表  ・ Part : 年次目録の審査 ・ Part : 3 条 7 項および 8 項にもとづく割当量、ERUs、CERs、AAUs および RMUs に関する情報の審査 ・ Part : 国内制度の審査 ・ Part : 国家登録簿の審査
6 項	COP/MOP は、5 項の定める情報の検討にもとづいて、実施に必要な、事案に関する決定を行う	・ Part : 3 条 14 項のしたがった悪影響の最小化に関する情報の審査 ・ Part : 議定書のもとでの国別報告書およびその他の約束に関する情報の審査  (残された検討課題) ・ERT の参加に必要な専門家の能力を確保するために必要とされる訓練、訓練後の評価、その他の方法の内容 (SBSTA17 で作成、COP8 に送付、COP/MOP1 で採択) (COP7 決定 para. 2) ・リード・レビューアーの権限事項 (SBSTA17 で作成、COP8 に送付、COP/MOP1 で採択) (COP7 決定 para. 4) ・審査活動の間の秘密データの取り扱いに関するオプション (SBSTA17 で作成、COP8 に送付、COP/MOP1 で採択) (COP7 決定 para. 7) ・ Part : 割当量に関する情報の審査と Part : 国家登録簿の審査の部分 (SBSTA16 で作成、COP8 に送付、COP/MOP1 で採択) (COP7 決定 para. 13) ・メカニズムを利用する参加資格の回復に関する情報の審査のための手続、タイミング、報告 (SBSTA16 で作成、COP8 に送付、COP/MOP1 で採択) (COP7 決定 para. 13)

表 - 2 8 条のもとでの審査項目と手続

	審査項目	審査手続	備考
第一約束期間前審査	・ 1990 年または基準年以降最新年までの目録が 5 条 2 項と適合しているかどうか (para. 12)	Part	・ 審査の開始は、割当量に関する報告書 (2007 年 1 月 1 日またはその国にとって議定書が発効してから 1 年後のいずれか遅い日までに提出 (7 条 4 項に関する COP/MOP1 決定草案 para. 2)) の受領で開始。審査開始から 12 ヶ月以内に審査は終了 (COP/MOP1 決定草案 para. 2) ・ 左の審査項目は、いっしょに審査 ・ 現地訪問 (in-country visit)
	・ 3 条 7 項、3 条 8 項に基づく割当量の計算および約束期間リザーブの計算が、7 条 4 項のもとでの割当量の勘定に関する方式と適合しているかどうか (para. 12)	Part	
	・ 5 条 1 項に基づいた国内制度 (para. 12) (徹底審査)	Part ・ 約束期間前審査とその現地訪問として行われる (para. 85 (a)) ・ Part の定める国内制度の審査手続にしたがって審査が行われる (para. 12 (c))	

	・7条4項に基づいた国家登録簿 (para. 12)	Part	が審査の一環として行われる
	・議定書発効後最初の国別報告書 (para. 13) (ただし、議定書発効後の最初の国別報告書が第一約束期間前に提出される場合である)	Part	
年次審査	1. 国家目録報告書および共通報告フォーマット (CRF) を含む年次目録が5条2項と適合しているかどうか (para. 15)	Part	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年次審査は、その締約国が7条1項のもとで報告を開始した年に開始 (COP/MOP1 決定草案 para. 4)</li> <li>・年次目録または基準年の目録の審査の一環としての調整手続を含む年次審査は、7条1項のもとでの情報提出期限から1年以内に完了 (para. 16)</li> <li>・年次審査の対象項目は、一の ERT によりいっしょに審査される (para. 18)</li> </ul>
	2. 7条1項のもとで要求される情報の作成に関する指針にしたがった補完的情報 (para. 15)		
	・3条3項、3条4項のもとで LULUCF 活動について約束期間中に提供される情報が、COP/MOP の関連する決定のもとでの条件と適合しているかどうか	Part	
	・3条7項、3条8項にもとづく割当量、ERUs、CERs、AAUs および RMUs に関する情報	Part	
	・国内制度の変更 (国内制度と登録簿の変更は、問題または重大な変更 (significant changes) が ERT により確認される場合、または、附属書 国がその目録報告書で重大な変更を報告する場合に限って、年次審査の対象となる (para. 17) )	Part ・文書によるまたは集中した審査 (ERT は現地訪問を要請できる) (para. 85(b), 87) ・Part の定める国内制度の審査手続にしたがって審査が行われる (para. 15)	
・登録簿の変更	Part		
	・3条14項に関する事項について提供される情報および補完的情報	Part	
定期審査	・国別報告書 (7条2項のもとでの補完的情報を含む)	Part にしたがった現地審査 (para. 109)。現地調査に先立って、文書によるまたは集中した審査を行う (para. 110)	・定期審査は、議定書のもとでの最初の国別報告書の提出により開始

図 - 1 年次目録の審査（最初のチェックと個別目録審査）の流れ  
 （\* 審査は目録提出期限から）1年で終了）



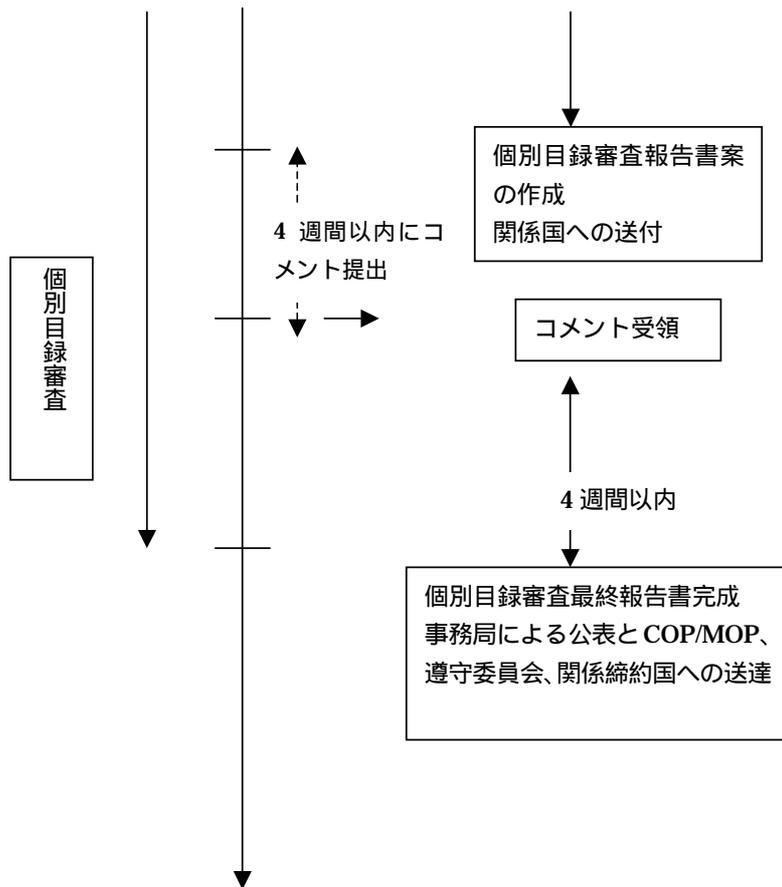
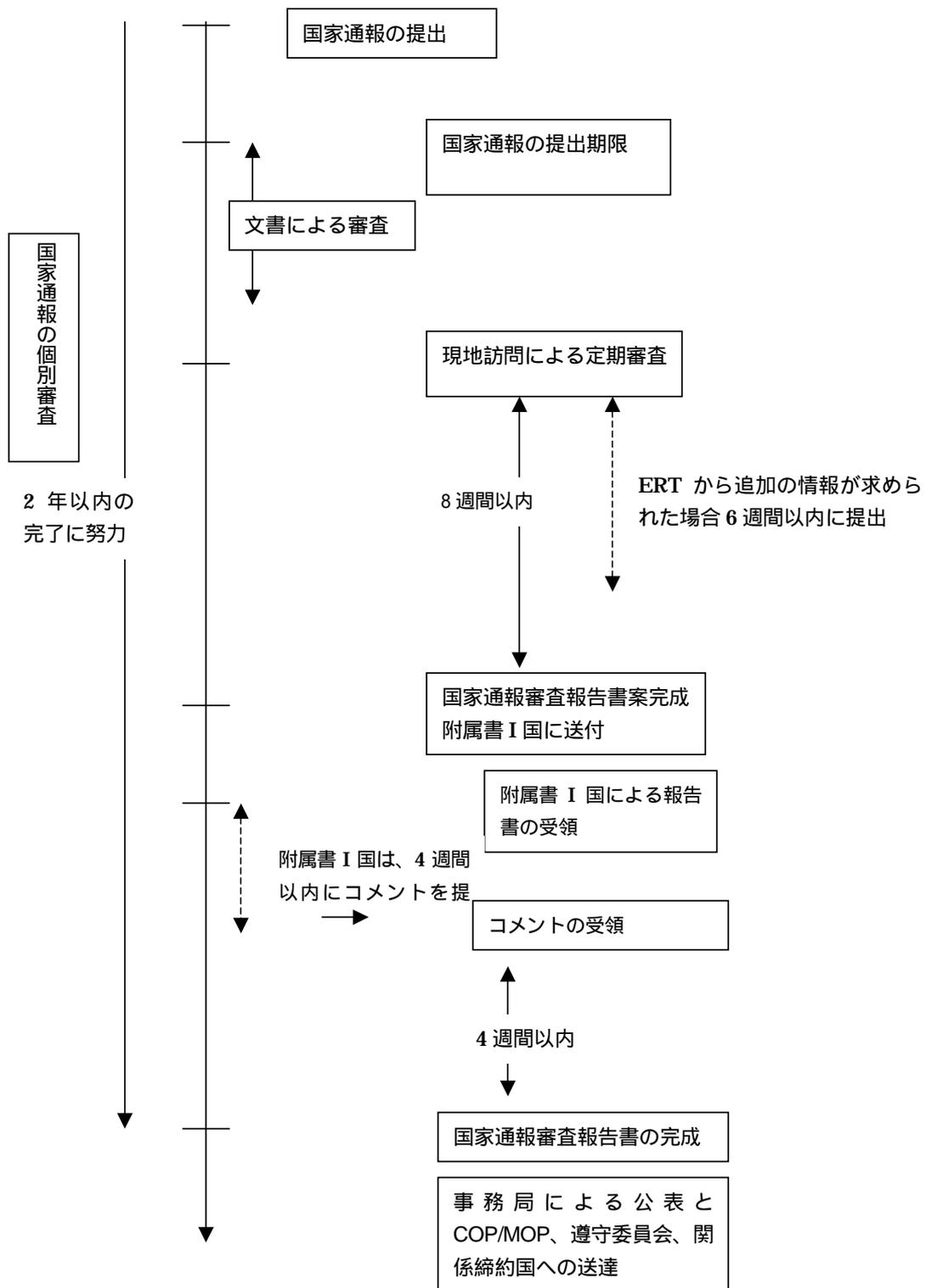


図 - 2 国別報告書の審査の流れ



## 資料 マラケシュ合意で残された課題とその取り扱い

京都メカニズム		
残された課題	策定スケジュール	備考
CDM 理事会が以下の課題について作業計画を作成（決定 17/CP.7, para. 6）	COP8（2002 年まで）	
（1）手続規則の作成と合意、COP への勧告と COP による決定		
（2）暫定的な運営機関の信任と指定		COP8 で、運営機関を指定
（3）小規模 CDM 事業活動に関する簡素手続の策定と勧告（決定 17/CP.7, para. 6（d））	COP8 に勧告	
（4）付表 C（ベースラインとモニタリング方法に関する指針決定の条件）を含む、関連事項に関する勧告の作成（決定 17/CP.7, para. 6（e））	COP8 が検討	
（5）方法上および科学上の問題に関する SBSTA との協力に関する方法の確認		
第一約束期間において CDM に新規植林、再植林事業活動を含めるための定義と方法の策定（決定 17/CP.7, paras. 10-11, 決定 11/CP.7, para. 2（d）（e））	1. 2002 年 2 月 1 日までに締約国がワークショップの実施について意見を提出、作業の条件とアジェンダに関する意見を表明 2. SBSTA16 前にワークショップを実施 3. SBSTA16 で作業の条件とアジェンダを策定 4. COP9 で決定、COP/MOP1 に勧告	
（JI、ET については残された課題なし）		

LULUCF（森林等吸収源）		
残された課題	策定スケジュール	備考
直接的かつ人為的な植生の劣化・荒廃、植生の消失活動から生じる人為的温室効果ガスの勘定のための方法の採択と、これらの活動が第一約束期間に含まれるべきかどうかについて決定（決定 11/CP.7, para. 2（a））	1. IPCC による方法に関する作業の完了後、SBSTA が検討。IPCC の作業結果を COP9 で検討、採択 2. COP10 が COP/MOP1 に勧告	
第二約束期間以降についての多様な生態系に応じた共通の定義（かかる定義の利用が可能かどうか）（決定 11/CP.7, para. 2（b））	1. SBSTA が検討 2. COP10 が COP/MOP1 に勧告	
木材製品の取り扱い（決定 11/CP.7, para. 4）	将来 COP が決定（時期は特定されず）	

報告・審査手続（5条、7条、8条）		
残された課題	策定スケジュール	備考
調整の方法に関する技術ガイダンス（5条2項の附属書）（決定21/CP.7, paras. 2-3）	1. SBSTA16前に1回、後に1回以上ワークショップを開催。最初のワークショップで、草案を作成 2. 締約国の意見をSBSTA16で検討 3. COP9で検討しCOP/MOP1に勧告、COP/MOP1で採択	
LULUCFからの人為的排出および除去の推計のための調整の方法に関する技術ガイダンス（5条2項の附属書）（決定21/CP.7, para. 4）	IPCCのLULUCFに関するグッド・ガイダンスの作業の完了後直ちに検討しCOP10に勧告。それに続くCOP/MOPで採択	
3条3項、3条4項のもとでの活動からの温室効果ガスの排出と除去に関する情報の提出の不履行の場合の基準の作成（決定22/CP.7, para. 2）	1. IPCCのLULUCFに関するグッド・ガイダンスの作業完了後、SBSTAが作成。できるだけ速やかに、COP/MOPに勧告 2. COP/MOPが採択 * 期限は明記されず	
決定22/CP.7の付表の定める割当量に関する情報にかかわるセクションの策定（決定22/CP.7, para. 3）	1. SBSTA16で作成、COP8に勧告 2. COP/MOP1で採択	
決定22/CP.7の付表の定める国家登録簿に関する情報にかかわるセクションの策定（決定22/CP.7, para. 3）	1. SBSTA16で作成、COP8に勧告 2. COP/MOP1で採択	
上記2つの情報の提出と評価の方法（決定22/CP.7, para. 5）	1. SBSTA16で検討、COP8に勧告 2. COP8で採択	
ERTの参加に必要な専門家の能力を確保するために必要とされる訓練、訓練後の評価、その他の方法の内容（決定23/CP.7, paras. 2-3）	1. 2002年9月15日までに、締約国が意見提出。事務局が意見をまとめた文書を作成 2. SBSTA17で策定、COP8に送付 3. COP/MOP1で採択	
リード・レビューアの権限事項（決定23/CP.7, paras. 4-6）	1. 2002年7月1日までに、締約国が意見提出 2. SBSTA17での検討のために、事務局がオプションをまとめた文書を作成 3. SBSTA17で策定、COP8に送付 4. COP/MOP1で採択	
審査活動の間の秘密データの取り扱いに関するオプション（決定23/CP.7, paras. 7-9）	1. SBSTA16での検討のために、事務局が、他の国際条約機関、国際機構の実践の分析文書を作成 2. 2002年8月1日までに、締約国が意見提出 3. SBSTA17で策定、COP8に送付 4. COP/MOP1で採択	

8 条のもとでの審査に関する指針の Part : 割当量に関する情報の審査と Part : 国家登録簿の審査の部分の策定 ( 決定 23/CP.7, para. 13 )	1. SBSTA16 で作成、COP8 に送付 2. COP/MOP1 で採択	
メカニズムを利用する参加資格の回復に関する情報の審査のための手続、タイミング、報告 ( 決定 23/CP.7, paras. 10, 12-13 )	1. 2002 年 3 月 15 日までに、締約国が意見を提出 2. SBSTA16 で策定、COP8 に送付 3. COP/MOP1 で採択	

7 条 4 項の勘定方法		
残された課題	策定スケジュール	備考
正確で透明性が高く効率的な国家登録簿間のデータ交換、CDM 登録簿および取引記録を確保するための技術基準の作成 ( 決定 19/CP.7, para. 1 )	1. SBSTA16 と 17 で検討 2. COP8 に勧告、COP/MOP1 で採択	左記の技術基準を考慮した、事務局による取引記録の作成・設置 ( 遅くとも COP/MOP2 までに ) ( 決定 17/CP.7, para. 2 )

遵守手続		
残された課題	策定スケジュール	備考
遵守手続・メカニズムの採択 ( 決定 24/CP.7 )	COP/MOP1 で採択	手続の法的形式の決定を専ら COP/MOP が行う

途上国問題		
残された課題	策定スケジュール	備考
技術移転専門家グループの作業と権限事項の見直し ( 決定 4/CP.7, para. 2 )	COP12 で見直し	グループは、COP7 で設置
気候変動から生ずる発展途上国の特有のニーズと懸念に応えるための保険関連措置の実施 ( 決定 5/CP.7, paras. 9-10, 34-35 )	1. COP8 の前に 2 つのワークショップ ( まず、気候変動と異常気象の文脈での保険とリスク評価のワークショップ、次いで、途上国特有のニーズと懸念に応えるための保険関連措置のワークショップ ) を企画、その結果を COP8 に報告 2. SBSTA が活動の審査を行い、COP8 へ勧告 3. COP8 で検討	
気候変動の悪影響と個別の締約国に及ぶ実施された対応措置の影響を評価するモデル活動の現状に関するワークショップの開催 ( 決定 5/CP.7, para. 33 )	1. COP8 前に開催 2. 結果を COP8 に報告	
他の多数国間環境条約との共同作用と共同行動に関するワークショップの開催 ( 決定 5/CP.7, para. 36 )	1. COP9 の前に開催 2. COP9 に結果を報告	
経済多様化に関する非附属書 国のニーズとオプション、附属書 国によるこれらのニーズに対処する計画への支援に関するワークショップの開催 ( 決定 5/CP.7, para. 37 )	1. COP9 の前に開催 2. COP9 に結果を報告	

LDC 基金の運営に関する GEF への指導( 決定 27/CP.7, para. 3 )	1. COP8 でさらなる指導の検討と採択	COP7 で最初の指導を採択 ( 決定 27/CP.7, para. 1 )
国家適応行動計画の作成に関する指針( 決定 28/CP.7, paras. 2-3 )	1. 2002 年 7 月 15 日までに締約国が意見提出 2. SBI 17 で検討 3. COP8 で指針を見直し、必要な場合改正	COP7 で採択 ( 決定 28/CP.7, para. 1 )

< その他の検討事項 >

LULUCF に関する IPCC の作業		
残された課題	策定スケジュール	備考
LULUCF 事業活動から生じる、炭素ストックの変化と、人為的温室効果ガスの発生源による排出量と吸収源による除去量を推計、測定、監視、報告する方法( 決定 11/CP.7, para. 3 ( a ) )	1. IPCC による策定、COP9 への提出 2. COP9 での検討と採択	
LULUCF 部門における、炭素ストックの純変化と、人為的温室効果ガスの発生源による排出量と吸収源による除去量の測定、推計、不確実性の評価、モニタリングおよび報告に関するグッド・プラクティスならびに不確実性管理に関する報告書の作成( 決定 11/CP.7, para. 3 ( b ) )	1. IPCC による作成、COP9 への提出 2. COP9 での検討と採択	
間接的な人為的および自然の影響に起因する、炭素ストックの変化ならびに温室効果ガスの発生源による排出量および吸収源による除去量と、森林に関する過去の慣行に起因する影響から、直接的な人為的な炭素ストックと温室効果ガスの発生源による排出量および吸収源による除去量の変化を分離する実行可能な方法の作成( 決定 11/CP.7, paras. 2 ( c ) , 3 ( d ) )	1. IPCC による作成、COP10 に提出 2. SBSTA が、第二約束期間前に、3 条 4 項の勘定方法、規則および指針の見直しに組み入れる	

国別報告書に関する事項		
残された課題	策定スケジュール	備考
非附属書 国の国別報告書に関する専門家諮問グループ ( 決定 31/CP.7, para. 6 )	COP8 で、グループの権限と条件を見直し	COP7 で設置 ( 決定 31/CP.7, para. 1 )
非附属書 国からの国別報告書の作成に関する指針の見直し ( 決定 32/CP.7, paras. 2-3 )	1. 2002 年 8 月 5 日までに指針案について、締約国が意見提出 2. SB17 で検討	
附属書 国からの国別報告書と年次目録、審査の指針の改正 ( 決定 34/CP.7, para. 1 )	1. SBSTA16 で検討、COP8 に送付 2. COP8 で採択	

#### 【付記】

この「京都議定書の運用ルール - ボン合意・マラケシュ合意の分析（最終報告） - 」は、地球環境と大気汚染を考える全国市民会議（CASA）が作成したものであるが、途上国問題については松本泰子氏（東京理科大学諏訪短期大学経営情報学科）、京都メカニズムについては大島堅一氏（立命館大学国際関係学部）・坂田裕輔氏（鹿児島大学法文学部）・林宰司氏（京都大学大学院経済学研究科。2002年4月より、高崎経済大学経済学部）・上園昌武氏（島根大学法文学部）報告・審査手続、遵守手続については高村ゆかり氏（静岡大学人文学部）の協力を得ている。とりわけ、「途上国問題」「京都議定書のもとでの遵守手続・メカニズム」「京都議定書のもとでの報告・審査手続」に関する本項目の評価は、それぞれ、松本泰子「京都議定書における途上国に関連する問題について」、高村ゆかり「京都議定書のもとでの遵守手続・メカニズム」「京都議定書のもとでの報告・審査手続」（いずれも『京都議定書の国際制度 - 地球温暖化交渉の到達点 - 』（信山社、2002年3月刊行予定）所収）に大きく依拠するものである。記して謝意を表すものである。

2002年3月

地球環境と大気汚染を考える全国市民会議（CASA）専務理事 早川光俊